

令和8年3月17日（火）  
午前8時45分～9時10分  
庁議室

## 令和7年度 第32回庁議次第

### 議題

#### ○ 協議事項

- ① 令和8年第1回定例会における議案の撤回及び追加議案について  
(情報管理課)
- ② 令和8年度国分寺市一般会計補正予算（第1号）について  
(財政課)
- ③ 国分寺市耐震改修促進計画の改定について  
(まちづくり推進課)

#### ○ 報告事項

- ① 「指定管理者制度の運用指針」の改定について  
(契約管財課)
- ② 令和8年第1回国分寺市教育委員会臨時会及び第2回定例会について  
(教育総務課)
- ③ 「第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」の決定について  
(学校指導課)

#### ○ その他

## 庁議付議事案申請書

令和 8 年 3 月 17 日

付議番号	7 — 46 号	提出者	政策 部長	村越 隆治
1. 件名	令和8年第1回定例会における議案の撤回及び追加議案について			
2. 提案の種類 ○をつける。	規程第2条第1項各号	(1)行財政運営の基本方針に関すること。		
		(2)重要施策に関すること。		
		○ (3)条例案、予算案その他の市議会提出議案に関すること。		
		(4)各部課で作成する重要施策方針の調整に関すること。		
		(5)その他市長が命じた事項に関すること。		
3. 提案内容	別紙の議案を議会に付議するもの。			
4. 提案理由	地方自治法第149条第1号の規定により議案を提出するため、必要がある。			
5. 提案までの経過	本件は、令和8年2月2日庁議で決定した付議案件の一部を撤回し、再提出するものである。			
6. 現状と問題点				
7. 関係資料	令和8年第1回定例会付議案件（撤回及び追加）			

※提出部数……1部

意思決定に至るまでの論点整理（採択基準 A…高 B…中 C…低）		採択基準
緊急性		
公共性		
重要性	市議会に諮る必要がある。	A
公平性		
総合性		
将来性		
経済性		
継続性		
関連性		
連携性		
地域性		
財源性		
個別課題への対応	個人情報保護	
	市民参加の機会確保	
	パブリックコメント	
	法務の対応	

## 令和8年第1回定例会付議案件（撤回及び追加）

### （撤回） 1 件

議案第19号 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について

（市民課）

### （追加議案） 2 件

議案第49号 令和8年度国分寺市一般会計補正予算（第1号）

※令和8年度国分寺市一般会計予算のうち、RSウイルスワクチン定期接種に要する経費等について補正するため、必要がある。

（財政課）

議案第50号 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について

※本条例の施行日を令和8年5月1日とし再提案するため、必要がある。

（市民課）

庁議付議事案申請書

令和 8 年 3 月 17 日

付議番号	7 — 47 号	提出者	政策 部長	村越 隆治
1. 件名	令和8年度国分寺市一般会計補正予算（第1号）について			
2. 提案の種類 ○をつける。	規程第2条第1項各号	(1)行財政運営の基本方針に関すること。		
		(2)重要施策に関すること。		
		○(3)条例案、予算案その他の市議会提出議案に関すること。		
		(4)各部課で作成する重要施策方針の調整に関すること。		
		(5)その他市長が命じた事項に関すること。		
3. 提案内容	令和8年第1回定例会に令和8年度国分寺市一般会計補正予算（第1号）を提案する。			
4. 提案理由	令和8年度国分寺市一般会計予算のうち、RSウイルスワクチン定期接種に要する経費等について補正するため、必要がある。			
5. 提案までの経過	担当課より要求のあった見積額を精査し、必要な予算をまとめたものである。			
6. 現状と問題点				
7. 関係資料	令和8年度一般会計補正予算（第1号）（案）			
	令和8年度基金一覧表			

※提出部数……1部

意思決定に至るまでの論点整理（採択基準 A…高 B…中 C…低）		採択基準
緊急性	令和8年度国分寺市一般会計予算のうち、RSウイルスワクチン定期接種に要する経費等について補正する必要があるため、緊急性は高い。	A
公共性		
重要性	令和8年第1回定例会に提案する必要があるため、重要性は高い。	A
公平性		
総合性		
将来性		
経済性		
継続性		
関連性		
連携性		
地域性		
財源性		
個別課題への対応	個人情報保護	
	市民参加の機会確保	
	パブリックコメント	
	法務の対応	

令和8年度一般会計補正予算（第1号）（案） 議案第 号

補正前予算額	63,723,911 千円
補正額	148,689 千円
補正後予算額	63,872,600 千円

(歳入)

(単位：千円)

款	補正額	内 容	
14 国庫支出金	24,069	1 学校施設環境改善交付金 【歳出に伴うもの(教1)】	24,069
15 都支出金	34,475	1 低所得世帯向けエアコン設置区市町村等緊急支援事業補助金(低所得世帯) 【歳出に伴うもの(民1)】 2 低所得世帯向けエアコン設置区市町村等緊急支援事業補助金(被保護世帯) 【歳出に伴うもの(民3)】	24,475 10,000
18 繰入金	46,845	1 公共施設整備基金繰入金 【財源調整に伴うもの】 2 財政調整基金繰入金 【財源調整に伴うもの】	8,084 38,761
21 市債	43,300	1 ひかりスポーツセンター第一体育室特定天井耐震化事業債 【歳出に伴うもの(教1)】	43,300
合計	148,689		

※地方債補正  
 【追加】 ひかりスポーツセンター第一体育室特定天井耐震化事業債

(歳出)

(単位：千円)

款	補正額	内 容	
2 総務費	▲ 289	1 その他市民課事務に要する経費 【恋ヶ窪市民サービスコーナー閉所の1か月前倒しに伴う、市民課へ移設する契印機借上料の増】 2 恋ヶ窪市民サービスコーナーに要する経費 【恋ヶ窪市民サービスコーナー閉所の1か月前倒しに伴う、報酬及び旅費、消耗品費、契印機借上料の減】	8 ▲ 297
3 民生費	46,454	1 生活困窮者自立促進支援事業に要する経費 【低所得世帯に対し、エアコン設置に係る費用を助成することに伴う補助金等の増】 2 介護老人保健施設すこやか管理運営に要する経費 【公設の国分寺市介護老人保健施設すこやかの在り方の検証を目的とした調査業務委託料の皆増】 3 生活保護扶助に要する経費 【被保護世帯に対し、エアコン設置に係る費用を助成することに伴う扶助費の増】	34,254 2,200 10,000
4 衛生費	27,953	1 予防接種に要する経費 【RSウイルスワクチン接種が令和8年4月から定期接種となることに伴う委託料等の増】	27,953
10 教育費	74,571	1 ひかりプラザの維持管理に要する経費 【ひかりスポーツセンター第一体育室特定天井耐震化工事実施による工事請負費及び工事監理委託料の皆増】 2 体育施設維持管理に要する経費 【市民室内プール・生きがいセンターこいがくぼの特定天井等改修工事実施に伴う設計委託料の増】	66,487 8,084
合計	148,689		

## 令和8年度基金一覧表

名 称	令和7年度末現在高 〔( )内は、単位:円〕	区 分	令和8年度予算額(一般会計)										
			当初予算	1号補正								予算額合計	
財 政 調 整 基 金 (昭和51年12月27日施行)	千円 3,157,488	積立金	500,000										500,000
		利 子	10,706										10,706
		取 崩		38,761									38,761
		現在高	3,668,194	3,629,433									3,629,433
公 共 施 設 整 備 基 金 (昭和56年4月1日施行)	千円 6,399,894	積立金	70,103										70,103
		利 子	26,483										26,483
		取 崩	929,682	8,084									937,766
		現在高	5,566,798	5,558,714									5,558,714
緑 と 水 と 公 園 整 備 基 金 (平成7年6月26日施行)	千円 304,762	積立金	16,601										16,601
		利 子	1,002										1,002
		取 崩											0
		現在高	322,365	322,365									322,365
福 祉 基 金 (平成元年3月31日施行)	千円 5,255	積立金											0
		利 子	16										16
		取 崩											0
		現在高	5,271	5,271									5,271
職 員 退 職 手 当 金 基 金 (昭和39年4月1日施行)	千円 204,330	積立金	74,100										74,100
		利 子	716										716
		取 崩	102,700										102,700
		現在高	176,446	176,446									176,446
国 際 交 流 平 和 基 金 (平成元年3月31日施行)	千円 58,027	積立金											0
		利 子											0
		取 崩											0
		現在高	58,027	58,027									58,027
減 債 基 金 (平成17年9月29日施行)	千円 2,872	積立金											0
		利 子	9										9
		取 崩											0
		現在高	2,881	2,881									2,881
(仮称)国分寺市郷土博物館 建 設 基 金 (平成21年4月1日施行)	千円 3,849	積立金											0
		利 子	12										12
		取 崩											0
		現在高	3,861	3,861									3,861
合 計	千円 10,136,477	積立金	660,804	0									660,804
		利 子	38,944	0									38,944
		取 崩	1,032,382	46,845									1,079,227
		現在高	9,803,843	9,756,998									9,756,998

名 称	令和7年度末現在高 [( )内は、単位:円] 千円	区 分	令和8年度予算額(介護保険特別会計)										
			当初予算									予算額合計	
介護給付費準備基金 (平成12年4月1日施行)	1,290,544 ( )	積立金	4,499										4,499
		利子											0
		取崩	304,261										304,261
		現在高	990,782										990,782
合 計	1,290,544 ( )	積立金	4,499										4,499
		利子	0										0
		取崩	304,261										304,261
		現在高	990,782										990,782

定額運用基金	令和7年度末現在高 [( )内は、単位:円] 千円	区 分	令和8年度予算額										
			当初予算									予算額合計	
信時音楽奨励基金 (昭和41年4月1日施行)	900 ( )	積立金											0
		取崩											0
		現在高	900										900
合 計	900 ( )	積立金	0										0
		取崩	0										0
		現在高	900										900

## 庁議付議事案申請書

令和 8 年 3 月 17 日

付議番号	7 — 48 号	提出者	まちづくり 部長	加藤 政幸
1. 件名	国分寺市耐震改修促進計画の決定について			
2. 提案の種類 ○をつける。	規程第2条第1項各号	(1)行財政運営の基本方針に関すること。		
		(2)重要施策に関すること。		
		(3)条例案、予算案その他の市議会提出議案に関すること。		
		○(4)各部課で作成する重要施策方針の調整に関すること。		
		(5)その他市長が命じた事項に関すること。		
3. 提案内容	国分寺市耐震改修促進計画の決定をお願いするものである。			
4. 提案理由	地震による被害の軽減を目指し、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進し耐震性の向上を図ることにより、震災から市民の生命と財産を守るとともに、災害に強い国分寺を実現することを目的として策定した「国分寺市耐震改修促進計画」について、令和7年度をもって現行の計画期間が満了することから、新たな計画期間の計画を決定する必要があるため。			
5. 提案までの経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺市建築物耐震化促進検討委員会にて検討（令和7年11月6日、令和8年2月6日）</li> <li>・建設環境委員会への報告（令和7年12月8日、令和8年2月26日）</li> </ul>			
6. 現状と問題点	現行計画において定めている建築物の耐震化率の目標を達成できていない状況にある。次期の計画期間において、東京都の耐震改修促進計画も踏まえ、改めて目標を設定する必要がある。			
7. 関係資料	「国分寺市耐震改修促進計画」（案）			

意思決定に至るまでの論点整理（採択基準 A…高 B…中 C…低）		採択基準
緊急性	令和7年度をもって現行の計画期間が満了するため、緊急性がある。	A
公共性	震災から市民の生命と財産を守り、災害に強い国分寺を実現することを目的とするため、公共性がある。	A
重要性	大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、重要である。	A
公平性	市内全域の旧耐震基準（木造住宅については新耐震基準も含む）の建築物を対象とするため、公平性がある。	A
総合性		
将来性	将来的に発生する可能性がある大規模な地震に備え、令和17年度までの建築物の耐震化率の目標を設定しているため、将来性がある。	A
経済性		
継続性	耐震化の目標を達成するため、継続して事業を行っていく必要がある。	A
関連性	東京都耐震改修促進計画、国分寺市国土強靱化地域計画、国分寺市地域防災計画等と整合を図るため、関連性がある。	A
連携性	国、東京都、関係各課と連携して事業を行っていく必要がある。	A
地域性		
財源性	事業の実施に当たっては、国、東京都の補助金を活用する。	A
個別課題への対応	個人情報保護	
	市民参加の機会確保	
	パブリックコメント	
	法務の対応	

令和8年3月17日  
庁議付議資料  
まちづくり推進課

# 国分寺市耐震改修促進計画 (案)

令和8年3月

国分寺市

# 目 次

<b>第 1 章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
1. 計画改定の背景 .....	1
2. 目的と位置づけ .....	2
3. 本計画の対象区域と対象建築物 .....	3
4. 計画の期間・検証年次 .....	6
<b>第 2 章 基本方針</b> .....	<b>7</b>
1. 想定する地震の規模・被害の状況 .....	7
2. 耐震化の現状 .....	9
3. 耐震化の目標 .....	14
<b>第 3 章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</b> .....	<b>16</b>
1. 基本的な取組方針 .....	16
2. 重点的に取り組むべき施策 .....	17
<b>第 4 章 総合的な施策の展開</b> .....	<b>18</b>
1. 普及啓発 .....	19
2. 耐震化支援策の展開 .....	21
3. 建物所有者への指導・指示等 .....	22
4. 総合的な安全対策 .....	22
<b>巻末資料</b> .....	<b>24</b>
避難路 .....	24
耐震化に関する法令と耐震改修促進計画の変遷 .....	25

# 第1章 はじめに

## 1. 計画改定の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により約6,400人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は約5,500人であり、さらにこの約9割もの方が住宅・建築物の倒壊等により亡くなりました。これを機に地震に対する建築物の安全対策の必要性が強く認識され、平成7年10月27日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が制定されました。

その後も、全国各地で大規模な地震が頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。特に発生の切迫性が指摘されている多摩直下地震及び立川断層帯地震の被害については甚大なものになると想定されています。

こうした中、建築物の倒壊等の被害を減少するために、既存建築物の改修を積極的に促進することを目的に、促進法が平成18年1月26日に改正されました。促進法改正に伴い、国は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）を定め、可能な限りすべての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましいとしています。本市においても、「東京都耐震改修促進計画」、「国分寺市地域防災計画」等との整合を図るとともに、市民とともに地震に備え災害に強いまちづくりを進めるために、平成20年3月に国分寺市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

その後、平成25年11月25日に、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため促進法が改正されたのを受け、平成27年度に本計画を改定しました。

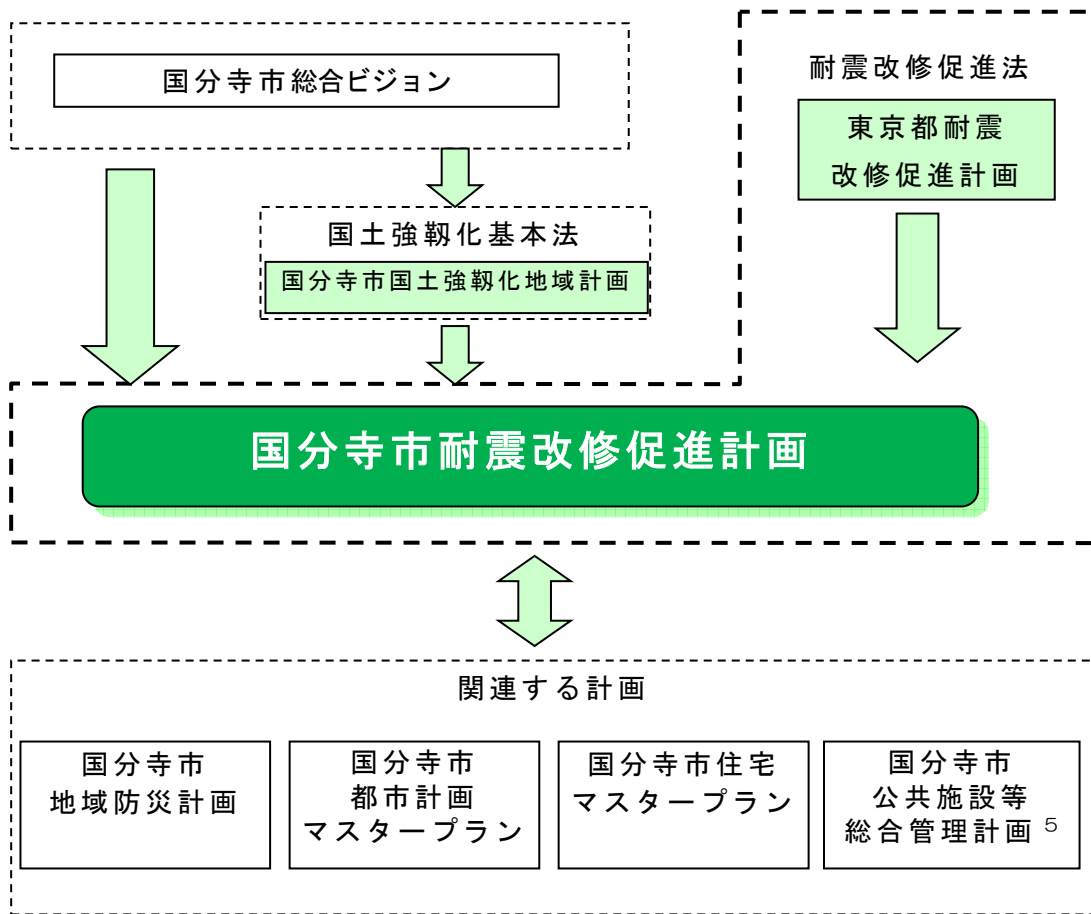
この度、計画期間満了に伴い、新たな計画に改定を行います。

## 2. 目的と位置づけ

本計画は、促進法第6条に基づき策定し、地震による被害の軽減を目指し、市内の建築物の耐震診断<sup>1</sup>及び耐震改修<sup>2</sup>を計画的かつ総合的に促進し耐震性の向上を図ることにより、震災から市民の生命と財産を守るとともに、災害に強い国分寺を実現することを目的とします。

計画策定にあたっては、「東京都耐震改修促進計画」、「国分寺市国土強靱化地域計画<sup>3</sup>」「国分寺市地域防災計画<sup>4</sup>」等の関連する計画との整合を図るものとします。

図1-1 国分寺市耐震改修促進計画の位置づけ



<sup>1</sup> **耐震診断** 一般財団法人日本建築防災協会が定める一般診断法に基づき、地震に対して建物がどの程度耐えることができるのか、建物の図面や実地調査で、地震に対する安全性を評価すること。

<sup>2</sup> **耐震改修** 耐震診断を受けた結果、耐震性に問題がある建築物の改築、修繕等を行うこと。

<sup>3</sup> **国土強靱化地域計画** 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき、大規模自然災害に対し、市民の生命と財産を守り、持続可能で強靱な地域づくりを推進するための計画。

<sup>4</sup> **国分寺市地域防災計画** 災害対策基本法第42条の規定に基づき、市及び関係防災機関が災害対策を実施することにより、国分寺市の地域並びに住民の生命・財産を災害から守ることを目的に国分寺市防災会議が策定した計画。

<sup>5</sup> **国分寺市公共施設等総合管理計画** 市の公共施設やインフラ施設を計画的かつ効率的、効果的に維持や更新していくために必要な基本的考え方等をまとめた計画。

### 3. 本計画の対象区域と対象建築物

本計画の対象区域は、国分寺市内全域とします。

対象建築物は、原則として建築基準法における新耐震基準<sup>6</sup>（昭和56年6月1日施行）導入より前に建てられた旧耐震基準の建築物のうち次に示すものとします。

表1-1 本計画の対象建築物

種 類	内 容
住 宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 戸建住宅（長屋住宅を含む。）</li> <li>◆ 共同住宅</li> </ul> <p>※木造住宅については、新耐震基準（1981年基準）導入から2000年基準<sup>7</sup>（平成12年6月1日施行）導入より前に建てられた住宅も対象とする。</p>
緊急輸送道路沿道建築物 （図1-3参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（以下「耐震化推進条例」という。）第7条第1項に定める、特定緊急輸送道路の沿道建築物で、高さが道路幅員の一定以上の建築物</li> <li>◆ 一般緊急輸送道路（都が指定した緊急輸送道路のうち、特定緊急輸送道路以外のもの）の沿道建築物で、高さが道路幅員の一定以上の建築物</li> <li>◆ 市指定緊急輸送道路の沿道建築物</li> </ul>
特 定 建 築 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 促進法第14条に定める、多数の者が利用する一定規模以上の建築物のうち、現行の建築基準法その他耐震関係規定に適合しない建築物（「特定既存耐震不適格建築物」（本計画では、一般緊急輸送道路沿道建築物を除く）と同法附則第3条に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」をいう（5頁参照）</li> </ul>
防災上重要な市立建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 国分寺市地域防災計画に定める市立建築物</li> <li>◆ 不特定多数の者が利用する施設</li> </ul>

<sup>6</sup> **新耐震基準** 建築基準法の最低限遵守すべき基準として、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するようなか規模の地震（震度5強程度）に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震（震度6強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととした基準。

<sup>7</sup> **2000年基準** 新耐震基準に加え、木造住宅に対し、主に①地盤に応じた基礎の設計、②接合部に金具取付、③偏りのない耐力壁の配置の3点の仕様を規定した基準。

図1-2 耐震基準の変遷

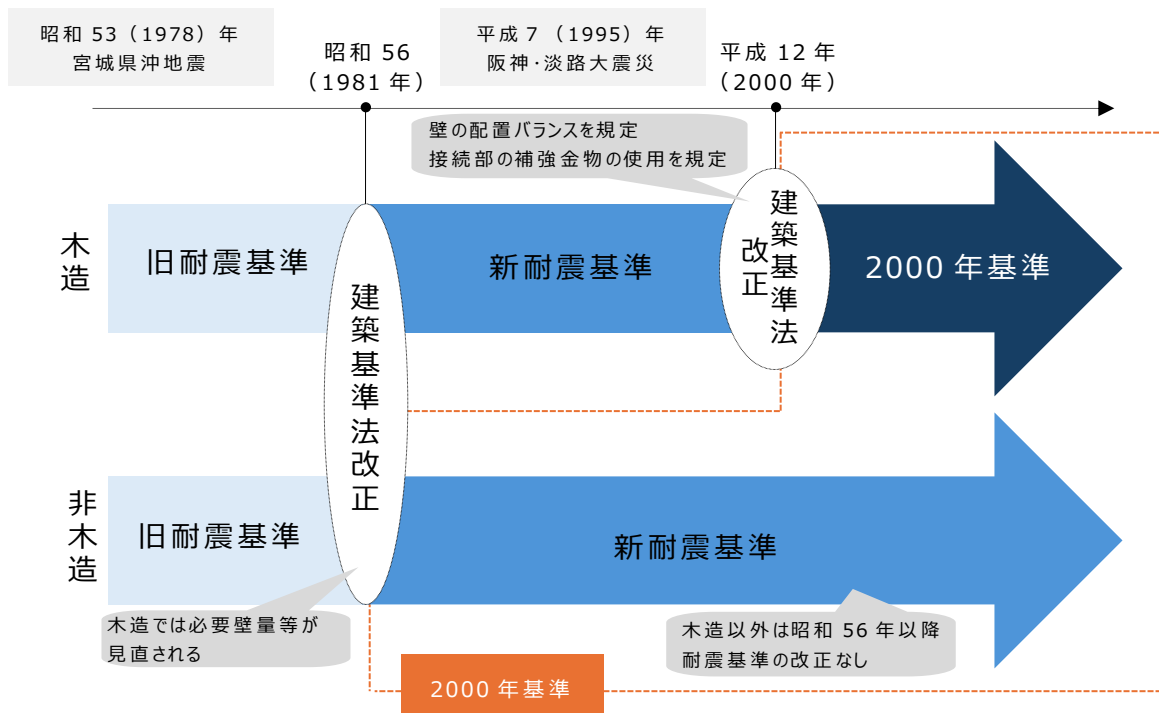


図1-3 緊急輸送道路沿道建築物の要件

① 前面道路幅員が 12m を超える場合  
幅員の 1/2 の高さを超える建築物

② 前面道路幅員が 12m 以下の場合  
6 m の高さを超える建築物

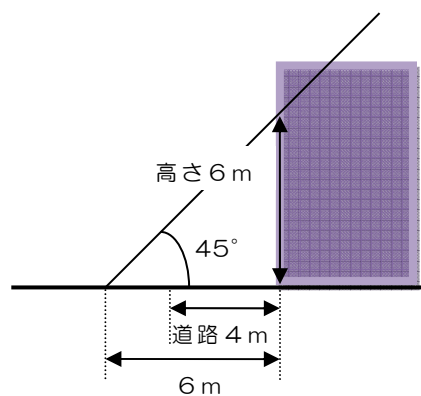
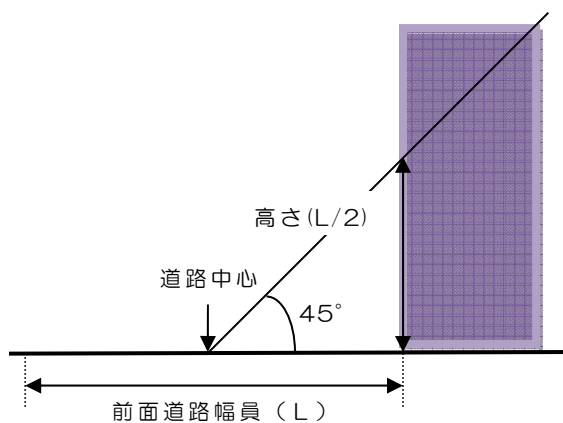


表1-2 特定建築物一覧表（促進法第14条、第15条、附則第3条）

用 途		特定既存耐震不適格建築物の規模要件 (第14条)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件 (第15条)	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件 (附則第3条)
学校	学校小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場面積含む)	階数2以上かつ1,500㎡以上 (屋内運動場面積含む)	階数2以上かつ3,000㎡以上 (屋内運動場面積含む)
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。） <sup>8</sup> 、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上		
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上

<sup>8</sup> 賃貸住宅（共同住宅に限る。） 促進法において特定建築物であるが、本計画では住宅として扱う。

飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	階数3以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路の幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	

#### 4. 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や計画の実施状況等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを実施します。

## 第2章 基本方針

### 1. 想定する地震の規模・被害の状況

- 本計画では、「首都直下地震による東京の被害想定」（東京都防災会議、令和4年5月策定）に基づき、都心南部直下地震（M7.3）、多摩東部直下地震（M7.3）、大正関東地震（M8）及び立川断層帯地震（M7.4）を想定する。

本計画で想定する地震は、「東京都耐震改修促進計画」及び「国分寺市地域防災計画」との整合を図り、「首都直下地震による東京の被害想定」の都心南部直下地震（M<sup>9</sup>7.3）、多摩東部直下地震（M7.3）、大正関東地震（M8）及び立川断層帯地震（M7.4）とします。

国分寺市で人的被害、建物被害が最も大きい立川断層帯地震（M7.4）が発生した場合、国分寺市のほぼ全域で震度6強が発生すると想定されています。冬の夕方18時、風速8m/秒という条件では、建物被害による死者が30人、建物被害は全壊、半壊合わせて2,955棟と想定されています。

<sup>9</sup> M（マグニチュード） 震源から放出される地震のエネルギーの大きさを数字で示したもの。

表2-1 首都直下地震における国分寺市の被害想定

条件	地震の規模等	都心南部直下 地震M7.3	多摩東部直下 地震M7.3	大正関東 地震M8	立川断層帯 地震M7.4	
	時期及び時刻	冬の夕方18時	冬の夕方18時	冬の夕方18時	冬の夕方18時	
	風速	8m/秒	8m/秒	8m/秒	8m/秒	
人的被害	死者	21人	48人	14人	104人	
	原因別	ゆれによる建物被害	6人	15人	2人	30人
		屋内収容物	1人	2人	1人	3人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人
		地震火災	8人	19人	7人	55人
		ブロック塀等	6人	12人	4人	16人
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人
	負傷者 (うち重傷者)	464人 (99人)	886人 (208人)	281人 (62人)	1,420人 (343人)	
	原因別	ゆれによる建物被害 (うち重傷者)	213人 (8人)	386人 (28人)	106人 (0人)	615人 (63人)
		屋内収容物 (うち重傷者)	32人 (7人)	55人 (12人)	32人 (7人)	58人 (13人)
		急傾斜地崩壊 (うち重傷者)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
		地震火災 (うち重傷者)	11人 (3人)	46人 (13人)	10人 (3人)	207人 (58人)
		ブロック塀等 (うち重傷者)	207人 (81人)	398人 (155人)	132人 (52人)	538人 (210人)
		屋外落下物 (うち重傷者)	0人 (0人)	1人 (0人)	0人 (0人)	1人 (0人)
建物全壊		195棟	452棟	88棟	869棟	
原因別	ゆれ	195棟	452棟	88棟	869棟	
	液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	
	急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	
建物半壊	1,424棟	1,712棟	822棟	2,086棟		
原因別	ゆれ	1,423棟	1,711棟	821棟	2,085棟	
	液状化	1棟	1棟	1棟	1棟	
	急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	
出火件数	2件	6件	3件	9件		
焼失棟数	倒壊建物を含む 焼失	380棟	949棟	360棟	2,702棟	
	倒壊建物を含まない 焼失	354棟	932棟	348棟	2,627棟	
避難者数	避難者数	9,370人	17,398人	6,466人	26,738人	
	帰宅困難者数	10,696人	10,696人	10,696人	10,696人	
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		84台	105台	81台	126台	

※資料は「首都直下地震による東京の被害想定」による。  
 ※小数点以下の四捨五入により、合計は合わないことがある。

## 2. 耐震化の現状

- 住宅については、84.6%が2000年基準による耐震性を満たしているの見込まれる。
- 特定緊急輸送道路沿道建築物については、95.2%が耐震性を満たしている。
- 民間特定建築物については、94.8%が耐震性を満たしている。
- 防災上重要な市立建築物については、平成23年度をもって100%の耐震性を達成している。

### (1) 住宅の耐震化の現状

住宅の耐震化の現状は、建物登記データ（令和7年1月1日時点）をもとに、都の耐震化率<sup>10</sup>の推計方法に準じて市内の住宅の2000年基準を満たす耐震化率を推計すると、木造は82.2%、非木造は95.9%となり、全体では84.6%と見込まれます。一方、耐震性が不十分であると推計される4,795棟の住宅については、補強工事等の耐震対策が必要となります。

表2-2 住宅の耐震化の現状（推計）

構造	昭和 55 年 以前の住宅	昭和 56～ 平成 12 年の住宅	平成 13 年 以降の住宅	住宅数	耐震性を 満たす住宅数	耐震化率
木造	5,049	8,913	11,713	25,675	21,103	82.2%
非木造	710	2,601	2,115	5,426	5,203	95.9%
合計	5,759	11,514	13,828	31,101	26,306	84.6%

<sup>10</sup> 耐震化率 建築物の総数に対する建築基準法による耐震基準を満たしている建築物の割合。

市内には、市の課税台帳（令和7年4月1日時点）によると、225棟の非木造の分譲マンションが立地しています。都の非木造住宅マンションの耐震化率の推計方法に準じると、昭和56年以前に建築された39棟のうち耐震性のあるものは68.5%にあたる26棟であり、昭和57年以降建築の186棟を加えると212棟となり、全体の94.2%が耐震性を満たしているの見込まれます。一方、13棟の分譲マンションが必要な耐震性が不十分であると見込まれます。

表2-3 マンションの耐震化の状況

昭和56年以前に建築された市内の分譲マンション	39棟
うち耐震性のあると思われるもの（A）	26棟
昭和57年以降に建築された市内の分譲マンション（B）	186棟
市内の全分譲マンション（C）	225棟
市内の分譲マンションの耐震化率 $((A)+(B))/(C)$ 推計値	94.2%

## (2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状

都が耐震化推進条例第7条第1項に基づき指定する市内の特定緊急輸送道路の沿道建築物は105棟（平成24年2月末時点）で、このうち、昭和56年5月以前の建築物は20棟あります。そのうち耐震性のあるもの（耐震改修済み、除却を含む。）は15棟あり、昭和56年6月以降建築の85棟を加えると100棟となり、令和7年度末現在の耐震化率は95.2%となっています。一方、5棟の建築物が、耐震診断の結果、必要な耐震性が不足しています。

一般緊急輸送道路（特定緊急輸送道路以外の都緊急輸送道路）の沿道建築物の総数は307棟で、このうち、昭和56年5月以前の建築物で耐震性がないもの及び耐震性が確認できていないものは75棟（令和7年10月時点）あります。これらの建築物については、耐震化状況の報告が義務付けられておらず、耐震性の有無が把握出来ていないものがあるため、耐震化率は推計値で75.6%となっています。

図2-1 市内の緊急輸送道路（都道）

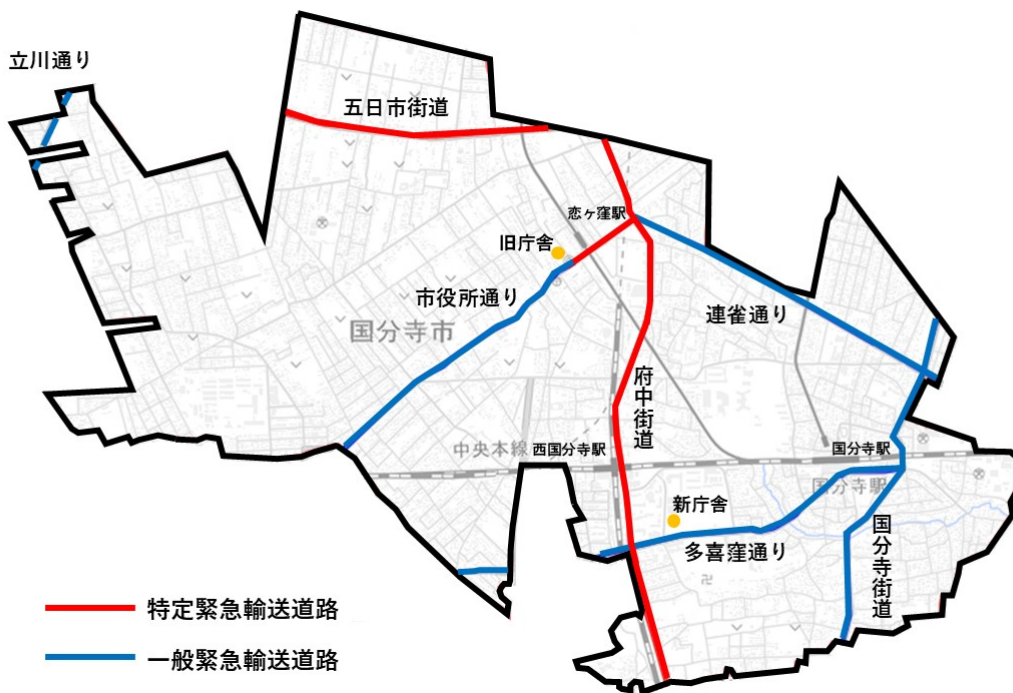


表2-4 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状

単位：棟

種別	昭和56年5月以前の建築物			昭和56年6月以降の建築物(B)	計(C)	耐震化率 ((A)+(B)/(C))
	耐震性なし	耐震性あり(A)	小計			
特定緊急輸送道路沿道建築物	5	15	20	85	105	95.2%

### (3) 民間特定建築物<sup>11</sup>の耐震化の現状

市内の民間特定建築物は、下表に示すように96棟（令和7年10月末時点）あります。このうち、昭和56年5月以前の建築物は24棟あります。そのうち耐震性のあるもの（耐震改修済み、除却を含む。）は19棟あり、昭和56年6月以降建築の72棟を加えると91棟となり、全体の94.8%が耐震性を満たしています。一方、5棟の建築物が必要な耐震性が不十分であると見込まれます。

表2-5 民間特定建築物の耐震化の現状

単位：棟

用途	昭和56年5月以前建築			昭和56年 6月以降 建築(B)	計 (C)	耐震化率 ((A)+(B)/(C))
	耐震性 なし	耐震性 あり(A)	小計			
学校	0	8	8	8	16	100%
体育館	0	0	0	0	0	—
幼稚園・保育所	0	2	2	8	10	100%
運動施設	0	0	0	2	2	100%
博物館等	0	0	0	0	0	—
病院・診療所	0	1	1	4	5	100%
老人ホーム等	0	0	0	12	12	100%
福祉センター等	0	0	0	0	0	—
劇場等	0	0	0	0	0	—
集会場・公会堂	0	0	0	0	0	—
展示場	0	0	0	0	0	—
遊技場	0	0	0	2	2	100%
公衆浴場	0	0	0	0	0	—
飲食店等 <sup>※2</sup>	0	1	1	1	2	100%
事務所	3	5	8	21	29	89.6%
サービス業	0	0	0	4	4	100%
物販	2	1	3	5	8	75.0%
ホテル・旅館	0	1	1	2	3	100%
工場	0	0	0	3	3	100%
合計	5	19	24	72	96	94.8%

※資料は、特殊建築物等定期調査報告等による。

<sup>11</sup> 民間特定建築物 特定建築物から市立建築物を除いた民間の建築物。

#### (4) 防災上重要な市立建築物の耐震化の現状

市内の市立建築物のうち、防災上重要な建築物は74棟であり、平成23年度に全ての建築物の耐震化が完了しており、耐震化率は100%を達成しています。

表2-6 市立建築物の耐震化の現状

単位：棟

種類	昭和56年5月以前建築	昭和56年6月以降建築	合計(A)	耐震性あり(B)	耐震化率((B)/(A))
学校校舎	14	1	15	15	100%
学校体育館	12	0	12	12	100%
保育園	0	3	3	3	100%
児童館・学童保育所	1	9	10	10	100%
庁舎	0	1	1	1	100%
消防施設・防災施設	0	7	7	7	100%
生涯学習施設	0	2	2	2	100%
地域センター・公会堂	0	5	5	5	100%
福祉施設・保健施設	2	5	7	7	100%
その他	4	8	12	12	100%
合計	33	41	74	74	100%

### 3. 耐震化の目標

- 住宅については、令和17年度までに2000年基準による耐震性の不足する住宅をおおむね解消することを目標とする。
- 特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和17年度までに耐震化率100%とすることを目標とする。
- 一般緊急輸送道路沿道建築物については、令和17年度までに耐震化率90%とすることを目標とする。
- 民間特定建築物については、令和17年度までに耐震性の不足する対象建築物をおおむね解消することを目標とする。
- 防災上重要な市立建築物については、平成23年度をもって耐震化率100%を達成していることから、天井落下防止、窓ガラス飛散防止等耐震化関連施策を実施する。

耐震化の目標達成度をより正確に把握していくために、今後、耐震化の状況及び施策の効果等について定期的に分析・評価を行い、所要の見直しをしていくこととします。

表2-7 耐震化率の現状と目標

建築物の分類	耐震化率	
	現 状	目 標（達成年度）
住 宅	84.6%	⇒ おおむね解消（令和17年度）
特定緊急輸送道路沿道建築物	95.2%	⇒ 100%（令和17年度）
一般緊急輸送道路沿道建築物	75.6%	⇒ 90%（令和17年度）
民間特定建築物	94.8%	⇒ おおむね解消（令和17年度）

### (1) 住宅の耐震化の目標

市民の生命、財産の保護及び地域の被害の軽減を図るため、住宅の耐震化を促進することが重要です。地震による死者数を被害想定数から減少させることを目指し、住宅については、令和17年度までに2000年基準による耐震性の不足する住宅をおおむね解消することを目標とします。

本市においては、昭和56年以前に建築された住宅のうち約90%を、平成12年以前に建築された住宅のうち約80%を木造住宅が占めている状況であり、旧耐震基準の木造住宅に対する支援策と共に、2000年基準の木造住宅に対する支援を継続し、耐震化を促進します。住宅の建替えによる自然更新に加え、支援策による耐震化促進効果により、目標達成を図ります。

### (2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標

震災の被害を最小化し、早期復旧を図るためには緊急輸送道路沿道の耐震化を進め、建築物の倒壊による道路閉塞を防止することが重要です。そのため、特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和17年度までに耐震化率を100%とすることを目標とします。

また、一般緊急輸送道路沿道建築物のうち昭和56年5月以前の建築物について、所有者に対し、緊急輸送道路の役割についての啓発と耐震化に対する支援を行います。まずは耐震化状況の把握のために耐震診断の実施を促したうえで、令和17年度までに、耐震化率を90%とすることを目標とします。

### (3) 民間特定建築物の耐震化の目標

市内には多数の者が利用する民間特定建築物が存在し、市民の生命の保護と減災を図るため、民間特定建築物の耐震化を促進することが重要です。民間特定建築物については、令和17年度までに耐震性の不足する対象建築物をおおむね解消することを目標とします。

民間特定建築物の中でも、災害時に特に甚大な被害につながるおそれのある、不特定多数のものが利用する建築物や要配慮者<sup>12</sup>が利用する建築物は、重点的に耐震化の促進を図ります。

### (4) 防災上重要な市立建築物の耐震化の目標

防災上重要な市立建築物については、平成23年度をもって耐震化率100%を達成していますが、国分寺市公共施設等総合管理計画等との整合を図りつつ、天井落下防止、窓ガラス飛散防止等耐震化関連施策を実施していきます。

また、市が民間建築物を賃借している施設についても、市立建築物と同様に公共施設としての安全対策を求められることから、関係権利者へ必要な対策を講じるよう働きかけていきます。

---

<sup>12</sup> 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人をいう。

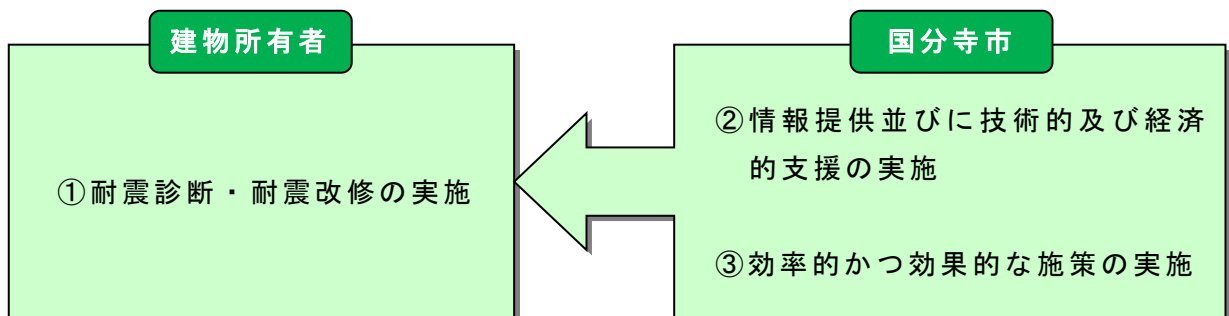
## 第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1. 基本的な取組方針

- ① 耐震診断・耐震改修は、建物所有者によって行われることを基本とする。
- ② 市は、市民の生命・財産を守るため、建物所有者が主体的に耐震化の取組ができるよう、情報提供並びに技術的及び経済的な支援を行う。
- ③ 重点的に取り組むべき施策を建築物について設定し、耐震診断・耐震改修の促進に関して効率的かつ効果的な施策を実施する。

- ① 住宅・建築物の耐震化の促進は、建築物の所有者が自らの問題かつ地域の問題としてとらえ、主体的に取り組むことが重要です。そのため、耐震診断・耐震改修は、原則として建物所有者の責任で行うものとします。
- ② 個々の住宅・建築物は、都市を構成する社会資本であり、耐震性の向上は、市民の生命・財産を守る災害に強いまちづくりに不可欠であることから、市は建物所有者が主体となって行う耐震診断・耐震改修に対して、必要な情報を提供するとともに技術的、経済的な支援を行います。
- ③ 大規模な地震の発生する確率が高い現状から、耐震性の向上はまちづくりにおける急務の課題です。そのため、市は耐震化の促進に関して、重点的に取り組むべき施策を設定し、より効率的、効果的な実施を図ります。

図3-1 耐震化の考え方



## 2. 重点的に取り組むべき施策

耐震化の促進のために、「木造住宅の耐震化」、「緊急輸送道路沿道建築物の耐震化」及び「民間特定建築物の耐震化」を重点的に取り組むべき施策として実施します。

### (1) 木造住宅の耐震化

本市においては、平成12年以前に建築された住宅のうち約80%を木造住宅が占めている状況を踏まえ、令和17年度までに耐震性の不足する住宅をおおむね解消するため、木造住宅については、耐震診断や耐震改修等に関する支援策を継続していきます。また、必要に応じて緊急輸送道路沿道や市内の木造住宅密集地域<sup>13</sup>など特に耐震化が必要な木造住宅に対する助成制度の拡充を検討するなど、引き続き重点的に耐震化を図ることとします。

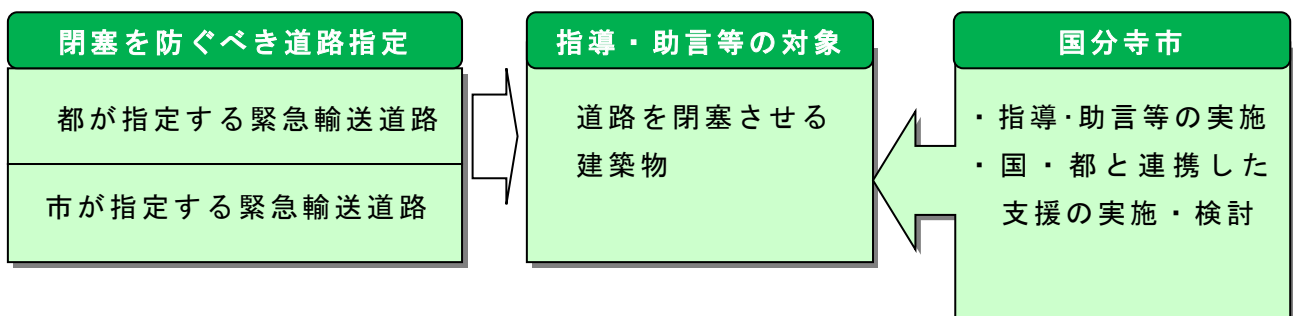
なお、マンション等木造以外の住宅への助成制度についても、必要な検討を行い、助成制度の確立を図ります。

### (2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

特定緊急輸送道路沿道建築物については、耐震化助成制度の効果的な運用を行い、重点的に耐震化を促進します。

一般緊急輸送道路沿道の建築物については、令和7年度に耐震化助成制度を創設しました。第一段階として耐震診断の実施による耐震化状況の把握に努めます。また、建物所有者に対し、緊急輸送道路の役割についての啓発を行い、沿道建築物の耐震化を促進します。

図3-2 沿道建築物の耐震化



### (3) 民間特定建築物の耐震化

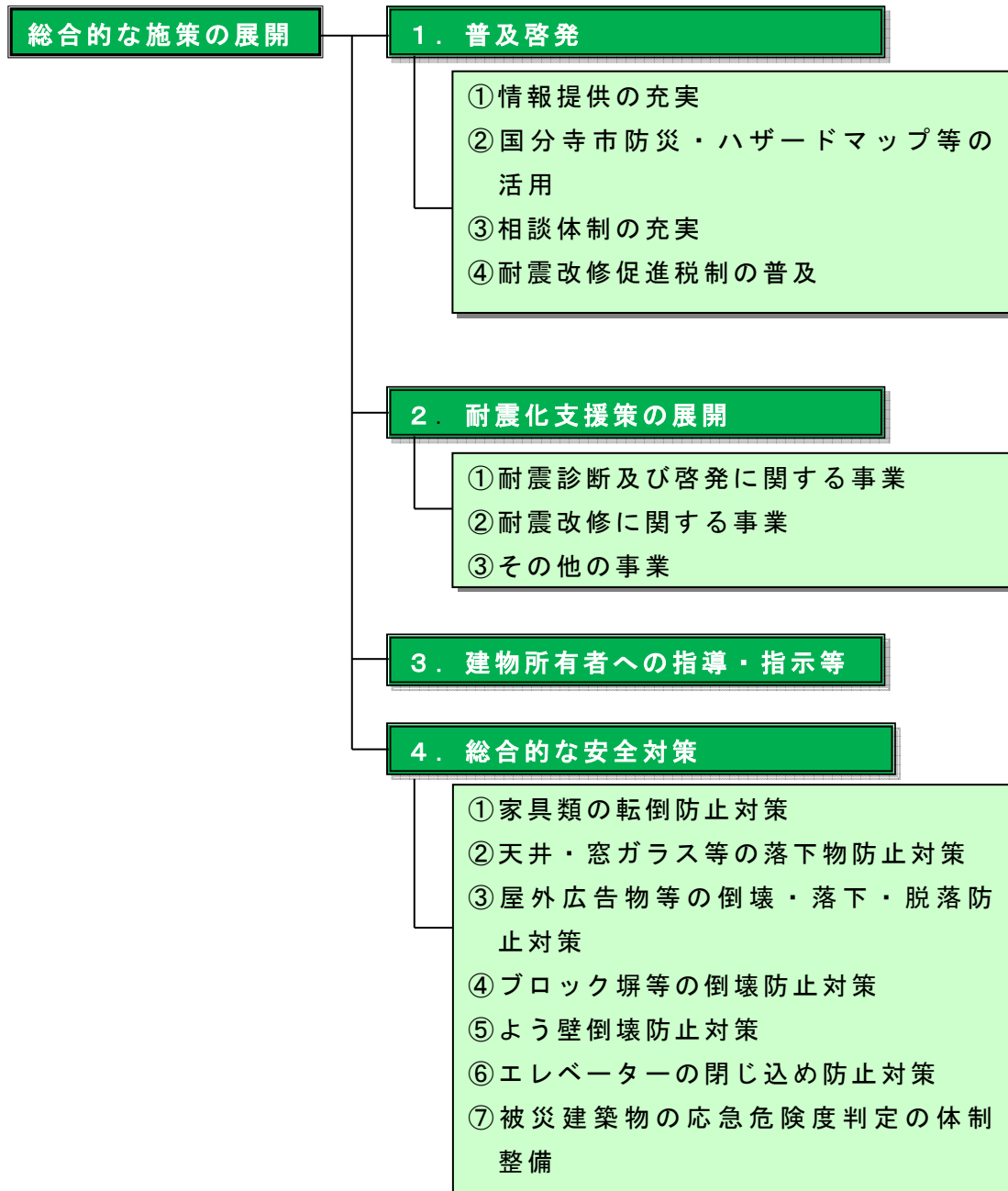
特定建築物のうち、民間が所有する建築物について、市は、建物所有者に対し、耐震化に必要な情報提供等や促進法に基づき、特殊建築物等定期調査報告書等の内容を踏まえ耐震化を実施するよう指導、助言を行い、耐震化を促進します。

<sup>13</sup> 木造住宅密集地域 東京都が定める「防災都市づくり推進計画」（平成28年3月策定）において、対象とされた木造住宅が密集した地域。

## 第4章 総合的な施策の展開

耐震診断及び耐震改修の普及を図るとともに、災害に強い安全なまちづくりを進めるために、本市においては、以下の体系に示す総合的な施策の展開を図ります。

図4-1 施策の体系



## 1. 普及啓発

本市は、市民防災まちづくり学校の開催、防災まちづくり推進地区における市民による防災計画の作成など独自の防災対策を進めています。そのため、耐震化の普及啓発にあたっては、地域における自治会・町内会及び防災まちづくり推進地区などの市民組織、並びに関係団体及び事業者と連携し、耐震化の促進を図り、耐震化が当然のこととして受け止められる機運を醸成します。

### ① 情報提供の充実

市は、市報・ホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布などを積極的に行い、市民への耐震診断・耐震改修の必要性、支援制度等の周知を図ります。

特に、耐震化の優先度が高い木造住宅の所有者への周知については、ダイレクトメールの送付や専門家による無料訪問耐震相談を実施します。

今後、耐震化促進に関するイベントを都や関係機関等と連携して開催するとともに、市が行う防災訓練、まちづくりのイベント等において、耐震診断・耐震改修の必要性、支援制度等の周知を図ります。

また、都が行っている「東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度<sup>14</sup>」や「安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置の事例紹介<sup>15</sup>」など、建物所有者が安心して耐震診断・耐震改修に取り組むことができるよう他自治体の制度も積極的に紹介又は活用をしていきます。

### ② 国分寺市防災・ハザードマップ等の活用

市民自らが耐震診断及び耐震改修を実施していくためには、自分が住んでいる地域の地震に対する危険性を十分認識していることが必要です。このため、国分寺市防災・ハザードマップについて、全世帯に行き渡るよう引き続き転入者への配布を行い、市民に対し、地震に関する地域の危険度、地区防災センターの場所等、事前の備えに役立つ必要な情報の周知を図ります。

また、都が東京都震災対策条例第12条に基づき、おおむね5年ごとに作成し公表する地域危険度測定調査結果を活用し、地震に関する地域の危険度を市報やホームページに掲載することにより、市民に対して耐震診断・耐震改修の必要性の周知を図ります。

<sup>14</sup> **東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度** 一定の要件を満たす耐震診断事務所を登録し、公表することにより、住宅の耐震化に取り組もうとする都民が、安心して耐震診断を実施できるよう環境を整備することを目的として都が開始した制度。

<sup>15</sup> **安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置の事例紹介** 都が木造住宅の耐震改修の実施例や地震から命を守るための装置について広く募集し、学識経験者・実務経験者等で構成する評価委員会の審査により一定の評価を受け選定された事例。

### ③ 相談体制の充実

建築物の耐震化を促進するためには、助言や情報提供を適切に行うなど、建物所有者のニーズに的確に対応することが重要です。このため、建物所有者が安心して耐震診断・耐震改修を実施できるよう、市は耐震診断・耐震改修に関する相談窓口をまちづくり推進課に設置します。相談窓口の設置に当たっては、関係部署、都及び関係機関と連携し、市民にとってわかりやすいものとなるよう努めます。

また、地域の耐震診断士による無料訪問耐震相談を引き続き実施し、相談体制の充実を図ります。

### ④ 耐震改修促進税制の普及

平成18年度の税制の改正により創設された耐震改修促進税制により、昭和56年5月31日以前に建築された住宅を耐震改修した場合は、その証明書を添付することにより、所得税の特別控除や固定資産税の減額措置が受けられることがあります。

市は所有者への税制の周知を図るとともに、所得税の特別控除等に必要となる証明書を発行します。

表4-1 耐震改修促進税制の概要

項目	所得税の特別控除	固定資産税の減額措置
控除や減額の内容	耐震改修工事を行った、その年分の所得税額から耐震改修に係る標準的な工事費用相当額（上限金額設定あり）の一定割合を所得税額から控除	住宅一戸あたり一定面積に対応する家屋に係わる固定資産税の一定額を一定期間減額

## 2. 耐震化支援策の展開

耐震診断・耐震改修に係る助成事業を以下のとおり実施します。特に、木造住宅耐震診断士派遣事業については、より利用しやすい制度となるよう、耐震診断費用に対する所有者負担を無料化し、木造住宅の早期の耐震化を図ります。木造住宅耐震改修等助成制度については、事業の実施状況を見極め、緊急輸送道路沿道、木造住宅密集地域など特に耐震化が必要な木造住宅について助成制度の拡大の検討を行います。また、その他の各支援策については、必要に応じて事業内容の拡充等、所要の見直しを検討していくものとします。

表4-2 現状の耐震化支援策の概要

事業種類	事業名	事業内容
①耐震化促進のための啓発事業	戸別訪問	平成 21 年度から平成 24 年度にかけて、昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅を対象に戸別訪問を行いました。 【年度別実績】 平成 21 年度：2,639 件 平成 22 年度：2,591 件 平成 23 年度：2,275 件 平成 24 年度：1,071 件 計 8,576 件 平成 27 年 1 月 1 日時点の対象棟数：6,934 件
	訪問耐震相談	耐震診断士が住宅を訪問し、建物の状況や図面を参考に簡易耐震チェックを行うほか、耐震全般に関するアドバイスを行います。
	木造住宅耐震診断士派遣事業	木造住宅耐震診断士を派遣し耐震診断を行うとともに、改修工事に関する説明を行うことで耐震改修を促します。
	その他啓発の取組	耐震化の必要性に係る普及・啓発として以下に例示する取組を行います。 ①耐震化支援策の案内資料等を作成し、DM の送付、ポスティング等を行います。 ②耐震化支援策について、市報や HP への掲載や総合防災訓練等のイベントにおいて周知を図ります。
②耐震改修等に関する事業	木造住宅耐震改修等助成制度	以下の工事に要する費用の一部を助成します。 ①耐震改修後の上部構造評点が 1.0 以上となる改修工事 ②除却工事
③その他の事業	住宅改修資金融資あっせん	住宅の修繕工事等をする場合、資金の融資あっせんを予算の範囲内で随時受け付けます。
	改修事業者等に対する取組	改修事業者等の技術力向上や改修事業者等を利用しやすい環境を構築するため東京都と連携を行い取組を実施します。

※上表の支援策については、社会資本整備総合交付金要綱に基づく住宅耐震化緊急促進アクションプログラムとして位置付けます。なお、緊急耐震重点区域は国分寺市内全域とし、無料訪問耐震相談、木造住宅耐震診断士派遣事業及び木造住宅耐震改修助成制度の実績を市ホームページに年度ごとに公表することとします。

### 3. 建物所有者への指導・指示等

市は、すべての特定建築物の所有者に対して、耐震化に必要な情報提供等や促進法第15条第1項に基づき、耐震診断・耐震改修の適確な実施を確保するため指導・助言を実施するよう努めます。

指示対象となる一定規模以上の特定建築物（5頁参照）の場合には、指導に従わないもののうち、地震に対する安全性を図ることが特に必要な建築物の所有者に対しては指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わない場合は、その旨を公表するものとします。公表を行ったにもかかわらず耐震改修等を行わない建築物のうち、建築基準法第10条の規定に該当する建築物<sup>16</sup>については、その所有者に対し、同条の規定に基づく勧告又は命令を行うことを検討します。

### 4. 総合的な安全対策

総合的な安全対策として、次に掲げる7つの対策を促進します。公共施設においては、定期的に建築物及び設備の安全点検を行い、地震時の危険防止に努めます。

#### ① 家具類の転倒防止対策

近年発生した大地震では、家具類の転倒・落下等による死傷者が多く発生しています。本市において、家具の転倒防止を既に行っている市民は49.1%です「国分寺市民の防災に関する市民意識調査報告書」（令和6年3月・国分寺市）。

そのため、家具の転倒防止対策の重要性に関する広報・PRを行うとともに、助成制度等の検討をします。

#### ② 天井・窓ガラス等の落下物防止対策

平成23年に発生した東日本大震災では、窓ガラス、外壁タイル、天井等の落下が数多く見られました。本市においても、駅周辺及び主要道路沿いの商業・業務地では、落下物の危険度が高いことが想定されます。

そのため、地震が発生した際、外壁タイル等や窓ガラス、大規模空間を有し天井部材が落下する危険のある建築物の所有者に対して、点検・改修の実施の指導等、適切に対応していきます。

#### ③ 屋外広告物等の倒壊・落下・脱落防止対策

地震の際、屋外広告物等の工作物が脱落し被害をもたらすことがないよう、屋外広告物所有者等に対し、必要な情報提供等や東京都屋外広告物条例、道路法及び建築基準法に基づき、工作物の許可申請時に点検・改修の指導を行います。

---

<sup>16</sup> **建築基準法第10条の規定に該当する建築物** 建築基準法では、特定行政庁が、建築物の敷地、構造又は建築設備が著しく保安上危険であると認める場合、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上必要な措置をとることを命ずることができるとしている。

#### ④ ブロック塀等の安全対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、死者27人中16人がブロック塀等の倒壊によるものでした。また、平成30年6月に発生した大阪北部地震では、2人が倒壊したブロック塀の下敷きになって死亡しました。本計画の被害想定においても、538人の人的被害が予測されています。

全国的にブロック塀の安全確保が地震対策の課題となる中、本市においては、ブロック塀等の安全対策として、耐震診断及び撤去工事等に対する助成を実施します。特に避難路（巻末資料参照）の沿道については、重点的に助成の案内などを行うとともに、倒壊のおそれがあるブロック塀等の所有者に対しては、安全対策について、個別に指導を行うことにより、被害防止に繋がります。

#### ⑤ よう壁倒壊防止対策

本市においては、国分寺崖線沿い、野川沿いの段切り宅造地によう壁が多く、危険度が高くなっています。（国分寺市災害危険調査報告書：平成19年3月）

そのため、よう壁の安全性や耐震性に関する相談体制を強化していくとともに、よう壁の改修・補強工事への助成制度等の支援の検討を行います。

#### ⑥ エレベーターの閉じ込め防止対策

平成23年3月に発生した東日本大震災では、首都圏の多くの建築物でエレベーターが緊急停止し、利用者が長時間閉じ込められる被害が発生しました。本計画の被害想定においても、126台程度の閉じ込め被害が予測されています。

このため、所有者に対し地震時におけるエレベーターの安全対策などに関する情報を提供するとともに安全装置の設置等を働きかけ、市民の不安解消と被害防止に繋がります。

#### ⑦ 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

地震発生時においては、二次災害防止のための被災建築物の余震に対する危険度の判定（応急危険度判定など）を行い、必要な措置を行うことが求められています。大規模地震が発生した場合、被災建築物は膨大な数に及びと考えられ、これらの被災建築物について応急危険度判定を迅速に行うためには、あらかじめ判定体制を整備する必要があります。

このため、都は、平成7年5月に防災ボランティアに関する要綱を制定し、応急危険度判定員を防災ボランティアとして位置付け、判定員の確保を図っています。

本市においても、東京都防災ボランティア制度に基づく、応急危険度判定員の実施体制の整備のため、民間技術者への制度の周知を行うとともに、応急危険度判定業務マニュアルを整備し、都及び地元判定員との定期的な連絡訓練等を行います。

## 巻末資料

### 避難路

国分寺市耐震改修促進計画第4章4④に規定する「避難路」についての位置は以下のとおりとする。

- ①国分寺市地域防災計画第3部第5章に定める災害時緊急輸送道路
- ②通学路（国分寺市教育委員会が定めるもの）
- ③建築物から国分寺市地域防災計画第3部第1章に定める避難所、二次避難所、福祉避難所、補助施設及び避難場所までの避難経路となる建築基準法及び道路法上の道路（国分寺市特定公共物管理条例第2条第1号に規定する道路を含む）

なお、この「避難路」は、社会資本整備総合交付金交付要綱付属第Ⅱ編イー16－（12）－①住宅・建築物耐震改修事業の1. 定義－2 十一における「避難路」として位置付ける。

## 耐震化に関する法令と耐震改修促進計画の変遷

	被害の大きかった地震等	法律改正等	国分寺市耐震化施策等	東京都耐震化施策
昭和 50 年 以前	S39 年 新潟地震 ・液状化被害 S43 年 十勝沖地震 ・鉄筋コンクリート造建造物の被害多数	S46 年 建築基準法・政令改正 ・靱性（粘り強さ）の確保とせん断補強 ・木造建築物の必要壁量の基準の強化 等		
昭和 51～ 63 年	S53 年 宮城県沖地震 ・ピロティ形式や偏心の著しい建築物等に被害	新耐震設計法の開発（～昭和 52 年）  S56 年 建築基準法・政令改正新耐震基準の導入 ・大規模な地震動に対する検証を行う 2 次設計の導入 ・木造建築物の必要壁量の基準の強化 等		
平成元～ 10 年	H7 年 阪神・淡路大震災 ・新耐震基準以前の建築物や施行不良 ・建築物の多くが倒壊・崩壊	H7 年 耐震改修促進法制定 ・多数の者が利用する建築物への指導、助言、指示 ・耐震改修計画の認定制度等		
平成 11～ 20 年	H16 年 新潟県中越地震 H17 年 構造計算書偽装問題	H12 年 建築基準法・政令改正 ・技術基準の性能規定化（限界耐力計算の導入）等  H18 年 耐震改修促進法改正 ・耐震改修促進計画の策定（耐震化率目標の導入） ・指示に従わない場合の公表等  H19 年 建築基準法・政令改正 ・建築確認、検査の厳格化	H20 年 国分寺市耐震改修促進計画策定 3 月	H19 年 耐震改修促進計画策定 3 月





## 国分寺市耐震改修促進計画

令和8年3月

発行／国分寺市まちづくり部まちづくり推進課

住所：〒185-8501

東京都国分寺市泉町二丁目2番18号

電話：(042) 325-0111

メール：machisuishin@city.kokubunji.tokyo.jp

## 「指定管理者制度の運用指針」の主な改正点について

### 1 国分寺市組織条例の改正に伴う改正

国分寺市組織条例が令和 8 年 4 月 1 日に改正されることに伴い、国分寺市指定管理者評価委員会委員の役職名を改めた。

政策部長⇒政策経営部長      市民生活部長⇒市民部長

### 2 2次審査プレゼンテーションにおける係数の取扱い

国分寺市指定管理者候補者選定委員会において評価を行うとき、1次審査（書類審査）のみ係数<sup>※1</sup>を踏まえた得点としていた。2次審査（プレゼンテーション）における得点が1次審査に比べて小さく、それを改善するため、2次審査においても係数を踏まえた得点とするよう改めた。

※1 係数は評価項目の重要度に応じて、0.5、1、2、3、4、5の6段階で設定する。評価項目ごとの評価点に係数を乗じることで、各評価項目の得点が算出される。

これと併せて、効率的な審査を行う観点から、2次審査を実施する対象の団体数を1次審査で7割以上の得点を得た団体のうち、上位3団体とする改正を行った。

### 3 障害者の法定雇用率が変更となることに伴う改正

民間企業の障害者の法定雇用率が、令和 8 年 7 月に 2.7%となることに伴い、指定管理者の評価基準票の評点基準を修正した。

### 4 指定管理者評価票等の評価項目及びチェックポイントの一部修正

国分寺市指定管理者評価委員会からの意見を反映するため、指定管理者評価票においては、評価項目「業務の改善が図られていたか」、指定管理者自己評価票においては、評価項目「業務の改善を図ったか」、モニタリングチェックシートにおいては、チェックポイント「業務の改善が図られているか」について、サービスの質に関する評価に限らないこと、また、他の評価項目等と評価が重複しないようにするため、修正した。

**【今後の予定】**

令和8年3月19日（木） 議員ポスティング  
令和8年4月1日（水） ホームページ公開  
令和8年4月20日（月） 閉会中総務委員会報告

組織条例改正に関する内容 新旧対照表

現ページ	現行	新ページ	改正後
本文17	<p>留意事項</p> <p>指定管理者の評価は、識見を有する者並びに第2順位副市長、<u>政策部長</u>、<u>市民生活部長</u>及び健康部長で構成する「国分寺市指定管理者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において評価を実施し、その結果を踏まえ、市長決裁により評価を決定し、庁議に報告を行う。</p>	本文17	<p>留意事項</p> <p>指定管理者の評価は、識見を有する者並びに第2順位副市長、<u>政策経営部長</u>、<u>市民部長</u>及び健康部長で構成する「国分寺市指定管理者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において評価を実施し、その結果を踏まえ、市長決裁により評価を決定し、庁議に報告を行う。</p>
本文19	<p>2. 指定管理者の評価</p> <p>評価は、主管課長の評価と、(3)に規定する「評価委員会」（識見を有する者並びに第2順位副市長、<u>政策部長</u>、<u>市民生活部長</u>及び健康部長で構成）による評価により実施するものとする。</p>	本文19	<p>2. 指定管理者の評価</p> <p>評価は、主管課長の評価と、(3)に規定する「評価委員会」（識見を有する者並びに第2順位副市長、<u>政策経営部長</u>、<u>市民部長</u>及び健康部長で構成）による評価により実施するものとする。</p>
資料53	<p>2 基本的な考え方</p> <p>(2) 評価は、主管課長による評価と、識見を有する者並びに第2順位副市長及び<u>政策部長</u>、<u>市民生活部長</u>、健康部長で構成する「指定管理者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）による評価により実施するものとする。</p>	資料53	<p>2 基本的な考え方</p> <p>(2) 評価は、主管課長による評価と、識見を有する者並びに第2順位副市長、<u>政策経営部長</u>、<u>市民部長</u>及び健康部長で構成する「指定管理者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）による評価により実施するものとする。</p>
資料76	<p>第3条 委員会は、次に掲げる委員7人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>政策部長</u></p> <p>(4) <u>市民生活部長</u></p> <p>(5) 略</p>	資料76	<p>第3条 委員会は、次に掲げる委員7人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>政策経営部長</u></p> <p>(4) <u>市民部長</u></p> <p>(5) 略</p>

2次審査プレゼンテーションに関する内容 新旧対照表

現ページ	現行	新ページ	改正後
本文13	<p>○ 選定の手続は、以下のとおりとする。</p> <p>プレゼンテーションは、1次審査において7割以上の評価を得た<u>応募者</u>を対象に、非公開で実施するものとする。ただし、1次審査において7割以上の評価を得た応募者が1者の場合は、プレゼンテーションを省略することができるものとする。</p>	本文13	<p>○ 選定の手続は、以下のとおりとする。</p> <p>プレゼンテーションは、1次審査において7割以上の評価を得た<u>応募者上位3団体</u>を対象に、非公開で実施するものとする。ただし、1次審査において7割以上の評価を得た応募者が1者の場合は、プレゼンテーションを省略することができるものとする。</p>
資料6	<p>(3)プレゼンテーションを実施する場合</p> <p>2次審査として、プレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションは、書類審査による1次審査で7割以上の評価を得た<u>応募者</u>を対象に非公開で実施します。</p>	資料6	<p>(3)プレゼンテーションを実施する場合</p> <p>2次審査として、プレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションは、書類審査による1次審査で7割以上の評価を得た<u>応募者のうち上位3団体</u>を対象に非公開で実施します。</p>
資料43 ～44	<p>2 基本的な考え方</p> <p>(2)2次審査</p> <p>① 必要によりプレゼンテーションによる2次審査を行う場合は、1次審査において、総合得点が最高設定数値の7割を<u>上回った事業者</u>を対象に<u>実施をするものとする。</u></p> <p>③ 2次審査は、②の評価項目について審査し、<u>1次審査の総合得点に、2次審査での総合得点<sup>*1</sup>を合算して得た数値の高い事業者を候補者とする。</u></p> <p><u>※1 総合得点とは、1次審査での説明と同じ。ただし、係数は含まないものとする。</u></p>	資料44	<p>2 基本的な考え方</p> <p>(2)2次審査</p> <p>① 必要によりプレゼンテーションによる2次審査を行う場合は、1次審査において、総合得点が最高設定数値の7割<u>以上</u>の団体を対象に行うものとする。<u>ただし、1次審査において総合得点が最高設定数値の7割以上となった団体が4団体以上の場合、上位3団体を対象に2次審査を行い、4位以下の団体は落選とする。なお、同点により上位3位の団体が4団体以上となった場合は、同点となった団体のうち重要性の高い評価項目（係数の高い評価項目）における得点が高い団体を上位とする。</u></p> <p>③ 2次審査は、②の評価項目について審査する。<u>評価は、以下3（2）評価点の6段階により採点を行う。なお、総合得点の算出方法は1次審査と同様とする。</u></p>

以上のほか、文言の整理、軽微な修正等を行っています。

障害者の雇用状況に関する内容

現行（資料編 46 ページ）

指定管理者の評価基準票

件名	応募者受付番号	評価日	評価者		
			評価者	係数	得点
評価項目	考え方	評価点	係数	得点	
1 団体の理念・姿勢	施設の設置目的に対する理解や公共性・平等利用への考え方				
2 団体の安定性	経営状況の安定性				
3 団体の継続性	団体の設立から何年経過しているか				
4 団体運営の透明性・公平性	進んで団体等の情報を公表しているか				
5 団体運営における法令等の遵守状況	個人情報保護法、労働基準法等が遵守されているか				
6 運営実績	同様な施設での運営実績について				
7 効率・効果的運営への取り組み状況	施設の利用を促進させる方策がとれているか。事業者の創意工夫がされているか				
8 受託への熱意・意欲	提案（プレゼンテーション等）の内容				
9 事業運営への独自性	事業提案にその団体等でしかできないものがあるのか。また、他にはない提案があるか				
10 施設管理の安全性への配慮	資格をもった職員が常駐できるか。また、施設管理に専門性のある団体等か				
11 利用者への対応状況（接遇・苦情対応）	マニュアルの整備や社員教育独自のマニュアルはあるか。住民への平等利用は確保できているか				
12 社員等の育成状況	研修の実施は十分か、実績はどうか				
13 個人情報保護対策状況	個人情報の管理体制について（社員への周知・書類の保管など）				
14 自主事業などの提案	市が提案するほかに、自らの提案はあるか				
15 障害者の雇用状況（団体全体で障害者の雇用が多いまたは積極的提案がある）	雇用割合や方針について				
16 高齢者の雇用状況（団体全体で高齢者の雇用が多いまたは積極的提案がある）	雇用割合や方針について				
17 管理運営に必要な提案金額	事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであり、経費の削減が図られているか				
18 環境への配慮	事業所における省エネルギー、省資源、廃棄物削減、グリーン購入の推進等への取り組み状況について				
19 地域雇用の状況（提案に市内在住者の雇用が多いまたは積極的提案がある）	市内在住者の雇用予定について				
20 災害時の対応	地震等災害が発生した際の対応について				
21 <<その他施設の特定に応じた評価基準>>					
22 <<その他施設の特定に応じた評価基準>>					
合計得点					

改正後（資料編 46 ページ）

指定管理者の評価基準票

件名	応募者受付番号	評価日	評価者		
			評価者	係数	得点
評価項目	考え方	評価点	係数	得点	
1 団体の理念・姿勢	施設の設置目的に対する理解や公共性・平等利用への考え方				
2 団体の安定性	経営状況の安定性				
3 団体の継続性	団体の設立から何年経過しているか				
4 団体運営の透明性・公正性	進んで団体の情報を公表しているか				
5 団体運営における法令等の遵守状況	個人情報保護法、労働基準法等が遵守されているか				
6 運営実績	同様な施設での運営実績について				
7 効率・効果的運営への取組状況	施設の利用を促進させる方策がとられているか。団体の創意工夫がされているか				
8 受託への熱意・意欲	提案（プレゼンテーション等）の内容				
9 事業運営への独自性	事業提案にその団体でしかできないものがあるのか。また、他にはない提案があるか				
10 施設管理の安全性への配慮	資格をもった職員が常駐できるか。また、施設管理に専門性のある団体か				
11 利用者への対応状況（接遇・苦情対応）	マニュアルの整備や社員教育独自のマニュアルはあるか。住民への平等利用は確保できているか				
12 社員等の育成状況	研修の実施は十分か、実績はどうか				
13 個人情報保護対策状況	個人情報の管理体制について（社員への周知・書類の保管など）				
14 自主事業などの提案	市が提案するほかに、自らの提案はあるか				
15 障害者の雇用状況（団体全体で障害者の雇用が多い）	雇用割合や方針について				
16 高齢者の雇用状況（団体全体で高齢者の雇用が多い）	雇用割合や方針について				
17 管理運営に必要な提案金額	事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであり、経費の削減が図られているか				
18 環境への配慮	事業所における省エネルギー、省資源、廃棄物削減、グリーン購入の推進等への取組状況について				
19 地域雇用の状況（提案に市内在住者の雇用が多いまたは積極的提案がある）	市内在住者の雇用予定について				
20 災害時の対応	地震等災害が発生した際の対応について				
21 (その他施設の特定に応じた評価基準)					
22 (その他施設の特定に応じた評価基準)					
合計得点					

評点基準					
5点	4点	3点	2点	1点	0点
市の基本理念に大変近い	市の基本理念に近い	市の基本理念に近いところがある	市の基本理念にあまりあわない	市の基本理念にあわない	記述のないもの及び左記に該当がないもの
特に優れて安定している	優れて安定している	安定している	あまり安定していない	安定していない	
団体を設立して10年以上である	団体を設立して7年以上である	団体を設立して5年以上である	団体を設立して1年以上である	設立して1年未満である	
非常に透明・公平性のある団体である	よく透明・公平性のある団体である	透明・公平性のある団体である	あまり透明・公平性のある団体でない	透明・公平性のある団体でない	
非常に遵守されている	よく遵守されている	遵守されている	あまり遵守されていない	遵守されていない	
運営の実績が10年以上である	運営の実績が7年以上である	運営の実績が5年以上である	運営の実績が1年以上である	運営の実績が1年未満あるいはない	
特に優れた効率・効果的内容である	優れた効率・効果的内容である	効率・効果的内容である	やや効率・効果的内容でない	効率・効果的内容でない	
意欲的であり特に優れている	意欲的であり優れている	意欲的である	あまり意欲的でない	意欲的でない	
特に優れた独創的内容である	優れた独創的内容である	独創的である	あまり独創的でない	独創的でない	
特に優れた安全性への配慮がされている	優れた安全性への配慮がされている	安全性への配慮がされている	安全性の配慮に欠ける	安全性の配慮がされていない	
接遇・苦情マニュアルの整備は万全である	接遇・苦情マニュアルの整備は良く整っている	接遇・苦情マニュアルの整備が整っている	接遇・苦情マニュアルの整備の改善が必要である	接遇・苦情マニュアルの整備が不十分である	
十分に実施されている	よく実施されている	実施されている	実施されているが不十分である	あまりされていない	
管理体制は十分である	管理体制は良くできている	管理体制はできている	一部管理体制に改善の必要がある	管理体制に改善の必要がある	
提案があり内容も非常に優れている	提案があり内容も優れている	提案はあるが内容は普通である	提案はあるが検討の必要がある	提案はあるが採用できない	
障害者雇用率が2.7%以上である	障害者雇用率が2.5%以上である	障害者雇用率が2.3%以上である	障害者雇用率が2.1%以上である	障害者雇用率が2.1%未満である	
65歳以上の高齢者雇用率が3.5%以上である	65歳以上の高齢者雇用率が3.0%以上である	65歳以上の高齢者雇用率が2.5%以上である	65歳以上の高齢者雇用率が2.0%以上である	65歳以上の高齢者雇用率が2.0%未満である	
指定管理費上限額からの削減率が1.5%以上である	指定管理費上限額からの削減率が1.0%以上である	指定管理費上限額からの削減率が0.5%以上である	指定管理費上限額からの削減率が0.3%以上である	指定管理費上限額からの削減率が0.3%未満である	
省エネルギー、省資源等に向けた独自の方針の整備又は具体的な目標設定があり、意欲的に取り組んでいる	省エネルギー、省資源等に意欲的に取り組んでいる	省エネルギー、省資源等に取り組んでいる	省エネルギー、省資源等への取り組みがあまりない	省エネルギー、省資源等への取り組みがない	
当該施設において、70%以上の雇用について予定がある	当該施設において、60%以上の雇用について予定がある	当該施設において、50%以上の雇用について予定がある	当該施設において、30%以上の雇用について予定がある	当該施設において、30%未満の雇用について予定がある	
対応・考え方がマニュアルとして完全に整備されている	対応・考え方がマニュアルとして良く整備されている	対応・考え方がマニュアルに整備されている	対応・考え方が不十分である	対応・考え方が整理されていない	

評点基準					
5点	4点	3点	2点	1点	0点
市の基本理念に大変近い	市の基本理念に近い	市の基本理念に近いところがある	市の基本理念にあまりあわない	市の基本理念にあわない	
特に優れて安定している	優れて安定している	安定している	あまり安定していない	安定していない	
団体を設立して10年以上である	団体を設立して7年以上である	団体を設立して5年以上である	団体を設立して1年以上である	設立して1年未満である	
非常によい透明・公正性のある団体である	よい透明・公正性のある団体である	透明・公正性のある団体である	あまり透明・公正性のある団体でない	透明・公正性のある団体でない	
非常に遵守されている	よく遵守されている	遵守されている	あまり遵守されていない	遵守されていない	
運営の実績が10年以上である	運営の実績が7年以上である	運営の実績が5年以上である	運営の実績が1年以上である	運営の実績が1年未満あるいはない	
特に優れた効率・効果的内容である	優れた効率・効果的内容である	効率・効果的内容である	やや効率・効果的内容に欠ける	効率・効果的内容でない	
意欲的であり特に優れている	意欲的であり優れている	意欲的である	あまり意欲的でない	意欲的でない	
特に優れた独創的内容である	優れた独創的内容である	独創的である	あまり独創的でない	独創的でない	
特に優れた安全性への配慮がされている	優れた安全性への配慮がされている	安全性への配慮がされている	安全性の配慮に欠ける	安全性の配慮がされていない	
接遇・苦情マニュアルの整備は万全である	接遇・苦情マニュアルの整備は良く整っている	接遇・苦情マニュアルの整備が整っている	接遇・苦情マニュアルの整備の改善が必要である	接遇・苦情マニュアルの整備が不十分である	
十分に実施されている	よく実施されている	実施されている	実施されているが不十分である	あまりされていない	
管理体制は十分である	管理体制は良くできている	管理体制はできている	一部管理体制に改善の必要がある	管理体制に改善の必要がある	
提案があり内容も非常に優れている	提案があり内容も優れている	提案はあるが内容は普通である	提案はあるが検討の必要がある	提案はあるが採用できない	
障害者雇用率が3.0%以上である	障害者雇用率が2.7%以上である	障害者雇用率が2.5%以上である	障害者雇用率が2.3%以上である	障害者雇用率が2.3%未満である	
65歳以上の高齢者雇用率が3.5%以上である	65歳以上の高齢者雇用率が3.0%以上である	65歳以上の高齢者雇用率が2.5%以上である	65歳以上の高齢者雇用率が2.0%以上である	65歳以上の高齢者雇用率が2.0%未満である	
指定管理費上限額からの削減率が1.5%以上である	指定管理費上限額からの削減率が1.0%以上である	指定管理費上限額からの削減率が0.5%以上である	指定管理費上限額からの削減率が0.3%以上である	指定管理費上限額からの削減率が0.3%未満である	
省エネルギー、省資源等に向けた独自の方針の整備又は具体的な目標設定があり、意欲的に取り組んでいる	省エネルギー、省資源等に意欲的に取り組んでいる	省エネルギー、省資源等に取り組んでいる	省エネルギー、省資源等への取組があまりない	省エネルギー、省資源等への取組がない	
当該施設において、70%以上の雇用について予定がある	当該施設において、60%以上の雇用について予定がある	当該施設において、50%以上の雇用について予定がある	当該施設において、30%以上の雇用について予定がある	当該施設において、30%未満の雇用について予定がある	
対応・考え方がマニュアルとして完全に整備されている	対応・考え方がマニュアルとして良く整備されている	対応・考え方がマニュアルに整備されている	対応・考え方が不十分である	対応・考え方が整理されていない	

記述のないもの及び左記に該当がないもの

評価項目「業務の改善が図られていたか」に関する内容

現行（資料編 56 ページ 指定管理者評価票の一部）

※評価欄は、「5. 市の要求水準を大幅に上回っている」「4. 市の要求水準を上回っている」「3. 市の要求水準を満たしている」「2. 改善が必要である」「1. 抜本的見直しが必要である」のいずれかを記載すること。

指標	評価項目	評価	理由	前年度	前々年度
サービスの質に関する評価	利用者の満足度はどうであったか				
	利用者の声を施設の運営やサービスの向上に反映しているか				
	担当者のマナー、言葉づかい、服装等は適切であったか				
	クレーム等に対して適切に対処していたか				
	個人情報が適切に取り扱われていたか				
	業務に必要な研修を実施していたか				
	合理的配慮等、障害者への対応は適切であったか				
	業務の改善が図られていたか (※改善の指摘事項があった場合のみ記載)				
	施設の特性に 応じた 水準の評価				

※指定管理者の選定時に、提案書において市の募集要項等を上回る水準の市主催事業の提案又は自主事業の提案があった場合の実施状況について、総合評価への加点の参考とすること(提案内容と実施状況の詳細は別紙確認票に記載すること)。

指標	評価項目	有無	実施状況	有無	前年度	前々年度
選定時の提案内容の 実施状況に関する評価	指定管理者の選定時に、提案書において市の募集要項等を上回る水準の市主催事業の提案があったか		当該年度において、提案内容の実施があったか(一部実施及び内容を見直しして実施した場合を含む)		提案 有無	提案 有無
	指定管理者の選定時に、提案書において自主事業の提案があったか		当該年度において、提案内容の実施があったか(一部実施及び内容を見直しして実施した場合を含む)		提案 有無	提案 有無

主管課長の評価

総合評価	評価の理由等	前年度	前々年度
主管課長： 氏名：			

指定管理者評価委員会の評価

総合評価	評価の理由等	前年度	前々年度

改正後（資料編 56 ページ 指定管理者評価票の一部）

※評価欄は、「5. 市の要求水準を大幅に上回っている」「4. 市の要求水準を上回っている」「3. 市の要求水準を満たしている」「2. 改善が必要である」「1. 抜本的見直しが必要である」のいずれかを記載すること。

指標	評価項目	評価	理由	前年度	前々年度
サービスの質に関する評価	利用者の満足度はどうであったか				
	利用者の声を施設の運営やサービスの向上に反映しているか				
	担当者のマナー、言葉づかい、服装等は適切であったか				
	クレーム等に対して適切に対処していたか				
	個人情報が適切に取り扱われていたか				
	業務に必要な研修を実施していたか				
	合理的配慮等、障害者への対応は適切であったか				
	施設の特性に 応じた 水準の評価				
	その他	業務の改善が図られていたか (上記以外で、評価委員会から改善の指摘事項があった場合のみ記載)			

※指定管理者の選定時に、提案書において市の募集要項等を上回る水準の市主催事業の提案又は自主事業の提案があった場合の実施状況について、総合評価への加点の参考とすること(提案内容と実施状況の詳細は別紙確認票に記載すること)。

指標	評価項目	有無	実施状況	有無	前年度	前々年度
選定時の提案内容の 実施状況に関する評価	指定管理者の選定時に、提案書において市の募集要項等を上回る水準の市主催事業の提案があったか		当該年度において、提案内容の実施があったか(一部実施及び内容を見直しして実施した場合を含む)		提案 有無	提案 有無
	指定管理者の選定時に、提案書において自主事業の提案があったか		当該年度において、提案内容の実施があったか(一部実施及び内容を見直しして実施した場合を含む)		提案 有無	提案 有無

主管課長の評価

総合評価	評価の理由等	前年度	前々年度
主管課長： 氏名：			

指定管理者評価委員会の評価

総合評価	評価の理由等	前年度	前々年度

事業実施状況 指定管理者 自己評価票（ひな形）

事業実施状況 指定管理者 自己評価票（ひな形）

施設名	
指定管理者名	

※評価欄は、「5. 市の要求水準を大幅に上回っている」「4. 市の要求水準を上回っている」「3. 市の要求水準を満たしている」「2. 改善が必要である」「1. 抜本的見直しが必要である」のいずれかを記載すること。

指標	評価項目	評価	理由
収支計画の適確性	収支計画に基づき適正に執行されているか		
業務の履行状況の評価	協定等に基づき業務が実施されているか		
	開館予定日数・開館時間は守られているか		
	業務遂行に必要な従業員数が確保され、執行体制が明確になっているか		
	管理運営に必要な有資格者（防火管理者等）が確保されているか		
	書類は適正に保管され、必要な報告を市に行っているか		
	施設全体が清潔に保たれているか		
	法定点検や検査等は確実に実施しているか		
	サービスの質に関する評価	利用者の満足度はどうか	
利用者の声を施設の運営やサービスの向上に反映しているか			
担当者のマナー、言葉づかい、服装等は適切であるか			
クレーム等に対して適切に対処しているか			
個人情報が適切に取り扱われているか			
業務に必要な研修を実施しているか			
合理的配慮等、障害者への対応は適切であったか			
業務の改善を図ったか （※改善の指摘事項があった場合のみ記載）			
施設に 応じた 水準 の評価	募集要項や仕様書等で示した具体的なサービス水準等から確認すべき項目を設定してください。		
<b>指定管理者の自己評価</b>			
総合評価	評価の理由等		
	評価者氏名 :		

事業実施状況 指定管理者 自己評価票（ひな形）

事業実施状況 指定管理者 自己評価票（ひな形）

施設名	
指定管理者名	

※評価欄は、「5. 市の要求水準を大幅に上回っている」「4. 市の要求水準を上回っている」「3. 市の要求水準を満たしている」「2. 改善が必要である」「1. 抜本的見直しが必要である」のいずれかを記載すること。

指標	評価項目	評価	理由
収支計画の適確性	収支計画に基づき適正に執行しているか		
業務の履行状況の評価	協定等に基づき業務を実施しているか		
	開館予定日数・開館時間を守っているか		
	業務遂行に必要な従業員数が確保され、執行体制が明確になっているか		
	管理運営に必要な有資格者（防火管理者等）を確保しているか		
	書類は適正に保管され、必要な報告を市に行っているか		
	施設全体が清潔に保たれているか		
	法定点検や検査等を確実に実施しているか		
	サービスの質に関する評価	利用者の満足度はどうか	
利用者の声を施設の運営やサービスの向上に反映しているか			
担当者のマナー、言葉づかい、服装等は適切であるか			
クレーム等に対して適切に対処しているか			
個人情報を適切に取り扱っているか			
業務に必要な研修を実施しているか			
合理的配慮等、障害者への対応は適切であったか			
施設に 応じた 水準 の評価		募集要項や仕様書等で示した具体的なサービス水準等から確認すべき項目を設定してください。	
その他	業務の改善を図ったか （上記以外で、評価委員会から改善の指摘事項があった場合のみ記載）		
<b>指定管理者の自己評価</b>			
総合評価	評価の理由等		
	評価者氏名 :		

モニタリングチェックシート

モニタリングチェックシート

モニタリングチェックシート

モニタリングチェックシート

実施施設名：

実施施設名：

作成年月日：

作成年月日：

指標	チェックポイント	確認方法	判定	確認した内容及び指示内容等
の 適 確 性 画	収支計画に基づき維持管理費、人件費等が適正に執行されているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	業務の履行状況の確認			
業務の履行状況の確認	協定等に基づき業務が実施されているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	開館予定日数・開館時間は守られているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	業務遂行に必要な従業員数が確保され、執行体制が明確になっているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	管理運営に必要な有資格者（防火管理者等）が確保されているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	書類は適正に保管され、必要な報告がされているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	施設全体が清潔に保たれているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	法定点検や検査等は確実に実施されているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
サービスの質に関する確認	利用者の満足度はどうか（※アンケート調査を実施した場合は資料を添付すること）	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	利用者の声を施設の運営やサービスの向上に反映しているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	担当者のマナー、言葉づかい、服装等は適切であるか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	クレーム等に対して適切に対処しているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	個人情報適切に取り扱われているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	業務に必要な研修を実施しているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	合理的配慮等、障害者への対応は適切であるか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	業務の改善が図られているか （※改善の指摘事項があった場合のみ記載）	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
施設 の 特 性 に 応 じ た 水 準 の 確 認	募集要項や仕様書等で示した具体的なサービス水準等から確認すべき項目を設定してください。	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
		<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		

指標	チェックポイント	確認方法	判定	確認した内容及び指示内容等
の 適 確 性 画	収支計画に基づき維持管理費、人件費等が適正に執行されているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	業務の履行状況の確認			
業務の履行状況の確認	協定等に基づき業務が実施されているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	開館予定日数・開館時間は守られているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	業務遂行に必要な従業員数が確保され、執行体制が明確になっているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	管理運営に必要な有資格者（防火管理者等）が確保されているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	書類は適正に保管され、必要な報告がされているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	施設全体が清潔に保たれているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	法定点検や検査等は確実に実施されているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
サービスの質に関する確認	利用者の満足度はどうか（※アンケート調査を実施した場合は資料を添付すること）	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	利用者の声を施設の運営やサービスの向上に反映しているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	担当者のマナー、言葉づかい、服装等は適切であるか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	クレーム等に対して適切に対処しているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	個人情報適切に取り扱われているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	業務に必要な研修を実施しているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	合理的配慮等、障害者への対応は適切であるか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	業務の改善が図られているか （※改善の指摘事項があった場合のみ記載）	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
施設 の 特 性 に 応 じ た 水 準 の 確 認	募集要項や仕様書等で示した具体的なサービス水準等から確認すべき項目を設定してください。	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
		<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
その他	業務の改善が図られているか （上記以外で、評価委員会から改善の指摘事項があった場合のみ記載）	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
		<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		

※確認方法欄は該当する項目をチェックすること。  
 ※判定欄は、「適合○」「一部不適合△」「不適合×」「該当なし—」を記載すること。  
 ※改善が必要な場合は指示書を指定管理者へ送付し、改善計画書の提出を求めると。

※確認方法欄は該当する項目をチェックすること。  
 ※判定欄は、「適合○」「一部不適合△」「不適合×」「該当なし—」を記載すること。  
 ※改善が必要な場合は指示書を指定管理者へ送付し、改善計画書の提出を求めると。

令和8年3月17日  
庁議報告資料 No.3  
契約管財課

# 指定管理者制度の運用指針

令和8年4月改定版

国分寺市

# 目次

はじめに	1
I 基本的な考え方	2
1. 指定管理者制度活用の必要性	2
2. 指定管理者制度への移行に当たって	2
3. 指定管理者の選定のあり方	2
4. 指定管理者の管理・監督と評価の実施	3
5. 使用料の徴収	3
II 必要となる事務処理及び留意事項	4
<b>指定管理への移行・準備に関する項目</b>	
1. 指定管理への移行効果の確認と、求めるサービス水準、 移行スケジュールの策定	4
2. 指定管理者の業務範囲等の検討	5
(1) 指定管理者の業務の範囲	
(2) 施設の類型別、管理業務設定の考え方	
(3) 利用料金制の採用	
3. 協定書・仕様書等に反映する指定管理者の管理内容等	6
(1) 市民サービスの拡充	
(2) 使用料の徴収に関する事務の委託	
(3) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応	
(4) 使用許可の基準・使用制限の要件	
(5) 管理上取得した個人情報の保護対策及び法令等の遵守	
(6) 指定期間	
(7) 指定管理者の応募資格等	
(8) 市主催事業と指定管理者による自主事業	
4. 募集要項の作成	9
5. 協定書・仕様書の作成	9
6. 選定の際の評価基準の作成	10
<b>候補者の募集・選定から協定締結に関する項目</b>	
1. 募集及び申請の受付	12
2. 指定管理者候補者の選定	12
(1) 「選定委員会」による選定	
(2) 指定管理者の選定方法	
(3) 指定管理者の選定段階の情報公開	
(4) 選定結果の公表	

(5) 仮協定書の締結	
<b>3. 議会の議決</b>	14
(1) 公の施設の設置条例の改正に係る議決	
(2) 指定管理者の指定に係る議決	
(3) 予算に係る議決	
(4) 議会への上程時期	
<b>4. 議会議決後の手続</b>	15
(1) 指定と公表	
(2) 本協定書の締結	
(3) 指定管理者との引継ぎ	

### 指定管理者の監督・評価に関する項目

<b>1. 指定管理者に対する監督、指導等</b>	17
(1) 事業計画書の受付	
(2) アンケート調査とモニタリングの実施	
① 指定管理者による利用者アンケート調査と事業実施状況自己評価	
② 主管課によるモニタリング	
(3) 事業報告書の受付	
(4) 業務報告等	
(5) 指定管理者の監査	
<b>2. 指定管理者の評価</b>	19
(1) 評価項目	
(2) 主管課長評価	
(3) 評価委員会による評価	
(4) 評価の決定	
(5) 評価の通知及び指示・指導	
(6) 評価結果の公表	

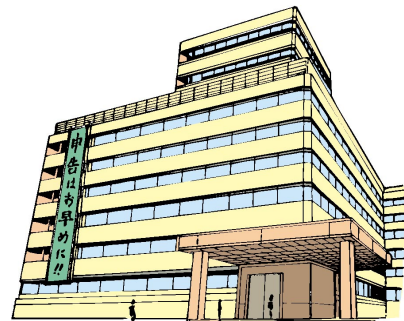
### その他に関する項目

<b>1. 利用者からの苦情等の対応</b>	21
(1) 指定管理者が行った使用承認・使用不承認に対する不服申立て	
(2) 施設利用に際してのサービス内容についての苦情等	
<b>2. 利用者等に対する事故等の対応</b>	21
(1) 市が設置した施設自体の瑕疵により損害を与えた場合	
(2) 施設の管理に瑕疵があり損害を与えた場合	
(3) 損害賠償に関する市と指定管理者との関係	
<b>3. 指定取消し及び管理業務の停止</b>	22
<b>4. 指定期間中の変更について</b>	23
<b>5. 議案に添付する協定書の留意点</b>	24



## はじめに

- 本市では、平成17年8月に、スムーズな指定管理者制度導入を目的として「指定管理者制度に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、この方針に基づき、市民サービスの向上と経費の縮減を目的に、平成18年度より指定管理者制度を公の施設の管理運営に原則として適用してきた。
- さらに、平成22年1月には、限られた経営資源の中で多様化・高度化した市民ニーズに対応するため「アウトソーシング基本方針」を定め、行政からの直接のサービス提供を見直し、民間活力の活用によるサービス提供の可能性を検討し、積極的にアウトソーシングを推進している。指定管理者制度は、このアウトソーシング基本方針の中でも採用すべき具体的手法の一つとして位置づけを行った。
- また、平成24年7月に、指定管理者制度の適正かつ効率・効果的な運用を一層図ることを目的として、基本方針を廃止し、「指定管理者制度の運用指針」（以下「運用指針」という。）を策定し、指定管理者制度の導入を図ってきた。その結果、令和8年4月現在、54の施設で指定管理者制度を導入している。
- 今後も、市としては、限られた財源の中で、多様化・高度化した市民サービスに対応するため、また公の施設の管理等経費の縮減を図るため、指定管理者制度の導入を図って行く方針である。
- この「運用指針」は、指定管理者制度の更なる適正かつ効率・効果的な運用を図るため、制度導入から運用・評価において必要となる事務処理の考え方及び留意事項を示すものである。



## I 基本的な考え方

### 1. 指定管理者制度活用の必要性

- 指定管理者制度が創設された平成18年度以降、市は、本制度が業務委託に比較して、法制度上、選定手続の公平性・透明性を担保する手続が設けられていること、制度を導入することによって、市民サービスの向上や経費の縮減が期待できることから、公の施設の管理運営に当たっては原則として指定管理者制度を適用することを基本としてきた。
- 現在市は、厳しい財政状況の中で多様化・高度化した市民ニーズに対応していくため、更に行財政改革を進めるとともに、民間活力の活用によるサービス提供の可能性について検討し、推進を図っている状況にある。
- このことから、市民サービスの向上や経費の縮減が期待できる指定管理者制度について、公の施設の管理運営に当たって原則適用することを基本とする。

### 2. 指定管理者制度への移行に当たって

- 指定管理者制度は、公の施設の管理に民間のノウハウを活用することで、市民サービスの向上や経費の縮減等を図ることを目的とした制度である。このことから、指定管理への移行に当たっては、資料編（2ページ参照）「指定管理移行検討」を活用して、指定管理者制度がなじむ領域か確認等を行った上で、サービス水準の向上や経費の縮減等の効果がどの程度期待できるかについても確認を行い、指定管理への移行の判断を行うものとする。
- 指定管理移行に当たっては、移行までのスケジュール等を作成の上、利用者への事前説明、周知等を実施するものとする。
- 指定管理移行後においても、サービス水準の維持・向上につながっているか点検し、管理業務の範囲等の見直しや改善を図るものとする。

### 3. 指定管理者の選定のあり方

- 指定管理者の選定に当たっては、制度の趣旨を踏まえ、より一層のサービス向上や経費の縮減が期待される公募によることを原則とする。
- 指定管理者を募集する際には、サービスの維持・向上を目指すため、指定管理者に求める事務処理能力、サービス水準等を公表して募集を行うものとする。そして、募集時に示した水準については、指定管理者選定時の評価に反映するとともに、協定書等にも盛り込み、サービスの水準の維持・向上を図るものとする。
- ただし、例外的に次の条件に該当する場合は、特定の団体を指定管理者として選定できるものとする。なお、その指定期間は、原則5年以内とする。
  - ①当該施設の管理運営を目的として、市が設立した団体を指定管理者とする場合
  - ②当該施設の管理運営を目的として、市が市民活動団体等の構成員となる市民の公募等を行い、市民活動団体等と施設の管理運営に関する協定を結んでいる場合
  - ③施設の事業内容によって、事業の継続性という観点や現在の受託団体の実績等から、引き続き指定管理者とすることが最適であると認められる場合
- ①、②の条件により公募によらない選定を採用する場合は、主管部の責務において調整

を行い、庁議の議を経て採用するものとする。

- ③の条件により公募によらない選定を採用する場合は、あらかじめ国分寺市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴いた後、庁議の議を経て採用するものとする。
- 公募によらない選定を採用したとしても、常に他の団体の参入情報を把握し、将来、他に適切な団体が出現した場合は、原則に戻り複数の団体の競争による選定を実施することとする。また、指定管理者に求めるサービス等の水準についても、協定書・仕様書において明確にするものとする。

#### 4. 指定管理者の管理・監督と評価の実施

- 指定管理への移行目的は、サービスの向上と経費の縮減である。それは、当該公の施設において、施設の設置目的に即した管理・運営が当然の前提として担保されている上でのことである。
- 従って、施設の設置目的、協定等に基づいたサービス提供や事務処理等が適正に実施されているか、市として指定管理者が提供するサービスの水準や業務の実施状況等を確認するものとする。
- また、指定管理者に対しても協定書・仕様書及び事業計画に基づいた事業遂行状況について、自己評価の実施と、利用者アンケートの実施についても求めるものとする。
- 市は、指定管理者の適格性を確認し、必要により改善勧告等を実施するものとする。
- また、年度終了後に、指定管理者の適格性等について評価し、サービスの維持・向上を図るものとする。

#### 5. 使用料の徴収

- 使用料の徴収は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2（指定公金事務取扱者）により、指定し、指定管理者に委託することができる。
- 使用料の徴収に関する事務を委託する場合、国分寺市会計事務規則（昭和39年規則第9号）第2章第5節（収入事務の委託）に基づき委託事務を行うとともに、指定管理施設の管理に関する協定書とは別に、歳入の徴収事務に係る契約を交わすものとする。
- また、指定管理者が現金を取り扱う場合は、その管理が適正かつ厳格に行われるよう指定管理者の監督等を行うものとする。



## II 必要となる事務処理及び留意事項

### ☆ 指定管理への移行・準備に関する項目 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

#### 主な事務処理

- ① 指定管理への移行効果の確認と、求めるサービス水準、移行スケジュールの策定
- ② 指定管理者の業務範囲等の検討
- ③ 協定書・仕様書等に反映する指定管理者の管理内容等の検討
- ④ 求めるサービス水準等を反映し、募集要項（案）、協定書・仕様書（案）、選定評価基準（案）を作成
- ⑤ 作成した募集要項（案）等は、主管部の責務において調整し、庁議の議を経て決定

#### 留意事項

- ◆ 指定管理への移行に当たっては、移行によって期待できる効果を事前に予測した後、移行までの計画（スケジュール、手続）を立てる。
- ◆ 移行計画策定に当たっては、指定管理者に求めるサービス水準や確保すべき事務処理水準等を具現化し、募集要項（案）、協定書・仕様書（案）等に反映する。
- ◆ 募集要項（案）、協定書・仕様書（案）、選定評価基準（案）等は、主管部の責務において調整を行い、庁議の議を経て決定する。

指定管理への移行・準備に当たって、詳細は以下のとおり運用するものとする。

#### 1. 指定管理への移行効果の確認と、求めるサービス水準、移行スケジュールの策定

- 指定管理へ移行する際には、まず管理運営に関するチェック項目（資料編2ページ参照）によって指定管理移行による効果の予測、確認を行うものとする。チェック項目で該当する項目が多いほど、当該施設は、民間事業者等の管理運営がなじむ領域である。
- 指定管理への移行により、市民サービスの向上や経費の縮減の効果が得られることが期待できる場合、指定管理への移行手続を進めるものとする。  
手続を進めるに当たっては、「指定管理移行により期待できる効果」、「求めるサービス水準」、「移行までのスケジュール及び手続」等について、事前に確認を行うものとする。
- 指定管理者に求めるサービス水準や確保すべき事務処理水準については、可能な限り具現化するものとする。その際、求める程度を数値で示すなど、できるだけわかりやすい表現を用いるものとする。
- 施設の特性に応じて、必要により利用者の意見を聴くものとする。
- サービス水準や事務処理水準の具現化を行うに当たっては、以下の考え方を参考に行うものとする。
  - ・利用者等から求められているサービス水準を具現化する。
  - ・市又は利用者との関係において厳守しなければならない水準を具現化する。

- ・これまで行ってきた事務等から必要とする事務処理水準を具現化する。
  - ・その他指定管理者に期待する水準を具現化する。
- 以上により具現化した水準については、募集要項（案）、協定書・仕様書（案）等に反映するものとする。
- また、反映した水準は、選定時の評価だけでなく、指定管理者の評価を実施する際にも活用するものとする。

## 2. 指定管理者の業務範囲等の検討

指定管理者が担う業務の範囲等については、以下の内容をもとにその範囲の検討を行うものとする。

### (1) 指定管理者の業務の範囲

- 業務委託と指定管理者制度の大きな違いは、公の施設の管理権限が「市」にあるか「指定管理者」にあるかという点であるが、「管理」という概念は、抽象的であるため、指定管理者が行うべき管理業務の内容は、個々の施設ごとに条例で定めるものとする。
- 具体的には、以下の項目が条例で規定する管理業務の内容となる。ただし、施設の機能や事業内容によって、これらの管理業務項目の組合せは、異なる。
  - ア 事業の実施に関する業務
  - イ 使用許可に関する業務
  - ウ 使用料の収納等に関する業務
  - エ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 複数の公の施設が併設されている施設については、複合施設として施設管理を一本化し指定管理に移行することを目標に検討を進めるものとする。
- 地方自治法第243条の2により使用料の徴収に関する事務を指定管理者を指定し、委託することができる。徴収に関する事務を委託する場合は、国分寺市会計事務規則第2章第5節に基づき委託事務を行うとともに、指定管理施設の管理に関する協定書とは別に、歳入の徴収事務に係る契約を交わすものとする。また、市は現金の管理が適正かつ厳格に行われるよう指定管理者の監督等を行うものとする。
- 指定管理へ移行した場合、指定管理者が以下の個別業務を委託することについては、制度上も制限がないため、「委託業務の範囲」として定めることができる。①清掃 ②エレベーター保守点検等、設備のメンテナンス ③警備など

### (2) 施設の類型別、管理業務設定の考え方

以下に示す施設の類型別に対応した指定管理者が行う「管理業務」設定の考え方をもとに、指定管理者の管理業務の範囲を設定するものとする。

管理業務の範囲は、「2. 指定管理者の業務範囲等の検討」、「(1) 指定管理者の業務の範囲」においてアからエで示した項目の組み合わせにより示す。

#### ①施設の貸出しのみを行う施設

イ 使用許可に関する業務

ウ 使用料の収納等に関する業務

エ 施設及び設備の維持管理に関する業務

指定管理者が行う「管理業務」には、「イ・エ」を含むものとする。「ウ」については、実態に合わせて追加する。

#### ②利用者の処遇等の事業実施を設置目的としている施設

ア 事業の実施に関する業務

イ 使用許可に関する業務

エ 施設及び設備の維持管理に関する業務

指定管理者が行う「管理業務」には、「ア・イ・エ」を含むものとする。ただし、施設の使用許可を市の権限とする場合は、「ア・エ」とする場合もある。

#### ③施設の貸出しとともに事業実施を設置目的としている施設

ア 事業の実施に関する業務

イ 使用許可に関する業務

ウ 使用料の収納等に関する業務

エ 施設及び設備の維持管理に関する業務

指定管理者が行う「管理業務」には、「ア・イ・ウ・エ」を含むものとする。

### (3) 利用料金制の採用

- 施設の使用料（減免等含む）は、条例によって市が定め市の収入とするが、地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）第8項により市が適当と認めるときは、指定管理者の収入とする利用料金制を採用することができる。
- この制度を採用する場合は、原則として条例で定める使用料の額の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて使用料を定めるものとする。
- ただし、この場合でも公の施設の設置条例の中に、地方自治法第244条の2第9項の定めにより、使用料の金額の範囲、算定方法等の基本的な枠組みを定める必要があり、かつ市長の承認が必要であることから、指定管理者が自由に使用料を設定できるものではない。
- また、公益上必要があると認める場合には、指定管理者に使用料を定めさせず、条例で使用料を具体的に定めることも可能である。
- 市において、この利用料金制を採用するかどうかは、個別の施設の特性に応じて検討する必要があるため、一律な方針は定めず、主管部の責務において調整し、募集条件として庁議の議を経て決定するものとする。

### 3. 協定書・仕様書等に反映する指定管理者の管理内容等

指定管理者の管理内容等については、市民サービスの向上及び適正な事務執行を原則として、以下の考え方をもとに協定書・仕様書等に反映するものとする。

(1) 市民サービスの拡充

- 指定管理者制度の趣旨にのっとり、利用時間の延長、開館日の増など、市民サービスの向上を目指すものとする。

(2) 使用料の徴収に関する事務の委託

- 地方自治法第243条の2により使用料の徴収に関する事務を指定管理者に委託する場合は、指定管理施設の管理に関する協定書とは別に、歳入の徴収事務に係る契約を交わすものとする。この旨を協定書に記載するものとする。

(3) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

- 消費税額の仕入税額控除の方式としての適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応が必要な施設については、募集要項や仕様書等にその旨を記載し、指定管理者と対応について調整するものとする。

(4) 使用許可の基準・使用制限の要件

- 公の施設は、公平な市民利用を図ることが原則である。
- 従って、利用者に対する使用許可基準を明確にするとともに、使用制限の要件についても基準をより明確にすることとし、指定管理者の裁量による不適正な運用が発生しないよう、当該公の施設の設置条例、規則等の整備とあわせて、行政手続条例に基づく審査基準及び処分基準の整備も行う。

(5) 管理上取得した個人情報の保護対策及び法令等の遵守

- 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条（安全管理措置）により、民間の個人情報取扱事業者として個人データの取扱いについての安全管理措置を講じなければならないこととなっていると同時に、同法第66条（安全管理措置）第2項第2号により、指定管理者として保有個人情報の取扱いについて市と同様の安全管理措置を講じなければならないこととなっている。
- 従って、指定管理者は、その従業員も含め、市及び市職員と同様な個人情報の保護に関する義務を負う。
- これを明確にするため、協定書において個人情報の保護（情報の漏えい・滅失・毀損その他の事故防止等）及び個人情報に係る事故が発生した場合の賠償義務を明確に規定するものとする。
- その他の法令、条例等を遵守することを協定書に記載するものとする。

(6) 指定期間

- 指定期間については、5年を標準的期間とする。なお、新規でその施設に指定管理者制度を導入する場合等は、3年とすることができる。
- ただし、施設の特性等により、標準的期間以外の期間を設定することによって、経費

の縮減と市民サービスの向上がより得られる場合、10年以内において期間を設定することができるものとする。

- 5年を超える指定期間の設定を行う場合、その理由を明確に示し、選定に当たっては、事業者の実績と安定性を含め重点的に評価するものとする。
- 指定期間は、主管部の責務において調整し、募集条件として庁議の議を経て決定するものとする。
- 運用指針2ページに示した公募によらない選定を採用する場合の指定期間は、原則5年以内とする。

	指 定 期 間									
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
標準的期間	新規導入の場合等			3年	5年	5年を超える指定管理の設定を行う場合、経費の縮減と市民サービスの向上がより得られる場合等、その理由を明確に示し選定に当たっては、事業者の実績と安定性を含め重点的に評価するものとする。				
	→									
施設の特性により設定する場合	10年以内の期間で設定を行う									
公募によらない場合	原則5年以内とする。									

(7) 指定管理者の応募資格等

- 指定管理者となり得る団体は、資格要件等について法律上は特に制限はない。また、公の施設は、その事業内容によって指定管理者に求められる適性は異なることから、一律な応募資格を設定することは困難である。
- 従って、応募資格の設定については、施設ごとに、当該施設の主管課において、サービスの向上、経費の縮減等の基本理念を前提に、応募資格案を作成し、部内決定後、募集要項に記載する項目の一つとして庁議の議を経て市長決裁を得て決定するものとする。
- 応募資格に関する項目としては、①法・例規に違反していないこと、②施設の管理運営に必要な資格者の配置、③施設の安全・円滑な管理運営が行えることなどが考えられる。具体的には、「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に該当していないこと」、「会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生等の手続を開始していないこと」、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条（定義）及び国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21条）第2条（定義）に団体又は代表者等が該当していないこと」などが挙げられる。その他施設の特性により必要な項目を追加することとする。
- 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）及び第142条（長の兼業禁止）、国分寺市

政治倫理条例（平成13年条例第52号）第27条（市が行う契約等に関する遵守事項）の趣旨を踏まえ、市長及び議員が運営等に係る団体等は、指定管理者に選定できない。

(8) 市主催事業と指定管理者による自主事業

- 「市主催事業」とは、市があらかじめ仕様書で示した事業を指定管理費内にて必ず実施するもので、「指定管理者による自主事業」とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画し行う事業である。
- 市主催事業については、従前市が実施してきた事業の質・回数等から、確保すべき内容を募集要項、仕様書等で明らかにし、指定管理者に実施させるものとする。
- 市が自主事業の実施を認める場合は、指定管理者は施設の設置目的に合致した、市民サービスの向上に効果的及び効率的な事業実施を市に提案できるものとする。  
市は、提案された自主事業の効果等と、自主事業実施による施設利用への影響等を、比較・確認の上、その実施を決定するものとする。

#### 4. 募集要項の作成

- 主管課は、求めるサービス水準や確保すべき事務処理水準などの検討を反映して募集要項(案)を作成し、部内決定後、庁議の議を経て市長決裁を得るものとする。  
募集要項(案)に記載する主な項目は、以下のとおりとする。
  - ①施設の概要（名称、所在地、設置目的、規模、指定管理費等）
  - ②管理業務の範囲、条件、水準
  - ③自主事業の提案
  - ④利用料金制に関する事項
  - ⑤指定期間
  - ⑥応募資格等
  - ⑦申請に必要な書類、申請期間
  - ⑧指定管理候補者選定に関する事項
  - ⑨協定に関する事項
  - ⑩指定管理者に係る基本事項
  - ⑪その他市長等が必要と認める事項
- また、指定管理者の選定方法についても、13ページを基に検討を行い、部内決定後、庁議の議を経て市長決裁を得て、募集要項にて明らかにするものとする。

#### 5. 協定書・仕様書の作成

- 主管課は、求めるサービス水準や確保すべき事務処理水準などの検討を反映して協定書・仕様書(案)を作成し、部内決定後、庁議の議を経て市長決裁を得るものとする。
- 指定管理の透明性を確保するため、以下の事項を協定書(案)に盛り込むものとする。この項目は、基本事項であるため、原則として省略はできないものとする。
  - ①市の条例・方針等の遵守に関する事項
  - ②指定期間に関する事項

- ③事業及び管理業務の実施内容に関する事項
  - ④施設の安全対策に関する事項
  - ⑤災害等の緊急時の対応に関する事項
  - ⑥苦情対応に関する事項
  - ⑦事業計画及び事業報告に関する事項
  - ⑧業務実施状況等の確認に関する事項
  - ⑨モニタリング・評価に関する事項（利用者アンケート調査、事業実施状況自己評価）
  - ⑩指定管理者に支払うべき管理費用に関する事項
  - ⑪施設使用料の扱いに関する事項（利用料金制にするか徴収委託かで内容が異なる。）
  - ⑫事故等に係る損害賠償請求に関する事項
    - ・指定管理者と利用者との間に生じた損害賠償に関する事項
    - ・指定管理者と市との間に生じた損害賠償に関する事項
    - ・期間の途中で指定を取り消した場合の損害賠償に関する事項
  - ⑬指定期間満了や指定の取消しにより指定管理者が変更になる場合に従来の指定管理者に対して、新指定管理者に管理運営に必要な事項等について引継ぎを行う義務を課すための事項
  - ⑭原状回復に関する事項
  - ⑮指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
  - ⑯権利・義務の譲渡の禁止等に関する事項
  - ⑰個人情報の保護に関する事項
  - ⑱情報公開に関する事項
  - ⑲文書の管理・保存の徹底に関する事項
  - ⑳監査委員による監査に関する事項
  - ㉑その他施設の特性に応じた事項（具体化したサービス水準等）
- 協定書は、基本事項を定めたものであることから、具体的な事務やサービス水準等の内容を明確にする仕様書を作成するものとする。
  - 利用料金制を採用せず、地方自治法第243条の2に基づき、指定管理者に徴収に関する事務の委託を行う場合は、指定管理施設の管理に関する協定書とは別に、歳入の徴収事務に係る契約を交わすものとする。契約書には、法的な位置付けと仕様を明確に示すとともに、定期的な業務監督などの不正防止策などを記載するものとする。

## 6. 選定の際の評価基準の作成

- 国分寺市指定管理者候補者選定委員会が指定管理者を選定する基準は、次のとおりとする。この場合において、主管課は、指定管理者に求めるサービス水準や確保すべき事務処理水準等を「㉑ その他施設の特性に応じた評価基準」として設定することができるので、必要に応じて設定すること（複数可）。
  - ①団体の理念・姿勢
  - ②団体の安定性
  - ③団体の継続性

- ④団体運営の透明性・公正性
  - ⑤団体運営における法令等の遵守状況
  - ⑥運営実績
  - ⑦効率・効果的運営への取組状況
  - ⑧受託への熱意・意欲
  - ⑨事業運営の独創性
  - ⑩施設管理の安全性への配慮
  - ⑪利用者への対応状況（接遇・苦情対応）
  - ⑫社員等の育成状況
  - ⑬個人情報保護対策状況
  - ⑭自主事業などの提案
  - ⑮障害者の雇用状況
  - ⑯高齢者の雇用状況
  - ⑰管理運営に必要な提案金額
  - ⑱環境への配慮
  - ⑲地域雇用の状況（現状及びこれからの計画）
  - ⑳災害時の対応
  - ㉑その他施設の特性に応じた評価基準（具体化したサービス水準）
- 主管課は、選定の際の評価基準(案)を作成し、部内決定後、庁議の議を経て市長決裁を得るものとする。



**主な事務処理**

- ① 指定管理者候補者の募集及び申請の受付
- ② 「国分寺市指定管理者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）による指定管理者候補者の選定
- ③ 「選定委員会」選定結果を市長に報告し、結果を踏まえて候補者を庁議の議を経て決定
- ④ 選定結果の通知、仮協定締結及び選定結果の公表
- ⑤ 議案を市議会に上程し、議決を得る。
- ⑥ 議決後、指定の決定通知及び本協定の締結を行うとともに、公表を行う。
- ⑦ 引継ぎの実施

**留意事項**

- ◆ 指定管理者候補者の選定に関する評価は、識見を有する者並びに第1順位副市長、総務部長、子ども家庭部長及び建設環境部長で構成する「選定委員会」において実施し、その結果を踏まえ、庁議の議を経て決定するものとする。
- ◆ 指定管理者との引継ぎについては、十分余裕をもって行うとともに、利用者への周知を丁寧に行うものとする。

**指定管理者候補者募集・選定から協定書の締結に当たって、詳細は以下の考え方に基づき運用するものとする。**

**1. 募集及び申請の受付**

- 庁議の議を経て決定された募集要項、仮協定書及び仕様書を公表し、市報及び市ホームページにより広く募集を行う。
- 募集・申請期間については、応募者の事業計画書等の作成に十分な時間を確保するため、募集要項の配布から申請の締切りまでの期間を原則1ヵ月以上確保するものとする。
- 指定管理者候補者になろうとする者は、募集要項に示した申請に必要な書類（①事業計画及び企画提案書、②収支計算書、③人員配置計画書、④経営の状況等当該団体の概要を説明する書類、⑤その他市長等が必要と認める事項）を添えて、申請期間内に市長等に申請しなければならない。

**2. 指定管理者候補者の選定**

指定管理者に求めるサービス水準を十分に考慮して選定が行われるように、以下の選定手続を進める。

ただし、国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第31号）第5条（公募によらない選定等）の規定に基づき、公募によらない選定を行う場合は、この限りでない。

(1) 「選定委員会」による選定

- 指定管理者の選定は、「選定委員会」にて行う。
- 「選定委員会」は、識見を有する者並びに第1順位副市長、総務部長、子ども家庭部長及び建設環境部長で構成し、指定管理者の選定を主な役割とする。
- 「選定委員会」の庶務は、契約管財課において処理するものとする。

(2) 指定管理者の選定方法

- 選定方法は、主管部の責務において調整し、庁議の議を経て決定し、募集要項にて明らかにするものとする。
- 選定の方法は、書類審査による1次審査とする。また、当該施設のサービス内容から判断して、必要によりプレゼンテーションによる2次審査を行うことができるものとする。
- 選定の手続は、以下のとおりとする。
  - ・ プレゼンテーションは、1次審査において7割以上の評価を得た応募者上位3団体を対象に、非公開で実施するものとする。ただし、1次審査において7割以上の評価を得た応募者が1者の場合は、プレゼンテーションを省略することができるものとする。
  - ・ 「選定委員会」の選定の会議は、応募者の技術情報や信用情報に係ることが選定基準になっていることから、非公開とする。
  - ・ 「選定委員会」は、総合的に評価を行い、選定基準を満たしている者のうち、一番高評価を得た者を第一候補者とし、次に高評価であった者を、第二候補者として選定を行い、その結果を市長に報告を行うものとする。この場合において、三番目以降の評価を得た者については、候補者とししないものとする。
  - ・ 主管課は、選定結果を踏まえ、庁議の議を経て指定管理者候補者決定の決裁を得るものとする。
  - ・ その後、主管課は、国分寺市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成17年規則第52号）第4条（選定結果の通知）に定める選定結果の通知を、速やかに行うものとする。
- 選定結果を通知してから、原則仮協定締結までの間に、候補者として決定した団体が辞退等により指定管理者候補者となることが不可能となった場合又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、再募集から再選定までの手続を省略して、第二候補者を候補者として手続を継続することができるものとする。

(3) 指定管理者の選定段階の情報公開

- 指定管理者の選定過程において作成される文書は、原則として公開対象であるが、国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）第9条（実施機関の公開義務）第1号から第6号までに該当する場合は、非公開又は部分公開とする。
- 非公開情報として想定されるものは、以下のとおりである。
  - ①応募者の担当者氏名、携帯番号、メールアドレスなどの情報

- ②応募者の技術的ノウハウに関する情報
- ③応募者の信用情報（経営情報など法人自ら公開しているものを除く。）
- その他の情報で公開すべきかどうかの判断は、国分寺市情報公開条例第9条の判断によるものとする。

(4) 選定結果の公表

- 選定結果については、市ホームページ及びオープナーにて公表するものとする。
- 公表を行う内容は、
 

①募集要項（又は申請要項）	②協定書（案）・仕様書
③事業計画及び企画提案書	④収支計算書
⑤人員配置計画書	⑥指定管理者候補者選定委員会評価集計表
⑦指定管理者の評価基準票	とする。
- なお、国分寺市情報公開条例第9条に該当する恐れのある資料については、指定管理者候補者の了解を得て公表するものとする。
- 公表は、指定期間の間、継続して行うものとする。
- 施設の特性に応じて、必要により利用者に対して公表した選定結果の説明を行う機会を設けるものとする。

(5) 仮協定書の締結

- 市は、選定結果に基づき、指定管理者候補者と仮協定書の締結を行う。指定管理者の指定には、議会の議決を経る必要があることから、議会の議決がなされ、指定を行うまでの間、「仮協定書」を締結するものとする。仮協定書は、速やかに締結するものとする。

### 3. 議会の議決

(1) 公の施設の設置条例の改正に係る議決

既存施設において指定管理へ移行する場合、当該公の施設の設置条例の改正を行い、①指定管理者が行う業務の範囲、②その他必要な事項を定める必要がある。

また、新たに設置する施設に指定管理者を導入する際には、指定管理者制度を踏まえた例規の整備が必要となる。

それぞれの条例の整備に当たっては、議会の議決を経る必要がある。

(2) 指定管理者の指定に係る議決

- 指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項に基づき、議会の議決を経る必要がある。議決事項は、以下の3項目である。
  - ①指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
  - ②指定管理者となる団体の名称
  - ③指定の期間
- 指定管理者の指定期間が満了する場合も、次期指定期間の指定管理者の指定に係る議

会の議決をあらかじめ経なければならない。

- 指定管理に係る議案には、協定書（案）・仕様書を添付して、議会に送付するものとする。協定書（案）の書式の留意点については24ページを参照。
  - 議会の委員会審査に際し、提出する資料としては、以下の5点を基本とする。
    - ①指定管理者候補者選定委員会評価集計表 ②募集要項（又は申請要項）
    - ③事業計画及び企画提案書 ④収支計算書 ⑤人員配置計画書
- なお、国分寺市情報公開条例第9条に該当するおそれのある資料については、指定管理者候補者の了解を得て対応するものとする。

(3) 予算に係る議決

- 指定管理者を指定するためには、指定期間内（複数年度にわたる場合）における予算の裏付け（議会の議決）が必要となる。
- 指定管理者にとっては、指定期間内の経費が担保されていることが望ましく、また市としても指定期間中の経費をあらかじめ確定できることは、財政計画上の利点がある。
- 指定管理者の指定と予算計上については、次の取扱いとする。

指定期間	管理運営に要する経費
複数年度	<p style="text-align: center;">（年度の途中から指定管理に移行・期間満了による継続の場合）</p> 指定の議案と管理運営の予算（当該年度歳出予算と債務負担行為）を同時提案する。 <p style="text-align: center;">（翌年度の4月から指定管理に移行・期間満了による継続の場合）</p> 指定の議案と翌年度からの管理運営の予算（債務負担行為）を同時提案する。

(4) 議案への上程時期

- 議会への予算・議案の上程は、指定管理者への引継ぎ期間等を担保するため、12月議会に上程することを原則とする。

#### 4. 議会議決後の手続

(1) 指定と公表

- 主管課は、議会の議決を経て指定管理者の指定を行う際には、国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条（指定管理者の指定）第1項及び第3項に基づき、指定の決定を指定管理者に通知するとともに、公表を行うものとする。
- 公表を行う項目は、次の3項目とし、公表は、市ホームページ及びオープナーにて行うものとする。また、同項目を記した表示板を当該施設の窓口等に掲出するものとする。
  - ①指定管理者として指定した法人その他の団体の名称及び所在地
  - ②公の施設の名称
  - ③指定の期間
- また、施設利用者等への周知等をあわせて丁寧に行うものとする。

(2) 本協定書の締結

- 議会の議決後、市長決裁ののち、指定管理者と本協定の締結を行う。

(3) 指定管理者との引継ぎ

- 指定管理者による管理開始以前に、指定管理者とより具体的な協議や引継ぎ等を実施するものとする。
- 指定管理者と市で実施する引継ぎ等は、指定管理者移行後に市民サービスの低下が生じないように、引継ぎ期間等、十分余裕を持って行うものとする。
- また、指定期間満了等により指定管理者が替わる場合においても、十分余裕を持って次の指定管理者に引継ぎを行うものとする。なお、その引継ぎは、主管課立会いの下で行うものとする。



**主な事務処理**

- ① 指定管理者より事業計画書の受付
- ② 指定管理者によるモニタリング・利用者アンケートの実施
- ③ 主管課によるモニタリングと、必要により改善勧告の実施
- ④ 指定管理者より事業報告書の受付
- ⑤ 指定管理者の評価を実施

**留意事項**

- ◆ 指定管理者より提出された事業計画書等について、募集要項や協定書・仕様書等との整合性の確認を行うこととする。
- ◆ モニタリングでは、協定書・仕様書において示したサービス水準の維持状況と、事務の適正性を評価し、必要により改善勧告を実施するものとする。
- ◆ 指定管理者の評価は、識見を有する者並びに第2順位副市長、政策経営部長、市民部長及び健康部長で構成する「国分寺市指定管理者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において評価を実施し、その結果を踏まえ、市長決裁により評価を決定し、庁議に報告を行う。

指定管理者の監督・評価に当たって、詳細は以下の考え方に基づき運用するものとする。

**1. 指定管理者に対する監督、指導等**

(1) 事業計画書の受付

- 指定管理者は、年度当初又は事業開始に合わせて、毎年度の詳細な事業計画書を市に提出するものとする。
- 事業計画書には、特に指定管理者の「経営理念」を明確に表現した上で、かつ次の事項を、数値又は文言でより具体的に記載するものとする。なお、市と協議・確認した事項がある場合は、その内容を盛り込むものとする。
  - ①管理業務等の体制及び実施計画（管理業務及び自主事業）
  - ②予算に係る計画
  - ③従事者育成に係る研修計画
  - ④利用者意見及び自己評価に係る計画  
(利用者アンケート調査、事業実施状況自己評価)
  - ⑤苦情対応に係る方針
  - ⑥その他管理等に係る必要な計画（施設の特性に応じた具体的なサービス水準等）
- 主管課は、指定管理者から提出された事業計画書が募集要項や協定書・仕様書等と整合が図られているか確認し、必要により協議の上、修正を行うものとする。

## (2) アンケート調査とモニタリングの実施

### ① 指定管理者による利用者アンケート調査と事業実施状況自己評価

#### 〈アンケート調査〉

- 施設利用者の満足度等を把握し、管理業務や事業等の改善と評価に生かすことを目的に、毎年度4月から12月までの間に1回以上利用者アンケートを実施するものとする。
- 利用者アンケートの内容及び実施方法・時期は、毎年度指定管理者と市において協議・決定し、指定管理者が実施するものとする。
- 利用者アンケートの結果については、調査実施後速やかにその内容を、市に報告するものとする。
- 利用者アンケートの実施については、指定管理者と締結する協定書に盛り込むものとする。

#### 〈事業実施状況自己評価〉

- 指定管理者は、協定書・仕様書及び事業計画書に基づき事業が遂行されているか、自己評価を実施するものとする。
- 自己評価の実施については、協定書に盛り込むものとし、実施結果については、市に報告するものとする。
- 市は、報告を受けて、必要により事業の状況の確認、改善勧告を実施するものとする。

### ② 主管課によるモニタリング

- 指定管理者制度導入施設について、効率的な運営やサービス水準の維持・向上が確保され、適切に施設運営等がされているか把握を行うため、主管課は、適宜モニタリングを実施するものとする。
- モニタリングとは、指定管理者が提供する公共サービスの水準や業務の実施状況等の適正性を実地調査により把握・確認し、管理・監督することをいう。必要に応じて、確認したことが明確になるよう写真等を残しておく。
- モニタリングの際にチェックを行う項目は、サービス水準や業務の実施状況等の適正性に関する事項と、事業計画書に記載された事項を基本に行うものとし、モニタリングの結果、指定管理者による業務実施内容等に改善を要する事項が認められた場合、速やかに改善を勧告するものとする。
- 主管課は、適宜モニタリングを実施するが、そのうち年2回以上モニタリングチェックシート（資料編47ページ参照）を用いてモニタリングを実施し、チェック項目ごとに確認した内容・状態等を記載することとする。その確認した結果については評価等にも反映するものとする。
- 各主管課のモニタリングの実施状況については、契約管財課においてその実施状況の把握を行い、必要により実施を促すものとする。

### (3) 事業報告書の受付

- 毎年度終了後、60日以内に指定管理者から管理業務に関する事業報告書を提出させるものとする。
- 事業報告書には、事業計画書に記載された項目の実施状況等を必ず記載するものとする。また、決算収支状況については予算額と決算額を対比した書式にて提出を求めるものとする。
  - ①管理業務等の体制及び実施状況（管理業務及び自主事業）
  - ②決算状況等及び施設の利用実績  
(決算収支状況、使用料徴収実績、料金収入実績（利用料金制を採用した場合）、  
公の施設の利用実績（利用者数、利用不承認等の件数・その理由）)
  - ③従事者育成に係る研修実施状況
  - ④利用者意見及び自己評価  
(利用者アンケート調査結果、事業実施状況自己評価)
  - ⑤苦情対応に係る記録
  - ⑥事業計画書に掲載した計画の実施状況
  - ⑦その他管理の実態を把握するために必要な事項

### (4) 業務報告等

- 管理の適正を期するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況に関して、定期又は必要に応じて臨時に報告を求めるものとする。
- 市は実地に調査し必要な指示をすることができるものとする。
- 以上のことは、協定書に盛り込むものとする。

### (5) 指定管理者の監査

- 地方自治法第199条第7項に基づき、監査委員は、必要があると認めるとき又は市長の要求があるときは、指定管理者の行う事務についても監査することができる。

## 2. 指定管理者の評価

- 指定管理者の評価については、提出された事業計画書、事業報告書等をもとに毎年度行うものとする。この場合、評価に必要な資料を別途、指定管理者から提出させることができるものとする。このことは、協定書に盛り込むものとする。
- 評価は、主管課長の評価と、(3)に規定する「評価委員会」（識見を有する者並びに第2順位副市長、政策経営部長、市民部長及び健康部長で構成）による評価により実施するものとする。
- 評価は、以下の方法により実施するものとする。

#### (1) 評価項目

- 指定管理者を評価する指標は、次のとおりとし、さらに各指標において細目を設定

するものとする。

- ①収支計画の適確性について
- ②業務の履行状況について
- ③サービスの質について
- ④施設の特性に応じた水準の確認（具体化したサービス水準の項目など）
- ⑤業務の改善について
- ⑥選定時の提案内容の実施状況について

(2) 主管課長評価

- 主管課長は、事業計画書、業務実績、主管課によるモニタリング結果、事業報告書・利用者アンケート調査結果等をもとに、評価を実施するものとする。

(3) 評価委員会による評価

- 「評価委員会」は、事業計画書、業務実績、主管課によるモニタリング結果、事業報告書、利用者アンケート結果、主管課長の評価等と、必要により主管課に対してヒアリングを実施することにより、指定管理者の評価を行うものとする。評価結果については、市長に報告するものとする。
- 「評価委員会」の事務局は、契約管財課において実施するものとする。

(4) 評価の決定

- 市長は、「評価委員会」の評価結果を踏まえ、指定管理者の評価を決定するものとする。なお、評価結果は庁議に報告を行う。

(5) 評価の通知及び指示・指導

- 主管課は、評価結果を文書により指定管理者に通知し、評価結果に応じて、指示・指導を行うものとする。
- なお、最終評価結果が著しく劣悪な場合は、文書をもって別に改善勧告等を行うものとする。

(6) 評価結果の公表

- 評価結果については、市ホームページ及びオープナーで公表するものとする。
- 「評価委員会」の評価結果は契約管財課が公表し、以下のものについては担当課が公表する。
  - ①モニタリングチェックシート
  - ②指定管理者自己評価
  - ③アンケート結果
  - ④事業報告書
  - ⑤選定時の提案内容と実施状況の確認票なお、国分寺市情報公開条例第9条に該当するおそれのある資料については、指定管理者の了解を得て公表するものとする。
- 前年度の評価結果を公表し、毎年度更新を行うものとする。



(3) 損害賠償に関する市と指定管理者との関係

- 指定管理者と市の両者に損害賠償義務が生じる場合、損害を被った当事者の請求に応じてどちらかが損害賠償金を支払った場合には、市と指定管理者との事故に対する責任の割合に応じて、相手方に求償を行うことになる。

### 3. 指定取消し及び管理業務の停止

- 指定管理者が市の必要な指示に従わないなど、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第11条（指定の取消し等）に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。
- この場合において、指定の取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。
- 指定の取消し等の原因となる事由としては、以下のようなものが考えられる。
  - ① 当該施設の設置条例又は協定書の記載内容に違反した場合
  - ② 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げた場合
  - ③ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく必要な指示に従わない場合
  - ④ 当該施設の指定管理者募集要項に定める資格要件を失った場合
  - ⑤ 申込み時に提出した書類の内容に虚偽があると判明した場合
  - ⑥ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される場合
  - ⑦ 法令違反等により当該指定管理者に管理業務を継続させることが社会通念上著しく不相当と判断される場合
  - ⑧ 指定管理者から指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止の申出があった場合
  - ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが判明した場合
  - ⑩ その他市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認める場合
- 指定の取消理由に関することは、協定書に盛り込むものとする。
- 指定の取消しは、指定を受けている管理者にとっては不利益処分であることから、国分寺市行政手続条例（平成7年条例第29号）に基づくこととなる。
- 上記の指定の取消し等の原因となる事由が認められ、指定の取消し等を行う場合の手続の進め方は、次のとおりとする。
  - (1) 指定の取消し等を進めるに当たり、主管課は、当該事由の重大性、当該事由が発生した原因(正当事由の有無)、処分を行った場合のその施設の運営と市民に対する影響、その他処分の審議に必要な状況等の説明を「評価委員会」に行い、意見を聴くものとする。ただし、指定の取消し等の処分を早急に行う必要があり、「評価委員会」を開催する暇

がない場合は、この限りでない。

- (2) 国分寺市行政手続条例に基づき、聴聞の手続を実施し、不利益処分の実行を行うものとする。

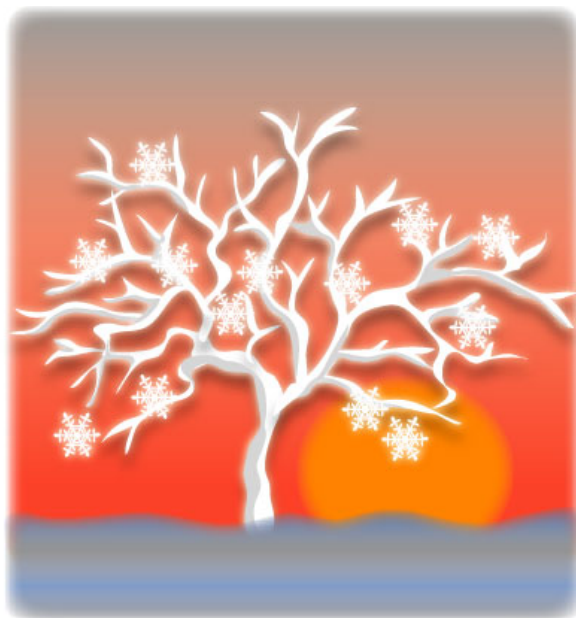
ただし、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるなど、聴聞の手続を執らず、指定の取消処分を行う場合の判断は、国分寺市行政手続条例第13条（不利益処分をしようとする場合の手続）第2項に基づき行うものとする。

- (3) 指定の取消し等を命じた場合、その旨を市ホームページ等で公表するとともに、直ちに次の指定管理者選定の手続を開始するものとする。

- 市が正当な理由もなく一方的に指定の取消し等を行った場合は、指定管理者から処分の取消訴訟や国家賠償法に基づいて賠償請求される場合も想定される。

#### 4. 指定期間中の変更について

- 指定期間中に、事業計画の変更、災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により、当初合意した事項を見直す必要があると認められる場合は、市と指定管理者が協議の上、必要により「庁議」の議を経て、これを変更できるものとする。
- この変更によって、事業の縮小、業務の一部中止等が生じる場合、市は、指定管理費の全部又は一部を返還させることができる。



## 5. 議案に添付する協定書の留意点

○議案添付時の協定書は以下の書式で統一してください。

※以下、○○○○○部分には対象施設名を記載してください。

①表紙の表題は、「国分寺市立○○施設の管理に関する協定書（案）」としてください。

# 国分寺市立○○○○施設の管理に関する 協定書（案）

②協定書の表題は「国分寺市立○○施設の管理に関する協定書」としてください。

③協定書の冒頭の乙部分は団体名を記載してください。

## 国分寺市立○○○○施設の管理に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と指定管理者団体名（以下「乙」という。）とは、国分寺市○○○○施設条例（平成○年条例第○号。以下「施設条例」という。）により設置された国分寺市○○○○施設（以下「本施設」という。）の管理運営について、国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第31号。以下「手續条例」という。）第7条（協定の締結）の規定に基づき、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

④協定書の甲乙の署名部分については、年月日は「令和○○年○○月○○日」ではなく、「令和 年 月 日」の空欄とし、乙欄の○○も削除し、空欄にしてください。

⑤仮協定書にあった「本協定は仮協定であり、～甲は一切の責任を負わないものとする。」の文章は削除してください。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

所在地 国分寺市泉町二丁目2番18号

名 称 国分寺市

代表者 国分寺市長 （市長名を記載）

印

乙（指定管理者）

所在地

名 称

代表者

印

# 資料編

## 資料編

- 指定管理者制度における手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 指定管理移行検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 指定管理者募集要項（ひな形）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 指定管理協定書（ひな形）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 指定管理業務仕様書（ひな形）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 指定管理事業計画及び企画提案書（ひな形）・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 収支計算書（ひな形）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 人員配置計画書（ひな形）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 指定管理者選定評価基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- モニタリングチェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 事業実施状況 指定管理者 自己評価票（ひな形）・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 利用者アンケート（ひな形）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 収支計画書・収支決算書（ひな形）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 指定管理者評価実施基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 指定管理者制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 指定管理者制度導入日一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- 関係例規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
  - ・ 地方自治法（抜粋）
  - ・ 国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
  - ・ 国分寺市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則
  - ・ 国分寺市指定管理者候補者選定委員会設置要綱
  - ・ 国分寺市指定管理者評価委員会設置要綱
  - ・ 国分寺市行政手続条例（抜粋）
- 指定管理者制度を適用するに当たっての国の通知・・・・・・・・・・・・・・ 82
  - ・ 地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）
  - ・ 事務連絡・平成15年9月17日



## 指定管理者制度における手続の流れ

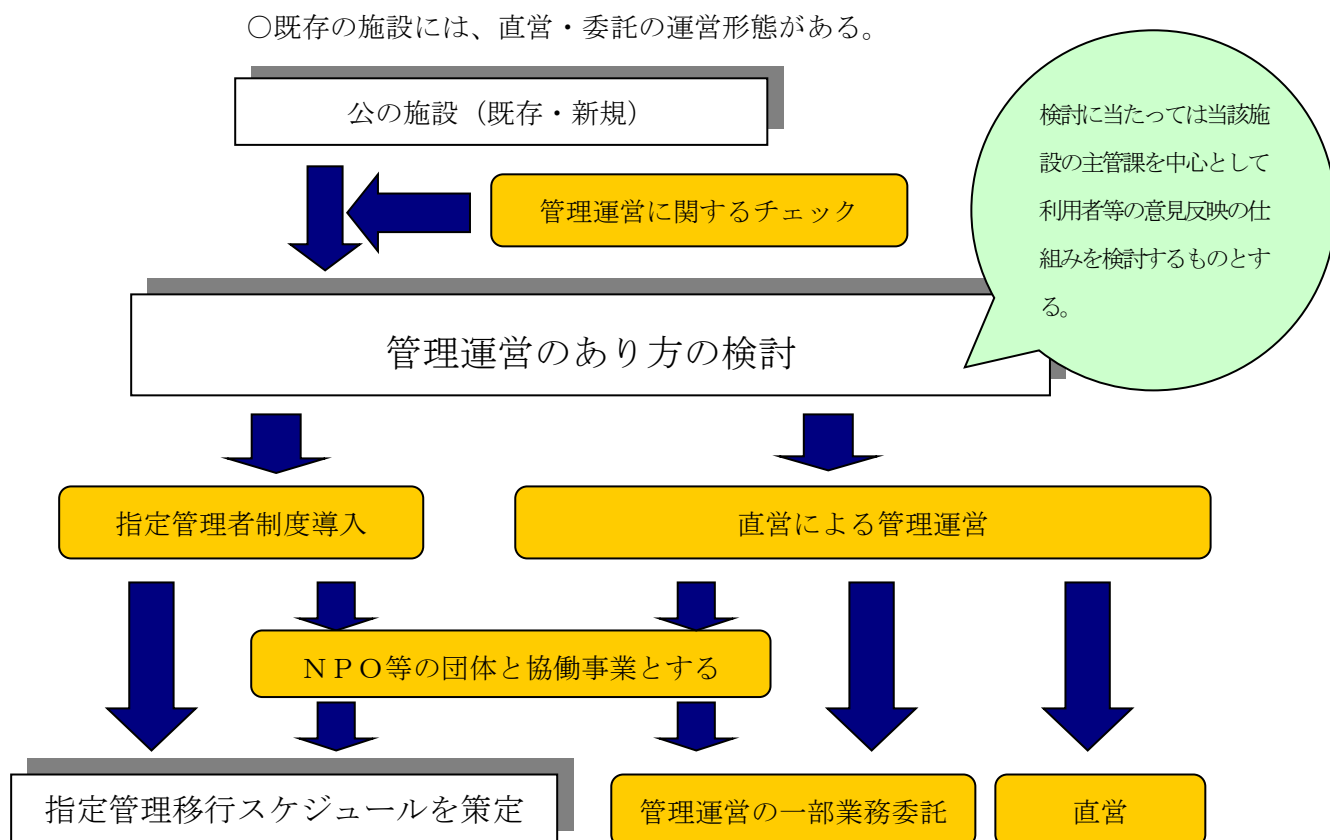
○指定管理に移行（導入）するための手続の流れは以下を基本とする。

対応月	基本的な手続の流れ	手続内容の概要
前年度	指定管理への移行効果の確認と移行計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規及び既存の公の施設について指定管理者制度の適用効果の確認を行い移行までのスケジュールを策定する。また、求めるサービス水準を検討・確認する。</li> <li>○市議会の所管委員会の報告を行う。</li> <li>○必要により利用者等に説明を行う。</li> <li>○公の施設の設置条例の提案（前年度第1回定例会まで 新規施設）</li> <li>○主管課において募集要項(案)、協定書・仕様書(案)を作成し、部内決定を得る。</li> <li>○非公募の場合必要に応じて選定委員会の意見を聴く。</li> <li>○募集要項、協定書・仕様書を庁議の議を経て、市長決裁により決定する。</li> <li>○指定管理者の募集、申請の受付を行う。</li> <li>○「指定管理者候補者選定委員会」で審査し、指定管理者の候補者を選定し、結果を市長に報告する。</li> <li>○報告を基に、庁議の議を経て市長決裁により、候補者の決定を行う。</li> <li>○選定結果を申請者に送付し、選定結果を公表する。</li> <li>○速やかに仮協定を締結する（通知後10日程度）。</li> <li>○指定管理に係る議案の決裁後、指定管理者の議決案件を提出する。</li> <li>○指定管理者の指定の議案（既存施設）、及び管理のための予算を同時に提案する。</li> <li>○議会への説明資料を提出する。</li> <li>○本協定を締結する。</li> <li>○引継ぎを実施する。</li> <li>○指定管理者による施設の管理運営が開始される。</li> <li>○事業内容の確認（モニタリング）を行う。</li> <li>○モニタリングは随時実施し、そのうちチェックシートを用いたものを2回以上行う。</li> <li>○事業報告書等をもとに評価を実施する（主管課長）。</li> <li>○指定管理者評価委員会において評価を実施し、市長へ報告を行う。</li> <li>○市長決裁により評価を決定し、公表等を行う。</li> </ul>
4月	募集要項、協定書等の作成	
7月	指定管理者の募集 申請の受付	
8月		
10月	指定管理者の候補を選定	
11月		
12月	指定管理者の議会の議決	
1月	協定の締結	
4月	管理の実施	
随時		
1年後 5～6月	事業報告書の提出	
7～8月	指定管理者評価の実施	

## 指定管理移行検討

- 現在の公の施設の管理運営について指定管理者制度を適用するかどうか、また新規の公の施設について指定管理者制度を導入するかどうかについては、以下の進め方によるものとする。

### 移行検討を行うための基本フロー



### 管理運営に関するチェック項目



- ①民間事業者に委託することで、利用者のニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者のノウハウの活用が期待できる。
- ②民間事業者に委託することでコスト削減の可能性はある。
- ③利用の平等性、公平性、守秘義務の確保などについて、行政でなければ確保できない明確な理由がない。
- ④同様・類似サービスを提供する民間事業者が存在する。
- ⑤施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。
- ⑥税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる施設である。

※ 該当する項目が多いほど、民間事業者等の管理運営がなじむ領域であると考えられる。

## 指定管理者募集要項（ひな形）

※ひな形を基に、各施設の特徴を踏まえて修正してください。

### 〇〇〇〇〇〇指定管理者募集要項（ひな形）

国分寺市では、経費削減等を図るとともに、住民サービスの向上を図ることを目的として、〇〇施設の管理に令和〇〇年〇月〇日から指定管理者制度を導入することといたしました。指定管理業務を希望される法人その他の団体（以下「団体」という。）を下記のとおり募集しますので、本要項に基づき申請してください。なお、申請に当たっては、必ず、「指定管理者制度の運用指針」（市ホームページに掲載）をよくお読みください。

#### すでに導入している場合↓

国分寺市では、経費削減等を図るとともに、住民サービスの向上を図ることを目的として、〇〇〇〇の管理に指定管理者制度を活用し運営しています。

令和〇年〇月〇日で現在の指定管理期間が終了するため、新たに指定管理業務を希望される法人その他の団体（以下「団体」という。）を下記のとおり募集しますので、この要項に基づき申請してください。なお、申請に当たっては、必ず、「指定管理者制度の運用指針」（市ホームページに掲載）をよくお読みください。

#### 引き続き公募によらない場合↓

国分寺市〇〇〇〇における指定管理について、令和〇年〇月〇日で指定管理期間が終了します。引き続き、指定管理業務を希望する場合はこの申請要項に基づき申請してください。なお、申請に当たっては、必ず、「指定管理者制度の運用指針」（市ホームページに掲載）をよくお読みください。

#### 1. 対象施設の名称、所在地、設置目的、規模等その他施設に係わる概要

##### (1) 施設の名称、所在地

施設の名称：〇〇〇〇〇〇〇〇

施設の所在地：国分寺市〇〇〇〇〇〇〇〇

##### (2) 〇〇〇〇〇〇〇の設置目的

市民文化の向上と福祉の増進に寄与するための施設です。

※各施設設置条例と整合を図ってください。

##### (3) 規模等その他施設に係わる概要

別紙〇〇〇〇〇〇〇〇指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照

##### (4) 指定管理費

指定期間中に市が負担する額の上限額は、下記のとおりとします。応募の際は、この上限額以内で収支計算書における指定管理費を設定してください。

令和〇〇年度から〇年分総額の上限額 〇〇〇0,000円（消費税及び地方消費税含む）

※指定管理費は仕様書を参照の上、積算してください。

万円単位で計上。

#### 2. 指定管理者が管理する業務の範囲

指定管理者は、対象施設の運営及び維持管理に係る次の業務を実施します。具体的な内容は仕様書を参照してください。

##### (1) 業務の範囲

- ① 施設の使用承認等及び使用料の納入等に関すること（消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応を含む。）←インボイス制度への対応が必要な場合は記載する。
- ② 使用承認の変更及び取消しに関すること。
- ③ 施設の使用に伴う利用者への便宜の供与に関すること。
- ④ 施設、設備、物品等の維持管理及び安全に関すること。
- ⑤ 管理物品の簡易修繕に関する業務に関すること。
- ⑥ 施設の管理運営に関して、市長が必要と認めること。

⑤について、包括施設管理委託を導入していない施設は、施設の簡易修繕に関する業務に関する、とすることもできる。

##### (2) 業務に係る条件

- ① 開館日は通年とします。ただし、国分寺市〇〇条例第〇条の休館日は除きます。
- ② 業務時間等は仕様書によることとします。

- (3) 業務に係る水準  
業務を執行するに当たり、必要又は求める水準等がある場合は記載する。

### 3. 自主事業の提案

- (1) 「自主事業」とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画し、行う事業です。市民サービスの向上に効果的で、かつ効率的な「自主事業」の提案をしていただきます。なお、事業にかかる経費については、原則として指定管理者の自己財源（講座等の参加者負担金などを含む。）で賄うものとします。
- (2) 自主事業の提案は、提出書類の事業計画及び企画提案書により提案してください。また、自主事業収支計算書（書式任意）を提出してください。
- (3) 提案された自主事業の内容や実施については、全て市と協議の上決定します。

### 4. 利用料金制に関する事項

#### 【利用料金制を採用しない場合】

本施設では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の「利用料金制」は採用しません。

#### 【利用料金制を採用する場合】

使用料の収入は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項により「利用料金制」を採用します。

### 5. 指定期間

令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までの〇年間とします。

### 6. 応募資格

- (1) 当施設の管理運営を、安全かつ円滑に行える団体。
- (2) 団体又は代表者が、次の事項に該当しないこと。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するもの。
  - ② 申請期間において、国分寺市から指名停止措置を受けているもの。
  - ③ 法人の場合は、最新の営業年度の法人税、消費税、地方消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納しているもの。法人以外の団体の場合は、代表者の最新の所得税、個人住民税、個人事業税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの（申請者の所在地が東京都特別区にある場合は、法人住民税は法人住民税、住民税は特別区住民税となります。）
  - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始している法人。
  - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体。
  - ⑥ 国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第31号）第3条第2項から第4項までに規定するもの。
- (3) 当施設に、別紙仕様書の範囲で、資格を有する人員を配置できること。
- (4) 当施設に、防火管理者の資格を有する人員が配置できること。又は令和〇〇年4月1日までに配置が可能な団体であること。

### 7. 申請手続

#### (1) 募集要項の配布

- ① 配布日時：令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）まで  
午前〇時から正午、午後〇時から午後〇時  
※ただし、土・日曜日を除く
- ② 配布場所：国分寺市役所〇階〇〇〇課  
※国分寺市ホームページからもダウンロードできます

#### (2) 提出書類

「別紙 提出書類一覧表」を参照

#### (3) 現場説明会

- ① 日 時：令和〇年〇月〇日（〇）午前〇時〇分から
- ② 場 所：〇〇
- ③ 注意事項：1団体2名まで。原則参加いただくことを前提とします。

参加できない場合は、令和〇年〇月〇日（〇）までに電話、FAX又はEメールで担当課までご連絡ください。

(4) 質疑及び回答

質問は、下記受付期間内に文書により行うこととします。持参、郵送、FAX、Eメールいずれの方法でも受け付けます（郵送の場合必着）。回答は、質問をした団体に、FAX又はEメールで送付します。また、寄せられた質問をとりまとめ、国分寺市ホームページに随時回答を掲載します。

質問受付期間 令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）

(5) 申請書等の提出 ※配布開始日から提出期間まで1～2週間の間隔を開けるよう心掛ける。

① 提出期間：令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）まで

午前〇時から正午、午後〇時から午後〇時 ※ただし、土・日曜日を除く

② 提出先：国分寺市役所〇階〇〇〇課

必要書類を整えて、上記窓口まで持参してください。郵送等の提出や提出期限を過ぎた場合は受け付けません（提出いただいた書類については、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。）。

また、市が必要と認める場合は、市が追加の資料提出を求める場合があります。

原則として、一度提出し受け付けたものの訂正や差替え等はできませんので、注意の上、作成をお願いします。

※申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(6) 申請書類・審査に関する情報公開等

提出された書類等は、指定管理者制度の運用指針に記載のとおり、国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）の規定に基づく情報公開対象文書、市ホームページ及びオープンナーにおける公表文書並びに市議会の委員会審査における提出資料となります。

## 8. 指定管理者候補者の選定等

(1) 資格審査

次に該当する申請は、資格がないものとします。

- ① 資格要件を欠くもの、又は提出書類に不備があるもの。
- ② 提出書類に虚偽の記載があったもの。
- ③ その他選定に係る不正行為があったもの。

(2) 選定委員会による審議

市が設置する指定管理者候補者選定委員会で下記の事項について評価基準に基づき評価を行います。選定の際の評価の基準としては、次のとおりとします。

- ① 団体の理念・姿勢
- ② 団体の安定性
- ③ 団体の継続性
- ④ 団体運営の透明性・公正性
- ⑤ 団体運営における法令等の遵守状況
- ⑥ 運営実績
- ⑦ 効率・効果的運営への取組状況
- ◎⑧ 受託への熱意・意欲
- ⑨ 事業運営の独創性
- ◎⑩ 施設管理の安全性への配慮
- ⑪ 利用者への対応状況（接遇・苦情対応）
- ⑫ 社員等の育成状況
- ⑬ 個人情報保護対策状況
- ⑭ 自主事業などの提案
- ⑮ 障害者の雇用状況
- ⑯ 高齢者の雇用状況
- ⑰ 管理運営に必要な提案金額
- ⑱ 環境への配慮
- ⑲ 地域雇用の状況（現状及びこれからの計画）
- ⑳ 災害時の対応
- ㉑ その他施設の特性に応じた評価基準(具体化したサービス水準)  
施設の特性により重要な項目を具体的に定め、評点基準（5点～1点）も合わせて作成する。

## プレゼンテーションについては、以下の点を留意してください！

### <留意点>

- ①プレゼンテーションの実施については、当該施設のサービス内容等を十分に検討し、必要により実施について判断してください。ただし、公募による選定の場合、原則としてプレゼンテーションを実施するものとなります。
- ②プレゼンテーションを実施する場合、選定期間も長く取る必要があるため、時間に余裕を持ったスケジュールで計画してください。
- ③プレゼンテーションにおける審議項目については、当該施設のサービス内容等を考慮し、(2)の①～⑫の事項から5つ程度を選定し、庁議の議を経て募集要項にあらかじめ示すこと。
- ④プレゼンテーションにおける共通項目は⑧と⑩とし、必ず設定すること。

※どちらかの項目を選択してください。

### (3) プレゼンテーションを実施する場合

2次審査として、プレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションは、書類審査による1次審査で7割以上の評価を得た応募者のうち上位3団体を対象に非公開で実施します。

なお、プレゼンテーションにおいては、(2)の①～⑫の事項のうち「◎」の表示がある事項についてプレゼンテーションを行っていただきます。

### (3) プレゼンテーションを実施しない場合

今回の募集において、プレゼンテーションは実施いたしません。

### (4) 選定結果の通知

選定結果は、申請者に書面で通知します。審査内容、選定理由についての問合せには、お答えできません。

## 9. 選定後の手続等

### (1) 仮協定書の締結

指定管理者の候補者を決定後、速やかに仮の協定書を締結します。

### (2) 市議会の議決

指定管理者の候補者を選定後、指定に係る議案を市議会に提出し、市議会の議決を得ます。ただし、議決を得るまでの間に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときには、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、議決を得ることができなかった場合において指定管理者の候補者が支出した費用等については、補償しないことをご了承ください。

### (3) 本協定の締結

指定管理者の指定及び本協定締結は、議会の議決後に行います。

### (4) 指定管理業務の準備

指定管理者は、指定期間の開始日に円滑に業務を開始するため、事業の引継ぎ等を含め指定期間の開始日前に必要な準備を開始していただきます。

## 10. 仮協定書、本協定書で締結する事項

- (1) 市の条例・方針等の遵守に関する事項
- (2) 指定期間に関する事項
- (3) 事業及び管理業務の実施内容に関する事項
- (4) 施設の安全対策に関する事項
- (5) 災害等の緊急時の対応に関する事項
- (6) 苦情対応に関する事項
- (7) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (8) 業務実施状況等の確認に関する事項
- (9) モニタリング・評価に関する事項（利用者アンケート調査実施及び事業実施状況自己評価）
- (10) 指定管理者に支払うべき管理費用に関する事項
- (11) 施設使用料の扱いに関する事項（利用料金制か徴収委託かで内容が異なる。）
- (12) 事故等に係る損害賠償請求に関する事項
  - ・ 指定管理者と利用者との間に生じた損害賠償に関する事項
  - ・ 指定管理者と市との間に生じた損害賠償に関する事項

- ・期間の途中で指定を取り消した場合の損害賠償に関する事項
- (13) 指定の取消しや指定期間満了により指定管理者が変更になる場合に従来の指定管理者に対して、新指定管理者に管理運営に必要な事項等について引継ぎを行う義務を課すための事項
- (14) 原状回復に関する事項
- (15) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (16) 権利・義務の譲渡の禁止等に関する事項
- (17) 個人情報の保護に関する事項
- (18) 情報公開に関する事項
- (19) 文書の管理・保存の徹底に関する事項
- (20) 監査委員による監査に関する事項
- (21) その他特に必要な事項（具体化したサービス水準等）

## 11. 指定管理者に係る基本事項

### (1) 関係法令の遵守

指定管理業務の実施に当たっては、地方自治法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、国分寺市〇〇条例（昭和〇年条例第〇号）、国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、国分寺市情報公開条例、国分寺市オンブズパーソン条例（平成14年条例第50号）、国分寺市公共調達条例（適用案件の場合）（平成24年条例第35号）、国分寺市暴力団排除条例その他関係法令を遵守するとともに、公平性の保持、安全確保に努めていただきます。

### (2) 管理人員 仕様書を参照

### (3) 指定管理に係る経費

業務を実施するために必要な経費額をもとに、指定管理費、支払時期、支払方法等を協定により定めます。

### (4) 業務の委託

包括的な業務の第三者への委託については認められません。個別の業務（清掃、保守点検業務等）の委託については、事前に本市との協議が必要です。

### (5) 障害者差別解消法等に基づく対応

指定管理者制度導入施設は、市が設置した公の施設であることから、指定管理者においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（平成30年条例第86号）に基づき、不当な差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供について、適切に対応する必要があります。

### (6) 責任者氏名の公開

指定管理者の指定後、施設管理者等の責任者氏名は公開となります。

### (7) その他

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために、本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

## 12. その他特に必要な事項

### (1) 国分寺市公共調達条例について（※条例に該当する案件の場合記載）

国分寺市公共調達条例を適用する案件となるため、第14条（公共調達に係る契約等の内容）の定めに従い、指定管理者は当該案件に係る業務に専ら従事する労働者に対して市の定める最低額以上の賃金を支払う必要があります。なお、最低額等は市ホームページを参照してください。

### (2) 賃貸借物件の取扱い

国分寺市〇〇は国分寺市が借用しているため、維持管理に当たって所有者との協議が必要な場合は市が主体となって協議しますが、説明のために同行を求める場合があります。

### (3) 事前準備等

指定管理者となる団体は、令和〇年〇月〇日までの間に、必要な準備業務を行ってください。準備業務には、市職員（又は従来の指定管理者）との引継ぎ及び指定管理者の職員の教育・訓練を含みます。準備業務に係る経費は、指定管理者の負担となります。

### (4) 地域雇用の推進

新たに人員を雇用する際は、市内在住者の雇用を促進してください。

### (5) 接触の禁止

本件業務に係る本市職員との接触により、申込み及び選定についての情報を不正に入手する等の事実が認められた場合、失格や指定の取消しとなります。

**13. 担当課**

〒185-8501

東京都国分寺市泉町二丁目2番18号

国分寺市 ○○○部 ○○○課 電話 042-325-0111 内線○○○

F A X 042-325-1380 Eメール ○○○@city.kokubunji.tokyo.jp

## 提出書類一覧表

様式のサイズはA4版とします。ただし、官公庁の証明等で様式サイズが異なる場合はこの限りではありません。

## 1. 事業者の概要・財務状況等に係る提出書類（正本1部、副本8部。副本は写し可）

提出書類	記載内容等
(1) 指定申請書	国分寺市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則 第2条関係様式第1号
(2) 事業者概要 (様式任意)	団体の沿革 時系列で記載し、団体の事業内容も具体的に記載
	代表者の履歴
	役員名簿 他の法人との兼職者があるときはその旨も記載
	団体の運営に関する資料 経営理念・方針と経営の効率化透明性の確保、管理体制などが分かる内容のもの
	施設管理運営の実績 同様な施設での指定管理・管理運営委託等の実績を一覧で示すこと（全件網羅しなくてよい）。 また同様な施設での運営期間がわかる協定書・契約書等を添付すること（ <u>できるだけ長期にわたり受託を継続していることが分かるもの</u> ）。 指定管理に係る取組・考え方については「事業計画及び企画提案書」の項目6に記載すること。
(3) 定款	最新のもの
(4) 法人登記簿謄本等	法人の場合は、現在事項全部証明書 団体の場合であって、法人格を有しない場合は、団体の代表者の身分証明書 (申請申込の日前3か月以内に発行されたもの)
(5) 印鑑証明	申請申込の日前3か月以内に発行されたもの
(6) 財務関係書類 (様式任意)	指定申請書を提出する日の属する事業前年度を含む過去3箇年の財務諸表

(7) 納税証明書等	①法人税の納税証明書 ※団体の場合であって、法人格を有しない場合は、団体の代表者の所得税の納税証明書 ②消費税及び地方消費税の納税証明書 ③法人事業税の納税証明書 ※団体の場合であって、法人格を有しない場合は、必要なし ④法人住民税の納税証明書 ※団体の場合であって、法人格を有しない場合は、団体の代表者の個人住民税の納税証明書
(8) 共同事業体協定書兼委任状	共同事業体を構成する団体名等 ※共同事業体で申請する団体のみ必要

## 2. 事業運営に関する計画書等（正本1部、副本8部。副本は写し可）

提出書類	記載内容等
事業計画及び企画提案書	項目ごとに具体的に記載
収支計算書	次の事項に留意し、事業年度ごとに区分して作成 (1) 事業年度4月1日から翌年3月31日までの計算 (2) 指定管理業務の実施に係る経費項目及び積算根拠などを具体的に記載（一般管理費等の施設管理に直接関わる費用以外の経費を計上する場合は、その根拠を含む） (3) 指定管理者に支払う対象の経費とするもの (4) 消費税及び地方消費税
自主事業収支計算書	次の事項に留意し、事業年度ごとに区分して作成 (1) 事業年度4月1日から翌年3月31日までの計算 (2) 自主事業の実施に係る経費項目及び積算根拠などを具体的に記載 (3) 消費税及び地方消費税
人員配置計画書	管理運営上の適正な人員配置

※各書類には、ページ番号及びインデックスを付けてください。

※提出いただいた個人情報、施設主管課の他、指定管理担当部署において扱います。

## 国分寺市立〇〇〇〇施設の管理に関する

### 仮協定書（ひな形）

**※本協定時には「仮」を削除すること。**

**ひな形を基に、各施設の特性を踏まえて修正してください。**

**修正の内容は、目次にも必ず反映してください。**

#### 議案添付資料に関する厳守事項

議案に添付する際、以下のことを必ず守ってください。

- 表紙の表題は、「国分寺市立〇〇施設の管理に関する協定書（案）」としてください。
- 本ひな形 14 ページでいう協定書の表題は「国分寺市立〇〇施設の管理に関する協定書」としてください。
- 本ひな形 27 ページでいう甲乙の署名部分については、年月日は「令和〇〇年〇〇月〇〇日」ではなく、「令和 年 月 日」の空欄とし、乙欄の〇〇も削除し、空欄にしてください。
- 議案添付資料には、「別紙 1（用語の定義）」～「別紙 5（指定管理者における情報公開に関する特則事項）」と「別紙 6（国分寺市公共調達条例特記約款）」（該当がある場合のみ）及び「仕様書」も添付してください。
- 仕様書の表題は、「〇〇業務仕様書」に統一してください。

#### 目 次

**※作成にあたり、条項・ページ数については再確認すること。**

第 1 章 総 則	.....
第 1 条 (趣旨)	.....
第 2 条 (指定管理者の指定の意義)	.....
第 3 条 (公共性の尊重)	.....
第 4 条 (法令等の遵守等)	.....
第 5 条 (用語の定義)	.....
第 6 条 (管理物件)	.....
第 7 条 (指定期間)	.....

第2章	本業務の範囲と実施条件	.....
第8条	(本業務の範囲)	.....
第9条	(自家用電気工作物の保安業務に関する業務区分)	.....
第10条	(業務実施条件)	.....
第11条	(業務範囲及び業務実施条件の変更)	.....
第3章	本業務の実施	.....
第12条	(本業務の実施)	.....
第13条	(指定開始日以前の準備)	.....
第14条	(第三者への委託又は請負)	.....
第15条	(権利又は義務の譲渡等)	.....
第16条	(管理施設の修繕等)	.....
第17条	(施設の安全対策)	.....
第18条	(緊急時の対応)	.....
第19条	(情報管理)	.....
第20条	(情報公開)	.....
第21条	(文書の管理及び保存)	.....
第22条	(利用者の苦情対応)	.....
第4章	備品等の扱い	.....
第23条	(甲による備品等の貸与)	.....
第5章	業務実施に係る甲の確認事項	.....
第24条	(事業計画書)	.....
第25条	(経営状況)	.....
第26条	(事業報告書)	.....
第27条	(甲による業務実施状況の確認)	.....
第28条	(甲による業務の改善勧告)	.....
第6章	指定管理費及び使用料	.....
第29条	(指定管理費の支払い)	.....
第30条	(指定管理費の変更)	.....
第31条	(使用料収入の取扱い)	.....
第32条	(使用料)	.....
第7章	損害賠償及び不可抗力	.....
第33条	(損害賠償等)	.....
第34条	(第三者への賠償)	.....
第35条	(保険)	.....
第36条	(不可抗力発生時の対応)	.....
第37条	(不可抗力によって発生した費用等の負担)	.....

第38条	(不可抗力による一部の業務実施の免除)	.....
第8章	指定期間の満了	.....
第39条	(業務の引継ぎ等)	.....
第40条	(原状回復義務)	.....
第41条	(備品等の扱い)	.....
第9章	指定期間満了以前の指定の取消し	.....
第42条	(甲による指定の取消し)	.....
第43条	(乙による指定の取消しの申出)	.....
第44条	(不可抗力による指定の取消し)	.....
第45条	(指定期間終了時の取扱い)	.....
第10章	その他	.....
第46条	(監査委員による監査)	.....
第47条	(自主事業の実施)	.....
第48条	(経理の独立)	.....
第49条	(請求、通知等の様式その他)	.....
第50条	(協定の変更)	.....
第51条	(解釈)	.....
第52条	(疑義についての協議)	.....
第53条	(管轄裁判所)	.....
別紙1	用語の定義	.....
別紙2	管理物件	.....
別紙3	保険	.....
別紙4	指定管理者における個人情報の保護に関する特則事項	.....
別紙5	指定管理者における情報公開に関する特則事項	.....
別紙6	国分寺市公共調達条例特記約款(指定管理協定)・	(該当がある場合のみ追記すること。)

# 国分寺市立〇〇〇〇施設の管理に関する**仮**協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、国分寺市〇〇〇〇〇施設条例（平成〇年条例第〇号。以下「施設条例」という。）により設置された国分寺市〇〇〇〇〇〇〇施設（以下「本施設」という。）の管理運営について、国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第31号。以下「手續条例」という。）第7条（協定の締結）の規定に基づき、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

**※仮協定時は「協定」を「仮協定」とする。**

## 第1章 総 則

（趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関し、甲が指定管理者の指定を行うことの意義が民間事業者たる乙の能力を活用しつつ本施設の利用者の利便を向上させ、もって地域福祉の一層の増進（施設の目的により修正してください。指定管理者制度導入の本来の意義を丁寧に記載すること。）を図ることにあることを確認する。

（公共性の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、対等な立場に立ってその趣旨を尊重するものとする。

（法令等の遵守等）

第4条 甲及び乙は、法令及び条例を遵守するとともに、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

2 乙は、国分寺市政治倫理条例（平成13年条例第52号）第27条（市が行う契約等に関する遵守事項）に規定する法人等に該当する場合にあつては、同条に規定する事項を遵守するものとする。

3 乙は、国分寺市行政手續条例（平成7年条例第29号）の定めるところに従い、本業務の実施に当たり、行政運営における公平性及び透明性の確保に努めなければならない。

4 甲及び乙は、国分寺市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成19年条例第20

号) 第5条(事業者等の責務)に定めるところに従い、公益通報に適切に対処しなければならない。

(用語の定義)

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

(管理物件)

第6条 本業務の対象となる物件(以下「管理物件」という。)は、管理施設と管理物品からなる。この場合において、管理施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

3 乙は、管理物件を施設の設置目的以外の目的で使用してはならない。ただし、甲の許可を得たときは、この限りでない。

(指定期間)

第7条 乙に本業務を行わせる期間(以下「指定期間」という。)は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 甲は、施設条例第〇条(〇〇)の規定に基づき、次に掲げる業務を乙に行わせる。

- (1) 〇〇〇〇〇〇に関する事。 ※ 公募による場合は、「募集要項の2(1)」と
- (2) 〇〇〇〇〇〇に関する事。 公募によらない場合は、「申請要項の2(1)」
- (3) 〇〇〇〇〇〇に関する事。 とあわせるものとする。
- (4) 〇〇〇〇〇〇の管理運営に関し市長が必要と認めること。

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(自家用電気工作物の保安業務に関する業務区分)

第9条 甲は、自家用電気工作物の保安業務が発生する場合には、乙をみなし設置者とする。

2 乙は、電気事業法(昭和39年法律第170号)及び電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)に定める維持義務、保安規程の届出、電気主任技術者の選任、外部委託関係等に関する業務について行うものとする。

3 乙は、甲から指定を受けた国分寺市立〇〇〇〇施設の自家用電気工作物について、維持管理の主体であって電気事業法39条第1項の義務を果たすものとする。

(自家用電気工作物の保安業務がない施設は、本条を削るものとする。)

(業務実施条件)

第10条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりとする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第11条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲及び前条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲又は業務実施条件の変更、それに伴う指定管理費の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

### 第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第12条 乙は、本協定、条例及び関係法令のほか、募集要項等並びに本施設の指定管理者の公募に当たり乙が提出した事業計画及び企画提案書（以下「提案書」という。）に従って本業務を実施するものとする。

2 本業務の実施に当たり、前項に規定する書類等に矛盾又は齟齬が生じたときは、本協定、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、提案書で募集要項等を上回る水準の提案がされている場合は、当該提案書の示された水準によるものとする。

(公募によらない方法で指定管理者の指定を行う場合、「募集要項」は「申請要項」に、「公募」は「申請」に修正を行うものとする。)

(指定開始日以前の準備)

第13条 新たに指定を受け運営を行う場合は、乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

4 従前の指定管理者がその指定期間満了後、改めて指定を受け運営を行う場合は、指定開始日に先立ち、乙は、甲からの指導等を踏まえ継続した事業の実施に向けた準備を進めなければならない。特に新たな事業を実施する場合は、必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

(第三者への委託又は請負)

第14条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けて本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合を除く。

2 前項の規定により、乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(権利又は義務の譲渡等)

第15条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

2 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を相続、合併又は分割により相続人等に承継させる場合は、事前に甲と協議をするものとする。

(管理施設の修繕等)

第16条 管理施設の修繕、改造、増築又は移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理物品の修繕等のうち軽微なもの（1件当たり10,000円未満）については、あらかじめ甲の承諾を得た上で乙の費用と責任において実施するものとし、乙は、その結果を速やかに甲に報告するものとする。

(軽微な修繕にかかる費用は、蛍光灯の交換、机の金具の修繕程度を見込んだものである。金額を上げる必要がある場合には、その理由を明確にした上で庁議の議を経て決定するものとする。包括施設管理委託の対象となっていない施設については、施設の軽微な修繕の実施についても記載する。)

(施設の安全対策)

第17条 乙は、本施設、設備及び物品の保全に関する業務並びに防災業務の遂行に万全を図らなければならない。

(緊急時の対応)

第18条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。また、災害時において乙は、国分寺市地域防災計画に基づき、甲と協力して活動するものとする。

2 事故等が発生した場合、乙は、甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第19条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙4に定める事項を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、本業務に従事している者又は従事していた者が秘密等を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、本業務を行うに当たり、電子計算機を用いて情報を処理するときは、必要に応じ、次の各号に掲げるセキュリティ対策を実施しなければならない。
  - (1) 乙は、本業務に従事する者に対し、情報の盗用、改ざん、滅失、毀損、漏えい、無断持出しその他不適正な取扱いが行われないよう、情報セキュリティに関する指導監督を行わなければならない。
  - (2) 乙は、情報処理を行う施設（本施設及び事業所等）や装置（電子計算機等）に対し、外部からの侵入により市の情報が盗用、改ざん、滅失、毀損、漏えいその他不適正な取扱いが行われないよう、情報セキュリティ対策を講じなければならない。
  - (3) 乙は、本業務に係る情報を処理、保管、搬送する場合は、それぞれに必要な機密対策を講じ、情報の盗難、散逸、滅失、紛失その他不適正な取扱いが行われないよう、適正に運用しなければならない。
  - (4) 乙は、本業務に係る情報を取扱う情報システムの運用において、情報の漏えい、不正アクセスその他不適正な処理が行われないよう、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策等を講じなければならない。

**（業務にパソコン等を使用しない施設は、第4項を削るものとする。）**

（公共施設予約システムの利用） **※公共施設予約システムを使用する施設の場合**

- 第〇〇条 甲は、乙が本業務を行うに当たり、国分寺市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成29年規則第31号）に定める公共施設予約システム（以下「公共施設予約システム」という。）を乙の利用に供することができる。
- 2 甲は、甲の費用と責任において公共施設予約システムの保守管理を行い、常に良好な状態に保つものとする。
  - 3 乙は、公共施設予約システムを利用する際において、国分寺市公共施設予約システムの利用に関する規則のほか、関係する規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって公共施設予約システムを管理運用しなければならない。
  - 4 乙は、公共施設予約システムの利用に関し事故等が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、その状況等を直ちに甲に報告し、当該事故の解決又は防止に努めなければならない。
  - 5 乙は、公共施設予約システムの利用に当たり知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。指定期間終了後も同様とする。
  - 6 乙は、公共施設予約システムを利用する従事者に対し、情報の盗用、改ざん、滅失、毀損、漏えい、無断持出しその他不適切な取扱いが行われないよう、情報セキュリティに関する指導監督を行わなければならない。
  - 7 甲は、公共施設予約システムの利用に当たり、別紙2に示す機器を無償で乙に貸与する。
  - 8 乙は、指定期間中、機器を常に良好な状態に保つものとする。

- 9 乙は、故意又は過失により機器を滅失又は毀損したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができる。
- 10 公共施設予約システムの運用に当たり必要となる消耗品（プリンタートナー及び印刷用紙）は、甲が負担するものとする。

#### （情報公開）

- 第20条 乙は、国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）及び別紙5に定める事項に従い、本業務に関して保有する情報の公開に関し、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、甲に、施設の管理運営について情報公開請求がなされたときは、これに協力しなければならない。

#### （文書の管理及び保存）

- 第21条 乙は、本業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書（図面及び電磁的記録を含む。）については、適正に管理し、保存しなければならない。

#### （利用者の苦情対応）

- 第22条 乙は、苦情に対する体制を整備するとともに、苦情等が発生した場合は、仕様書に定める内容に基づき誠意を持って対応しなければならない。
- 2 甲は、苦情等を把握するとともに、その内容について乙と連携し解決を図らなければならない。

## 第4章 備品等の扱い

#### （甲による備品等の貸与）

- 第23条 甲は、別紙2に示す備品等を無償で乙に貸与する。
- 2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 貸与備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて甲の費用で当該貸与備品等に代わる備品等を購入又は調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等を滅失又は毀損したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償し、自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達しなければならない。

## 第5章 業務実施に係る甲の確認事項

#### （事業計画書）

第24条 乙は、あらかじめ次に掲げる内容を記載した年度別事業計画書を作成し、毎年度甲が指定する期日までに提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 管理業務等の体制及び実施計画（管理業務及び自主事業）
- (2) 予算に係る計画
- (3) 従事者育成に係る研修計画
- (4) 利用者意見及び自己評価に係る計画（利用者アンケート調査、事業実施状況自己評価）
- (5) 苦情対応に係る方針
- (6) その他管理等に係る必要な計画（施設の特性に応じた具体的なサービス水準等）

2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書について、必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができる。

3 乙は、甲の承諾を得なければ、第1項の規定により甲に提出した事業計画書を変更することができない。

#### （経営状況）

第25条 乙は、本業務を安定して行う経営基盤を有していることを明らかにするため、次に掲げる書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 決算書（貸借対照表、損益計算書等）
- (2) その他甲が必要と認める書類

#### （事業報告書）

第26条 乙は、毎年度終了後 60日以内に、本業務に関し、次の各号に示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務等の体制及び実施状況（管理業務及び自主事業）
- (2) 決算状況等及び本施設の利用実績  
（決算収支状況、使用料徴収実績、**料金収入実績（利用料金制を採用した場合）**、  
公の施設の利用実績（利用者数、利用不承認等の件数・その理由））
- (3) 従事者育成に係る研修実施状況
- (4) 利用者意見及び自己評価（利用者アンケート調査結果、事業実施状況自己評価）
- (5) 苦情対応に係る記録
- (6) 事業計画書に掲載した計画の実施状況
- (7) その他管理の実態を把握するために必要な事項

2 乙は、甲が第42条から第44条までの規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合は、指定が取り消された日の翌日から60日以内に当該年度の当該指定が取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

#### （甲による業務実施状況の確認）

第27条 甲は、乙が提出した第24条の事業計画書及び前条の事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を随時行うものとする。

- 2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理施設へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況、本業務に係る管理経費等の収支状況等について文書又は口頭による説明を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第28条 前条の確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていないと認められるときは、甲は、乙に対して必要な指示を行い、又は業務の改善を勧告するものとする。

- 2 乙は、前項の指示又は改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

## 第6章 指定管理費及び使用料

(指定管理費の支払い)

第29条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して令和〇〇年度 金〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額金〇〇円)、令和〇〇年度 金〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額金〇〇円)を支払うものとする。

- 2 甲が乙に対して支払う指定管理費は、年度ごとの12分の1を毎月支払うものとする。
- 3 乙は、当該月の指定管理費の支払いに関する請求書を当該翌月の初日から起算して14日以内に甲に対して送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して指定管理費を支払うものとする。
- 4 指定管理費のうち、電気料及び上下水道料に過不足が生じた時は、甲と乙の協議によりその額を令和〇〇年5月末日までに精算するものとする。…(光熱水費は、実績の平均を基に積算し、基本は清算を行わないものとするが、施設が新しく運営実績がない等、特別の事業がある場合。)

(指定管理費の変更)

第30条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指定管理費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理費の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の要否、変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(使用料収入の取扱い)

第31条 使用料の収入は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2(指定公金事務取扱者)による徴収に関する事務の委託とし、乙は、本施設において利用者から徴収する使用料を納付書により甲へ納めるものとする。

(使用料収入の取扱い) ※利用料金制を採用する場合

第31条 使用料の収入は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）第8項により利用料金制を採用する。

(使用料)

第32条 使用料の額は、国分寺市〇〇〇〇条例（平成〇〇年条例第〇〇号）に定めるものとする。

### ※施設使用料以外で収入がある場合、以下のとおり条文を追加していくこと。

(複写機使用料収入の取扱い)

第〇〇条 複写機使用料の収入は、地方自治法第243条の2による徴収に関する事務の委託とし、乙は、本施設において利用者から徴収する複写機使用料を納付書により甲へ納めるものとする。

(講習会等の保険料、消耗品代等の取扱い)

第〇〇条 講習会等の保険料、消耗品代等は、実費弁償とし、乙は、直接参加者から徴収するものとする。ただし、その額については、甲と協議の上決定するものとする。

(主催事業入場料収入の取扱い)

第〇〇条 主催事業入場料の収入は、地方自治法第243条の2による徴収に関する事務の委託とし、乙は、本施設において利用者から徴収する主催事業入場料を納付書により甲へ納めるものとする。

### ※使用料金や入場料の額の規程条文を掲げる場合

(複写機使用料金)

第〇〇条 複写機使用料の額は、国分寺市立〇〇複写サービス事務取扱要領に定めるものとする。

(主催事業入場料金)

第〇〇条 主催事業入場料の額は、甲と乙の協議により、決定するものとする。

## 第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第33条 乙は、故意又は過失により管理物件を滅失又は毀損したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第34条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りでない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第35条 本業務の実施に当たり、甲が付保しなければならない保険は、別紙3のとおりとする。

2 本業務の実施に当たり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

- (1) 施設賠償責任保険
- (2) 盗難保険
- (3) その他乙が必要と認める保険

※「ガラス保険」等、施設に応じた保険を掲げること。また、契約管財課管財係で行っている保険もあるので確認すること。

(不可抗力発生時の対応)

第36条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第37条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合、乙は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で乙との協議を行い、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については、合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については、甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第38条 前条第2項の協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理費から減額することができるものとする。

## 第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第39条 乙は、本協定の終了に際し、引き続き当該施設の指定管理者となる場合を除き、施設の運営が遅滞なく、かつ、円滑に実施されるよう、甲が指定する期日までに、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。この場合において、引継ぎ等に係る費用は、すべて乙が負担するものとする。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第40条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由なく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、乙は、甲が講じた必要な措置に要した費用を負担しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合には、乙は、管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第41条 本協定の終了に際し、備品等については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

## 第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第42条 甲は、地方自治法第244条の2第11項及び手続条例第11条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 当該施設の設置条例又は協定書の記載内容に違反したとき。

(2) 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。

(3) 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく必要な指示に従わないとき。

(4) 当該施設の指定管理者募集要項に定める資格要件を失ったとき。

(5) 申込み時に提出した書類の内容に虚偽があると判明したとき。

- (6) 乙の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき。
- (7) 法令違反等により乙に管理業務を継続させることが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- (8) 乙から指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止の申出があったとき。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条（定義）に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条（定義）に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが判明したとき。
- (10) その他甲が乙による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じたときは、甲は、その賠償の責めを負わない。

3 甲は、第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止によって損害が生じた場合、乙にその費用を求償することができるものとする。この場合において、乙は、甲に対し、損害賠償義務を負うものとする。

4 乙は、第1項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により、指定管理費の全部又は一部を返還しなければならない。

#### （乙による指定の取消しの申出）

第43条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
- (3) その他、乙が必要と認めるとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

#### （不可抗力による指定の取消し）

第44条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は、指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項における取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙の協議により決定するものとする。

#### （指定期間終了時の取扱い）

第45条 第39条から第41条までの規定は、第42条から第44条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合は、その限りでない。

## 第10章 その他

### (監査委員による監査)

第46条 乙は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、国分寺市監査委員が行う本事業に対する監査に協力するものとする。

### (自主事業の実施)

第47条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、乙の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲は、乙が自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

### (経理の独立)

第48条 乙は、本業務に関する経理を明らかにするため、本業務に関わる収支明細書及び収支計算報告書等、経理に係る帳票を備え、乙の他の会計から独立した経理を行わなければならない。

### (請求、通知等の様式その他)

第49条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

### (協定の変更)

第50条 本業務に関し、本業務の前提条件若しくは内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

### (解釈)

第51条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

### (疑義についての協議)

第52条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、別に定めるものとする。

### (管轄裁判所)

第53条 本協定に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

**〔仮協定書の記載〕※本協定締結時は削除すること。**

**この協定は仮協定であり、地方自治法第244条の2第6項の規定による国分寺市議会の議決が得られない場合は、協定は締結しないものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。**

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

所在地 国分寺市泉町二丁目2番18号

名 称 国分寺市

代表者 国分寺市長

印

乙（指定管理者）

所在地

名 称

代表者

印

※別紙1～6については、それぞれページを分けること。

## 別紙1（第5条関係） 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、手続条例に定める指定期間の開始日をいう。
- (2) 「指定管理費」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「仕様書」とは、国分寺市立〇〇〇〇指定管理者募集要項に示された本業務に係る仕様書のことをいう。
- (4) 「自主事業」とは、第8条に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (5) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (6) 「募集要項」とは、国分寺市立〇〇〇〇指定管理者募集要項のことをいう。
- (7) 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料（仕様書を含む。）及びそれらに係る質問回答のことをいう。

**（公募によらない方法で指定管理者の指定を行う場合、「募集要項」は「申請要項」と読替えを行うものとする。）**

## 別紙2（第6条、第23条関係） 管理物件

- (1) 管理施設
  - ・ 仕様書に定める施設

- (2) 管理物品

- 1) 備品等

国分寺市立〇〇〇〇施設に係る机・ロッカー・書棚等

施設の名称	備品

## 別紙3（第35条関係） 保険

甲が、付保する保険

- (1) 施設賠償責任保険
- (2) 建物総合損害共済又は火災保険（借家人賠償責任保険）

## 別紙4（第19条関係）

### 指定管理者における個人情報の保護に関する特別事項

#### （個人情報保護の趣旨）

第1条 国分寺市（以下「甲」という。）から指定管理者として指定され、その管理する公の施設の管理の業務（以下「指定管理業務」という。）を行うに当たり、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する情報をいう。以下同じ。）を取り扱う業務を行う場合は、当該指定管理者は、以下の条項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

2 指定管理者（以下「乙」という。）は、指定管理業務の履行に関し、個人情報を常に善良な管理者の注意をもって運用し、法の趣旨にのっとり個人情報の保護に関する規程等の制定を行い、個人情報保護のための必要な措置を講ずるものとする。

#### （個人情報に係る管理責任者及び取扱担当者）

第2条 乙は、指定管理業務に係る個人情報の保護について管理責任者を選任し、甲に届けなければならない。管理責任者を変更したときも同様とする。

2 管理責任者は、個人情報を厳正に維持管理し、指定管理業務従事者の個人情報の取扱いを指揮監督する。

3 管理責任者は、個人情報の取扱いに関して、指定管理業務従事者のうちから担当者を指名し、その者にのみ個人情報の取扱いをさせるものとする。

#### （個人情報の交付・取得）

第3条 甲は、指定管理業務において取り扱う個人情報を、乙に対して交付するときは、個人情報の内容及び数量並びにその他必要事項（以下「内容等」という。）を記入した書面を添付しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の交付を受けたときは、個人情報の内容等を確認し、受領書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、指定管理業務において取り扱う個人情報の取得については、法第17条の規定に基づき、指定管理業務と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

#### （個人情報の維持管理）

第4条 乙は、甲から交付され又は乙が取得した個人情報については、正確かつ最新の状態に保つように努めるとともに、改ざん、滅失、毀損、漏えいその他の事故（以下「事故等」という。）の防止及び保管場所の施錠、入退室管理等適正な維持管理が行われるよう必要な措置を講じ、万全の注意を払わなければならない。

#### （個人情報の返還）

第5条 乙は、指定管理業務の指定期間が終了したとき、又は甲からの返還請求があったときは、甲から交付された個人情報及び指定管理期間中に取得した個人情報の内容等を記載した書面を添え、速やかに甲に返還するものとする。

#### （個人情報の廃棄）

第6条 前条の規定にかかわらず、甲乙協議の上、乙は、個人情報を抹消することができる。

- 2 乙は、前項の場合において、甲の指示する方法により、焼却、裁断等により個人情報を抹消しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により個人情報を抹消するときは、その作業内容を甲に報告しなければならない。

(個人情報の秘密保持)

第7条 乙は、個人情報を、指定管理業務の目的以外に、使用、加工、再生、複製等その他個人情報の事故等の危険性のある一切の行為をしてはならない。

- 2 乙は、個人情報を、甲の承諾を得ずに、第三者に提供してはならない。なお、指定期間終了後も同様とする。

(個人情報の開示等)

第8条 乙は、個人情報の開示、訂正等、利用停止等（以下「自己情報開示等」という。）の請求がなされた場合は、法の規定に基づき適正な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、毎年1回、甲に対し、指定管理業務における乙の行った自己情報開示等についての実施状況を報告するものとする。

(委託の禁止)

第9条 個人情報を取り扱う業務にあつては、乙はこの協定に基づくすべての業務を自ら実施し第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときはこの限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書の承諾を得て当該第三者に対し個人情報を取り扱う業務を委託するときは、個人情報の保護について当該第三者に対しこの協定書を遵守させる義務を負わなければならない。

(苦情処理及び事故発生時における報告の義務)

第10条 乙は、指定管理業務における個人情報の取扱いに関する苦情については、迅速に対応し、その処理経過及び結果を甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、個人情報の取扱いに関し事故等が発生したときは、その状況等を直ちに甲に報告し、当該事故の解決に努めなければならない。また、法第26条の規定に基づき、個人情報保護委員会に報告しなければならない。

(指定管理業務における措置)

第11条 乙は、当該指定管理業務において取り扱う個人情報について、法第66条第1項の規定に基づき甲が実施する安全管理措置と同様の措置を講じなければならない。

- 2 甲は、必要があるときは、甲の指定する職員を立ち合わせ、個人情報の管理状況、運用方法等を調査し、又は監督し、かつ、必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 3 甲は、個人情報が適正に取り扱われていないと認める場合にあつては、乙の事業所等への立入調査を行うとともに、必要な資料の監査及び提出を求めることができる。
- 4 乙は、第9条第1項ただし書の規定により第三者に業務の履行を委託するときは、甲が当該第三者に対し、前項の立入調査等をするを、認めさせなければならない。

(情報の公表及び損害賠償)

第12条 当該指定管理業務の履行に関し、乙が個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠ったときは、甲は、必要に応じてその事実を公表できるものとする。

2 前項の公表により、乙が社会的、経済的、精神的その他その種類、規模を問わず、いかなる損害を被る場合であっても、甲は、一切の責を負わない。

3 個人情報の保護に関する義務に違反したことによる損害の賠償において、乙は、甲に対し民法（明治29年法律第89号）第715条第1項ただし書の規定による主張をすることはできない。

（告発）

第13条 甲は、乙の指定管理業務従事者又は従事していた者（以下「業務従事者等」という。）が法第176条又は第180条の違反行為をしたと認めるときは、業務従事者等を告発し、併せて、法第179条又は第184条の規定に基づき、乙に関して告発する。

（令和5年4月1日適用）

## 別紙5（第20条関係）

### 指定管理者における情報公開に関する特別事項

#### （情報公開の趣旨）

第1条 国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号。以下「情報公開条例」という。）第22条（指定管理者の情報公開）の規定により、国分寺市から指定管理者として指定され、その管理する公の施設の管理の業務（以下「指定管理業務」という。）を行うにあたり、指定管理者（以下「乙」という。）は、市民の知る権利及び市民に対する説明責任に留意し、かつ、市民に関する情報が保護され、乱用されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 乙は、実施機関（以下「甲」という。）と連携し、指定管理業務における自己の保有する情報の提供及び情報の公表の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

#### （指定管理者の情報公開）

第2条 乙は、保有する情報の公開を推進していくため、情報公開条例と同様の規定等の制定を行うものとする。同様の規定をすでに有している場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、乙は、情報公開条例の趣旨に沿った情報公開のための必要な措置を講ずるものとする。

#### （文書の公開請求に対する決定等）

第3条 乙の行う文書の公開請求に対する公開及び部分公開並びに非公開の決定、公開手数料及び費用負担については、情報公開条例と同様の措置を講ずるものとする。

2 乙は、文書の部分公開又は非公開の決定において、国分寺市指定管理者の情報の公開等に係るあっせんに関する規程（平成18年訓令第8号）に基づき、甲から再考を促す旨の指導を受けた場合は、これを尊重しなければならない。

#### （実施状況の報告）

第4条 乙は、毎年1回甲に対し、指定管理業務における乙の行った文書の公開についての実施状況を報告しなければならない。

## 別紙6

### 国分寺市公共調達条例特記約款（指定管理協定） ※公共調達条例適用案件の場合のみ協定書に含めること。

（用語の定義）

第1条 この特記約款において掲げる用語の定義は、国分寺市公共調達条例（平成24年条例第35号。以下「条例」という。）及び国分寺市公共調達条例施行規則（平成24年規則第65号）の例による。

（賃金の支払）

第2条 受注者（条例第2条第6号。なお、この特記約款においては、地方自治法244条の2第3項及び国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第31号）第7条（協定の締結）の規定に基づき、市より指定を受け、協定を締結する指定管理者を指す。）は、労働者（条例第2条第9号。なお、市と指定管理者との間で締結する指定管理に関する協定（以下、「本協定」という。）にいう「従事者」と同義。）に対し最低額以上の賃金を支払わなければならない。なお、受注者は下請負者等（条例第2条第9号イ）に対しても同様に、下請負者等の労働者に対する最低額以上の賃金の支払いを遵守させるものとする。

（受注者の連帯責任）

第3条 受注者は、下請負者等が労働者に対して支払った賃金等が最低額を下回ったときは、当該賃金等と最低額との差額に相当する額を当該下請負者等と連帯して支払わなければならない。

（台帳の整備等）

第4条 受注者は、公共調達に係る契約等の業務に従事する労働者について、労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条（賃金台帳）に規定する賃金台帳及び施行規則で定める報告書を作成し、当該公共調達の事業場その他適当な場所に備えなければならない。

2 受注者は、前項の報告書を別途市が指定する期日までに提出しなければならない。

（労働者への周知）

第5条 受注者は、条例第14条（公共調達に係る契約等の内容）第1項第7号に規定する事項を事業場の見やすい場所に掲示又は書面を交付することにより労働者に周知しなければならない。

（報告及び立入検査）

第6条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、主管課より、報告、受注者の事業所等への立ち入り調査、質問等を求められた場合には、これらに協力するものとする。

（1）条例第16条（調査等）第1項の規定による調査の必要があると認めるとき。

（2）労働者から条例第16条第2項の規定による申出があったとき。

（3）条例に定める事項の履行状況を確認するため必要があると認めるとき。

（是正措置）

第7条 市は、受注者及び下請負者等が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講ずるとともに、別途市が定める期日までにその旨の報告をしなければならない。

（協定の解除）

第8条 市は、受注者及び下請負者等が次の規定に該当するときは、市と受注者との間で締結された指定管理に係る協定を解除するとともに、指定管理者の指定を取り消すことができる。

（1）前条第1項の規定による命令に従わないとき。

(2) 前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(損害賠償)

第9条 前条の規定による協定の取り消しにより受注者に損害が生じても、市はその損害を賠償する責任を負わない。

(違約金)

第10条 市は、第8条の規定により指定管理に係る協定を解除するとともに、指定管理者の指定を取り消したときは、違約金を徴収することができる。

(受注者の責務)

第11条 受注者は、社会経済への影響及び業務の公共性を認識し、法令を遵守し、労働者の良好な労働環境の確保に努めなければならない。

2 受注者は、下請負又は再委託を行う場合においては、当該下請負者等に条例の趣旨を説明し、理解を得なければならない。

(不利益取り扱いの禁止)

第12条 受注者及び下請負者等は、労働者から賃金に関する申出があった場合は、誠実に対応するとともに、労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(平成29年6月15日適用)

## 国分寺市〇〇指定管理業務仕様書（ひな形）

国分寺市〇〇指定管理業務については、国分寺市〇〇設置条例（平成〇〇年条例第〇〇号）、国分寺市〇〇設置条例施行規則（平成〇〇年規則第〇〇号）の定めによるほか、この仕様書による。

### 1 管理運営の基本方針

### 2 指定管理者が管理する対象施設

- (1) 名称 国分寺市〇〇
  - (2) 所在地 国分寺市〇〇
  - (3) 面積等 延床面積 〇〇㎡
  - (4) 構造等 地上〇階、軽量鉄骨造 プレース構造
- ※必要により、平面図等を添付資料としてください。

### 3 人員配置

業務内容を勘案し、適切な人員配置を行うこと。

※必要により、資格要件や配置条件等を記載してください。また、前年度の人員配置状況を添付資料とすることもできます。

### 4 休館日・開館時間

※条例、規則に基づき記載してください。また、開館時間の拡大などを図る場合は、その内容に合わせて記載してください。

- (1) 休館日は、次のとおりとする。
- (2) 開館時間 午前〇時から午後〇時までとする。

### 5 指定管理者が行う業務の内容

※事業行程ごとにその業務の内容と、求める水準を具体的に記載してください。また、遵守すべき内容等も具体的に記載してください。

- (1) 事業の事務手続
- (2) 事業の運営・実施
- (3) 施設の維持管理
- (4) その他

### 6 指定管理の期間

令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までの〇年間とする。

### 7 指定の取消し

市の指示に従わなかったとき、その他管理を継続することが適当でないと認められるときは、市は指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

この場合において、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

指定の取消し等の原因となる事由としては、以下のようなものがある。

- (1) 当該施設の設置条例又は協定書の記載内容に違反した場合
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げた場合
- (3) 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく必要な指示に従わない場合
- (4) 当該施設の指定管理者募集要項に定める資格要件を失った場合
- (5) 申込み時に提出した書類の内容に虚偽があると判明した場合
- (6) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される場合

- (7) 法令違反等により当該指定管理者に管理業務を継続させることが社会通念上著しく不  
適当と判断される場合
  - (8) 指定管理者から指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止の申し出があっ  
た場合
  - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲  
げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力  
団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが判明した場合
  - (10) その他市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認める場合
- 8 文書の管理・保存の徹底  
指定管理者は、業務執行上作成または受領した文書について、国分寺市文書管理規則  
（平成12年規則第30号）の規定に基づき、適正に管理・保存しなければならない。また、指  
定管理期間終了時には、当該文書等を市の指示に従い引き渡すこととする。
  - 9 情報の公開  
指定管理者は職務において作成し、又は取得した管理・運営に関する文書等について、国  
分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）を遵守し公開しなければならない。
  - 10 個人情報の適正管理及び情報セキュリティの保護  
指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定による個人情  
報の適正管理及び情報セキュリティの保護に必要な措置を講じなければならない。  
また、指定管理者に係る管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関  
して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
  - 11 秘密の保持  
指定管理者と指定管理者に係る管理業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏ら  
したり、自己の利益のために利用したり、不当な目的に利用してはならない。その職を退い  
た後も、同様とする。
  - 12 原状の回復  
指定期間が満了したときは、速やかに管理物件を原状に回復しなければならない。指定を  
取り消され、又は管理の業務の停止を命ぜられたときも同様とする。ただし、市長の承諾を  
得た場合はこの限りでない。
  - 13 損害賠償義務  
指定管理者の責任に帰すべき損害が生じた場合は、指定管理者は損害賠償義務を負う。  
また、市が賠償したとき、指定管理者の責任に帰すべき場合は、市は指定管理者に費用を  
求償することができる。
  - 14 苦情等の処理
    - (1) 施設利用者や近隣住民等との間に苦情などの問題が発生した場合は、指定管理者は誠  
意を持って対応に努めること。指定管理者により対応が困難な場合は、その経緯を速  
やかに市へ報告し協議の上対処すること。公の施設を管理していることを十分認識し、  
苦情処理等に当たっては、金品等による解決を図ってはならない。
    - (2) 苦情等の事後処理については、発生から解決までの対応記録を作成し、指定管理者内  
で記録を回覧して意識の統一を図ることとする。指定管理者は市へ対応記録により報  
告するものとする。
  - 15 利用者アンケート調査の実施
    - (1) 指定管理者は、施設利用者の満足度を把握し、管理業務や事業等の改善と評価に生か  
すことを目的に、毎年度利用者アンケート調査を実施するものとする。
    - (2) 利用者アンケート調査の内容及び実施方法・時期は、毎年度市と指定管理者において  
協議し決定するものとする。
    - (3) 利用者アンケートの結果については、調査実施後速やかにその内容を市に報告するも  
のとする。
  - 16 事業実施状況自己評価の実施
    - (1) 指定管理者は、協定書・仕様書及び事業計画書に基づき事業が遂行されているか、自己  
評価を実施するものとする。

- (2) 指定管理者は、自己評価の結果を管理業務や事業等に反映するとともに、著しく低い評価となった事項がある場合は速やかに市に報告するものとする。
- (3) 自己評価の実施結果については、事業報告書に添付して市に報告するものとする。

## 17 業務実施に付随して指定管理者が行う事項等

- (1) 職員研修  
業務遂行のために必要な職員研修を適宜実施し、円滑な業務の運営の確保を図ること。
- (2) 管理責任の備え  
管理責任に係る保険等は、指定管理者が加入する。
- (3) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応 ←インボイス制度への対応が必要な場合は記載する。  
消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応すること。
  - ①徴収に関する事務の委託を行っている使用料等の収入について  
〇〇料収入については地方自治法第243条の2による徴収に関する事務の委託であることから、適格請求書（以下、「インボイス」という。）の交付については、「媒介者交付特例」又は「代理交付」のいずれかの対応とするかを市と指定管理者において協議し決定するものとする。
  - ②自主事業収入及び利用料金制を導入している施設における利用料金収入について  
指定管理者が自己の収入として利用料金等を受け取る場合は、指定管理者と利用者との取引となることから、〇〇料収入に関するインボイスの交付については、必要に応じて指定管理者は自己の名称と登録番号を記載したインボイスを交付するものとする。
- (4) 指定管理開始前の準備  
指定管理者の指定を受けた者は、円滑に業務が行えるよう、指定管理を開始する日の前に、管理運営に係る事前準備を行うとともに、従前に管理を行う者から市の立会いのもとに必要な引継ぎを受けるものとする。
- (5) 指定終了時における措置等  
指定期間の終了、指定取消し等により、指定管理者の指定が終了となる場合は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うとともに、必要なデータを遅滞なく提出しなければならない。  
また、市が認めるものを除き、指定が終了となるものにより、原状回復措置を行わなければならない。

## 18 災害等緊急事態に対する対応

- (1) 災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保等並びに必要な通報についての対応計画及びマニュアルを作成し、職員に周知を図るものとする。
- (2) 災害等緊急事態の発生時には、的確に対応するとともに、市に、速やかに状況報告をすること。なお、災害等緊急事態発生時にあっては、公の施設の管理者として市に協力をを行うものとする。

## 19 指定管理に係る経費

- (1) 指定管理の経費等  
市は、指定管理者が申請の計画で提示した業務を実施するために必要な経費額をもとに、指定管理費、支払時期及び支払方法を協定で定めて指定管理者に支払う。
- (2) 指定管理の対象経費  
指定管理者の対象とする経費は、次に掲げるものとする。  
※種類ごとに、内容を補足説明してください
  - ① 人件費
  - ② 事務費
  - ③ 通信運搬費
  - ④ 借上料
  - ⑤ 保守点検委託料（特記仕様書にて）
    - ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項に基づく特定建築物の点検（特記仕様書にて）
    - ・ 建築基準法第12条第4項に基づく昇降機の点検（特記仕様書にて）  
（製造メーカーが指定する業者で行うことを原則とする）
    - ・ 建築基準法第12条第4項に基づく建築設備の点検（特記仕様書にて）
    - ・ 建築基準法第12条第4項に基づく防火設備の点検（特記仕様書にて）  
（シャッターや防火戸の機構に詳しい関連業者で行うことを原則とする）

- ・消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の2に基づく消防設備点検（特記仕様書にて）
  - ⑥ その他、指定管理を行うために必要とする経費、指定管理業務の引き継ぎに係る経費など。
  - ⑦ 管理物品の軽微な修繕（1件当たり10,000円未満）。ただし、指定管理者の瑕疵、不法行為による修繕、損害賠償費用は除く。
  - ⑧ 施設に係る建物総合損害保険料、機械警備委託料、清掃業務委託料などは市の負担とする。
- (3) 指定管理費の管理  
指定管理者は、市から支払われた指定管理に係る経費の専用口座を設けるとともに、帳簿を備え付け、適正に管理する。

20 環境配慮

国分寺市グリーン購入基本方針及び国分寺市グリーン購入ガイドラインに基づき、可能な範囲でグリーン購入に努め、環境に配慮するものとする。

21 その他

この仕様書の内容に疑義が生じた場合、定めのない事項があった場合、又はこの仕様書の内容を変更する必要がある場合は、市と指定管理者が協議の上、別に定めるものとする。

## 指定管理事業計画及び企画提案書（ひな形）

### 国分寺市〇〇〇〇指定管理に関する事業計画及び企画提案書（ひな形）

令和 年 月 日

団体名称 \_\_\_\_\_

- \*各項目について、貴団体の状況及び指定管理に係る取組・考え方について記載してください。
- \*各項目の記載欄不足の場合は、任意の別紙に記載し添付してもかまいません。
- \*（21）以降は、タイトルを具体的に示した評価項目に書き換えてください。

（1）団体の理念・姿勢

- \*施設の設置目的に対する理解や公共性・平等利用についての考え方

（2）団体の安定性

- \*団体の経営状況の安定性

（3）団体の継続性

- \*団体の設立から何年経過しているか

（4）団体運営の透明性・公正性

- \*進んで団体の情報等を公表しているか

（5）団体運営における法令等の遵守状況

- \*個人情報保護法、労働基準法等が遵守されているか

（6）運営実績

- \*同様な施設での運営実績（契約書等の添付のこと）

（7）効率・効果的運営への取組状況

- \*施設利用の促進方策・創意工夫

（8）受託への熱意・意欲

（9）事業運営の独創性

- \*団体でしかできない事業提案

（10）施設管理の安全性への配慮

- \*有資格者の常駐・施設管理の専門性のある団体

（11）利用者への対応状況（接遇・苦情対応）

\*利用者への対応マニュアル・社員教育独自マニュアルの整備（利用者へ平等利用は確保できているか）

(12) 社員等の育成状況

\*研修の実施状況等

(13) 個人情報保護対策状況（情報の管理体制）

(14) 自主事業などの提案

\*施設の設置目的に沿って団体が独自に企画し、自己の財源で行う事業  
※自主事業収支計算書（書式任意）を提出してください。

(15) 障害者の雇用状況

\*団体における障害者雇用率を明記の上、当該施設における障害者雇用の考え方を記載

(16) 高齢者の雇用状況

\*団体における高齢者（65歳以上）雇用率を明記の上、当該施設における高齢者雇用の考え方を記載

(17) 管理運営に必要な提案金額

\*詳細の金額については別紙収支計算書に記載し、ここには金額のもととなる考え方やポイントを記載

(18) 環境への配慮

\*事業所における省エネルギー、省資源、廃棄物削減、グリーン購入の推進等への取組状況

(19) 地域雇用の状況

\*当該施設における市内在住者の雇用について、現状及びこれからの計画

(20) 災害時の対応

\*地震や火災等の災害が発生した場合の対応

(21) 以降 施設の特性に応じたサービス水準等

\*募集時に示した具体的水準等への対応の考え方

## 収支計算書（ひな形）

### 収支計算書(ひな形)

指定管理期間	
指定管理費 収入総合計額（円）	
指定管理費 支出総合計額（円）	

指定管理費 市提示の上限額（円）	
------------------	--

年 月 日から 年 月 日まで

（単位：円）

科 目	金 額	小 計	合 計
1. 収入の部			
指定管理費			
利用料収入(利用料金制の場合)			
収入計			
2. 支出の部			
人件費			
給与			
社会保険料			
手当			
事務費（需用費）			
消耗品費			
印刷製本費			
通信費			
管理費			
光熱水費			
空調衛生設備保守			
消防設備保守			
事業費			
講師料			
その他			
租税公課			
一般管理費			
支出計			

・科目は、必要に応じて適宜追加・削除してください。

・一般管理費、租税公課は別に算定根拠を示してください。

## 【一般管理費（本社経費）、租税公課の算定根拠】

--

※本社経費、租税公課の科目内訳も記載すること。

## 【記入例】

当該施設経費	20,000,000 円
他施設 1 経費	18,000,000 円
他施設 2 経費	24,000,000 円
他施設 3 経費	24,000,000 円
他施設 4 経費	14,000,000 円
本社経費	<u>5,000,000 円</u>

総額 105,000,000 円

(内訳) 人件費、採用費、研修費、租税公課、減価償却費、広告費を計上。

(算定)

- ・ 按分率：当該施設経費 20,000,000 円 / (総額 105,000,000 円 - 本社経費 5,000,000 円) = 0.2
- ・ 当該施設の本社経費：5,000,000 円 × 0.2 = 1,000,000 円

# 人員配置計画書（ひな形）

団体名称 _____													
人員配置計画書（ひな形）													
	従事職務	人数 (A)	(A)の人数内訳				(A)の うち 国分寺 市民 の人数	(A)の うち 障害者 の人数	(A)の うち 高齢者 の人数	現在雇用状況(令和〇年〇月1日現在)			
			常勤	非常勤	臨時雇い	その他 (派遣等)				総人数 (B)	(B)の うち 地域雇用 の人数	(B)の うち 障害者 の人数	(B)の うち 高齢者 の人数
1	施設管理責任者												
2	防火管理者												
3													
4													
5													
6													
	合計												

凡例

1. 「従事職務」は、窓口対応、設備管理、警備など主に従事する職務を記載してください。区分しないときは「その他」としてください。
2. 障害者とは、身体障害者手帳、精神障害者手帳、愛の手帳（または他県の同様のもの）所持者を言います。
3. 高齢者とは、65歳以上の者を言います。
4. 再委託先で雇用される者は除いてください。
5. 現在雇用状況は、管理している類似する施設の現況を記入してください。  
ただし、現指定管理者は、当該施設の現況を記入してください。

人員配置について、特記事項があれば記入してください。

## 指定管理者選定評価基準

### 1 評価基準の位置付け

公の施設の指定管理者の指定を行うに当たって、施設を管理・運営をするのに最も適した団体を選定するための評価基準を示すものである。

### 2 基本的な考え方

選定は、識見を有する者並びに第1順位副市長、総務部長、子ども家庭部長及び建設環境部長で構成する「指定管理者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により行い、審査は書類審査による1次審査とする。また、当該施設のサービス内容から判断して、必要によりプレゼンテーションによる2次審査を行うことができるものとする。

選定委員会は、総合得点の1番高い応募者を第一候補者とし、次に高得点であった応募者を第二候補者として選定を行い、その結果を市長に報告するものとする。

#### (1) 1次審査

① 評価に当たっては、「指定管理者の評価基準票」を用いて、「団体の概要書」、「財務関係書類」、「事業計画書」及び「その他の書類」を基に設定された評価基準により採点し、合計得点を算出する。評価は、以下3(2)評価点の6段階により採点を行う。

② 合計得点は、評価項目の評価点に項目の重要度に応じた係数を乗じて算出した得点の合計とする。

③ 原則として総合得点<sup>※1</sup>が最高設定数値<sup>※2</sup>の7割を下回る場合は候補者としない。この場合、原則として再募集をするものとする。

※1 総合得点とは、各選定委員の合計得点のうち、最高得点のもの最低得点のものを除いた合計得点を合算して得た数値を、選定の対象となった委員数で除した平均とする。

※2 最高設定数値とは、5点（評価点の最高値）×係数合計

#### (2) 2次審査

① 必要によりプレゼンテーションによる2次審査を行う場合は、1次審査において、総合得点が最高設定数値の7割以上の団体を対象に行うものとする。ただし、1次審査において総合得点が最高設定数値の7割以上となった団体が4団体以上の場合、上位3団体を対象に2次審査を行い、4位以下の団体は落選とする。なお、同点により上位3位の団体が4団体以上となった場合は、同点となった団体のうち重要性の高い評価項目（係数の高い評価項目）における得点が高い団体を上位とする。

② 団体によるプレゼンテーションは、原則1次審査で用いた評価項目のうちから、施設の特性に応じて5つ程度を設定して行うものとする。なお、プレゼンテーションの実施については、庁議の議を経て、その評価項目と共に募集要項に実施を明示するものとする。

③ 2次審査は、②の評価項目について審査する。評価は、以下3(2)評価点の6段階により採点を行う。なお、総合得点の算出方法は1次審査と同様とする。

#### (3) 候補者の選定

選定に当たっては、総合得点（2次審査を行った場合は、1次審査の総合得点と2次審査の総合得点の合算値）の1番高い応募者を第一候補者とし、次に高得点であった応募者を第二候補者として選定を行うものとする。

### 3 評価基準

以下のとおりとする。

#### (1) 評価項目

- ① 団体の理念・姿勢
- ② 団体の安定性
- ③ 団体の継続性
- ④ 団体運営の透明性・公正性
- ⑤ 団体運営における法令等の遵守状況
- ⑥ 運営実績

- ⑦ 効率・効果的運営への取組状況
- ⑧ 受託への熱意・意欲
- ⑨ 事業運営の独創性
- ⑩ 施設管理の安全性への配慮
- ⑪ 利用者への対応状況（接遇・苦情対応）
- ⑫ 社員等の育成状況
- ⑬ 個人情報保護対策状況
- ⑭ 自主事業などの提案
- ⑮ 障害者の雇用状況
- ⑯ 高齢者の雇用状況
- ⑰ 管理運営に必要な提案金額
- ⑱ 環境への配慮
- ⑲ 地域雇用の状況（現状及びこれからの計画）
- ⑳ 災害時の対応
- ㉑ その他施設の特性に応じた評価基準（具体化したサービス水準）

(2) 評価点

評価項目単位の採点は0点から5点までの6段階評価とする。

- ① 特に優れた内容 = 5点
- ② 優れた内容 = 4点
- ③ 標準的な内容 = 3点
- ④ 劣った内容 = 2点
- ⑤ 非常に劣った内容 = 1点
- ⑥ 記述のないもの = 0点（プレゼンテーションにおいては提案のなかったもの）

(3) 係数

指定管理者の導入は、サービスの向上や施設の稼働率の向上が見込まれるもの、あるいは経費の縮減が図られるような管理が行われるものから選定するために、全体に対する各評価項目の重要度に応じ、1を基準に「0.5、1、2、3、4、5」の6段階の係数を各評価項目に設定する。

係数の設定に当たっては、選定委員会で決定するものとする。

4 その他全体の点数配分と決定方法

- (1) 総合得点の最も高い団体が2団体以上ある場合（同点の場合）の対応
 

重要性の高い評価項目（係数の高い評価項目）における得点が高い団体を指定管理者の候補者とする。
- (2) その他
  - ① 選定委員会の委員が、役員をしている法人その他の団体に係る選定については、当該委員はその評価に関与しないものとする。
  - ② 委員に事故がある場合は、当該委員は評価をさせないものとする。この場合において、委員の過半数の評価がなければ選定を行うことはできないものとする。

**指定管理者の評価基準票**

件名	応募者受付番号	評価日			
		評価者			
評価項目	考え方	評価点	係数	得点	
1 団体の理念・姿勢	施設の設置目的に対する理解や公共性・平等利用への考え方				
2 団体の安定性	経営状況の安定性				
3 団体の継続性	団体の設立から何年経過しているか				
4 団体運営の透明性・公正性	進んで団体の情報等を公表しているか				
5 団体運営における法令等の遵守状況	個人情報保護法、労働基準法等が遵守されているか				
6 運営実績	同様な施設での運営実績について				
7 効率・効果的運営への取組状況	施設の利用を促進させる方策がとられているか 団体の創意工夫がされているか				
8 受託への熱意・意欲	提案(プレゼンテーション等)の内容				
9 事業運営の独自性	事業提案にその団体でしかできないものがあるのか また、他にはない提案があるか				
10 施設管理の安全性への配慮	資格をもった職員が常駐できるか また、施設管理に専門性のある団体か				
11 利用者への対応状況(接遇・苦情対応)	マニュアルの整備や社員教育独自のマニュアルはあるか 住民への平等利用は確保できているか				
12 社員等の育成状況	研修の実施は十分か、実績はどうか				
13 個人情報保護対策状況	個人情報の管理体制について(社員への周知・書類の保管など)				
14 自主事業などの提案	市が提案するほかに、自らの提案はあるか				
15 障害者の雇用状況(団体全体で障害者の雇用が多い)	雇用割合や方針について				
16 高齢者の雇用状況(団体全体で高齢者の雇用が多い)	雇用割合や方針について				
17 管理運営に必要な提案金額	事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであり、経費の削減が図られているか				
18 環境への配慮	事業所における省エネルギー、省資源、廃棄物削減、グリーン購入の推進等への取組状況について				
19 地域雇用の状況(提案に市内在住者の雇用が多いまたは積極的提案がある)	市内在住者の雇用予定について				
20 災害時の対応	地震等災害が発生した際の対応について				
21 (その他施設の特性に応じた評価基準)					
22 (その他施設の特性に応じた評価基準)					
<b>合計得点</b>					

評点基準					
5点	4点	3点	2点	1点	0点
市の基本理念に大変近い	市の基本理念に近い	市の基本理念に近いところがある	市の基本理念にあまりあわない	市の基本理念にあわない	
特に優れて安定している	優れて安定している	安定している	あまり安定していない	安定していない	
団体を設立して10年以上である	団体を設立して7年以上である	団体を設立して5年以上である	団体を設立して1年以上である	設立して1年未満である	
非常によい透明・公正性のある団体である	よい透明・公正性のある団体である	透明・公正性のある団体である	あまり透明・公正性のある団体でない	透明・公正性のある団体でない	
非常に遵守されている	よく遵守されている	遵守されている	あまり遵守されていない	遵守されていない	
運営の実績が10年以上である	運営の実績が7年以上である	運営の実績が5年以上である	運営の実績が1年以上である	運営の実績が1年未満あるいはない	
特に優れた効率・効果的内容である	優れた効率・効果的内容である	効率・効果的内容である	やや効率・効果的に欠ける	効率・効果的でない	
意欲的であり特に優れている	意欲的であり優れている	意欲的である	あまり意欲的でない	意欲的でない	
特に優れた独自的内容である	優れた独自的内容である	独自的内容である	あまり独自的内容でない	独自的内容でない	
特に優れた安全性への配慮がされている	優れた安全性への配慮がされている	安全性への配慮がされている	安全性の配慮に欠ける	安全性の配慮がされていない	
接遇・苦情マニュアルの整備は万全である	接遇・苦情マニュアルの整備が良く整っている	接遇・苦情マニュアルの整備が整っている	接遇・苦情マニュアルの整備の改善が必要である	接遇・苦情マニュアルの整備が不十分である	
十分に実施されている	よく実施されている	実施されている	実施されているが不十分である	あまりされていない	
管理体制は十分である	管理体制は良くできている	管理体制はできている	一部管理体制に改善の必要がある	管理体制に改善の必要がある	
提案があり内容も非常に優れている	提案があり内容も優れている	提案はあるが内容は普通である	提案はあるが検討の必要がある	提案はあるが採用できない	
障害者雇用率が3.0%以上である	障害者雇用率が2.7%以上である	障害者雇用率が2.5%以上である	障害者雇用率が2.3%以上である	障害者雇用率が2.3%未満である	
65歳以上の高齢者雇用率が3.5%以上である	65歳以上の高齢者雇用率が3.0%以上である	65歳以上の高齢者雇用率が2.5%以上である	65歳以上の高齢者雇用率が2.0%以上である	65歳以上の高齢者雇用率が2.0%未満である	
指定管理費上限額からの削減率が1.5%以上である	指定管理費上限額からの削減率が1.0%以上である	指定管理費上限額からの削減率が0.5%以上である	指定管理費上限額からの削減率が0.3%以上である	指定管理費上限額からの削減率が0.3%未満である	
省エネルギー、省資源等に向けた独自の方針の整備又は具体的な目標設定があり、意欲的に取り組んでいる	省エネルギー、省資源等に意欲的に取り組んでいる	省エネルギー、省資源等に取り組んでいる	省エネルギー、省資源等への取組があまりない	省エネルギー、省資源等への取組がない	
当該施設において、70%以上の雇用について予定がある	当該施設において、60%以上の雇用について予定がある	当該施設において、50%以上の雇用について予定がある	当該施設において、30%以上の雇用について予定がある	当該施設において、30%未満の雇用について予定がある	
対応・考え方がマニュアルとして完全に整備されている	対応・考え方がマニュアルとして良く整備されている	対応・考え方がマニュアルに整備されている	対応・考え方が不十分である	対応・考え方が整理されていない	

記述のないもの及び左記に該当がないもの

※ その他施設の特性に応じた評価基準については、募集要項や仕様書等で示した具体的なサービス水準から設定してください。

## モニタリングチェックシート

### モニタリングチェックシート

実施施設名：

作成年月日：

指標	チェックポイント	確認方法	判定	確認した内容及び指示内容等
の 収 支 計 画 の 適 確 性	収支計画に基づき維持管理費、人件費等が適正に執行されているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
業 務 の 履 行 状 況 の 確 認	協定等に基づき業務が実施されているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	開館予定日数・開館時間は守られているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	業務遂行に必要な従業員数が確保され、執行体制が明確になっているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	管理運営に必要な有資格者(防火管理者等)が確保されているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	書類は適正に保管され、必要な報告がされているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	施設全体が清潔に保たれているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	法定点検や検査等は確実に実施されているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
サ ー ビ ス の 質 に 関 す る 確 認	利用者の満足度はどうであるか(※アンケート調査を実施した場合は資料を添付すること)	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	利用者の声を施設の運営やサービスの向上に反映しているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	担当者のマナー、言葉づかい、服装等は適切であるか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	クレーム等に対して適切に対処しているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	個人情報適切に取り扱われているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	業務に必要な研修を実施しているか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
	合理的配慮等、障害者への対応は適切であるか	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
施 設 の 特 性 に 応 じ た 水 準 の 確 認	<b>募集要項や仕様書等で示した具体的なサービス水準等から確認すべき項目を設定してください。</b>	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		
そ の 他	業務の改善が図られているか (上記以外で、評価委員会から改善の指摘事項があった場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 現地		

※確認方法欄は該当する項目をチェックすること。

※判定欄は、「適合○」「一部不適合△」「不適合×」「該当なし—」を記載すること。

※改善が必要な場合は指示書を指定管理者へ送付し、改善計画書の提出を求めること。

事業実施状況 指定管理者 自己評価票（ひな形）

事業実施状況 指定管理者 自己評価票（ひな形）

施設名	
指定管理者名	

※評価欄は、「5. 市の要求水準を大幅に上回っている」「4. 市の要求水準を上回っている」「3. 市の要求水準を満たしている」「2. 改善が必要である」「1. 抜本的見直しが必要である」のいずれかを記載すること。

指標	評価項目	評価	理由
収支計画の適確性	収支計画に基づき適正に執行しているか		
業務の履行状況の評価	協定等に基づき業務を実施しているか		
	開館予定日数・開館時間を守っているか		
	業務遂行に必要な従業員数が確保され、執行体制が明確になっているか		
	管理運営に必要な有資格者（防火管理者等）を確保しているか		
	書類は適正に保管され、必要な報告を市に行っているか		
	施設全体が清潔に保たれているか		
	法定点検や検査等を確実に実施しているか		
サービスの質に関する評価	利用者の満足度はどうか		
	利用者の声を施設の運営やサービスの向上に反映しているか		
	担当者のマナー、言葉づかい、服装等は適切であるか		
	クレーム等に対して適切に対処しているか		
	個人情報を適切に取り扱っているか		
	業務に必要な研修を実施しているか		
	合理的配慮等、障害者への対応は適切であったか		
準に に応じた 水の 特性 の評価	募集要項や仕様書等で示した具体的なサービス水準等から確認すべき項目を設定してください。		
その他	業務の改善を図ったか (上記以外で、評価委員会から改善の指摘事項があった場合のみ記載)		
<b>指定管理者の自己評価</b>			
総合評価	評価の理由等		
	評価者氏名 :		

## 利用者アンケート（ひな形）

- 指定管理者が実施する利用者アンケートについては、施設の特性に応じて設問内容が異なるため、統一的なひな形を示すことは困難である。
- したがって、下表のとおり基本的な調査項目の骨格を示すこととする。
- 利用者アンケートは、指定管理者と市において、その内容や実施方法・時期について協議・決定して実施する。
- 利用者アンケートの結果は、速やかに市に報告を行うものとする。

分類		主な設問	設問のねらい
基本項目	属性	・性別 ・年代 ・居住地区 ・利用頻度 ・利用用途 など	回答者の属性であり、クロス集計・分析に用いることが可能である。
	施設管理	・清潔性 ・安全性 ・使い勝手 など	施設の管理状況の把握を行い、今後の管理に生かす
	接 遇	・従事者の対応 ・身だしなみ など	従事者の対応状況等について把握を行い、従事者の育成に生かす
実施事業に係る項目	利用のきっかけ	・利用した理由 ・実施を知った媒体 など	サービス利用に係る状況を把握し、今後の周知方法などに生かす
	利用後の意向	・利用しての満足度 ・今後の利用に関する意向 など	サービス自体に係る意向を把握し、今後の事業展開や事業者研修に生かす
施設の特性に応じた項目		・特性に合わせて、利用者の意向把握項目を設定	施設の特性に応じて設問を設定し、利用者の意向を今後の運営に生かす
自由意見欄		—	施設利用等に関する要望や意見を聴取、今後の運営等に生かす



収支決算書(ひな形)

(年度)  
年 月 日から 年 月 日

施設名	
指定管理者名	
指定管理期間	年 月 日から 年 月 日

【指定管理業務に係る決算報告】

1. 収入の部 (単位:円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	予算達成率 (B÷A)	摘要
指定管理費				
利用料金収入				
事業収入(市指定)				
その他の収入				
実質損失				
収入合計				予算達成率は、実質損失を控除

2. 支出の部 (単位:円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	予算達成率 (B÷A)	摘要
人件費				
給与・賃金				
社会保険料				
手当				
その他				
事務費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信費				
使用料及び賃借料				
保険料				
研修費				
その他				
管理費				
光熱水費				
電気料金				
ガス料金				
上下水道料金				
清掃費				
修繕費				
警備費				
設備保全費				
電気設備保守				
消防設備保守				
建築設備定期点検				
特殊建築物定期点検				
昇降機定期保守点検				
事業費(市指定)				
講師料・運営費				
租税公課				
一般管理費(本社経費)				
実質収益				
支出合計				予算達成率は、実質収益を控除

【注意】  
科目については、必要に応じて適宜追加修正すること。  
消費税課税対象経費については、摘要欄(※印)を表示すること。  
指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支は分けて記載すること。  
一般管理費(本社経費)、租税公課は別に算定根拠を示すこと。

【自主事業に係る決算報告】

1. 収入の部 (単位:円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	予算達成率 (B÷A)	摘要
自主事業に係る収入				
実質損失				
収入合計				予算達成率は、実質損失を控除

2. 支出の部 (単位:円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	予算達成率 (B÷A)	摘要
自主事業に係る支出				
実質収益				
支出合計				予算達成率は、実質収益を控除

【注意】  
科目については、必要に応じて適宜追加修正すること。  
消費税課税対象経費については、摘要欄(※印)を表示すること。  
指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支は分けて記載すること。

※収支計算に対する総括・自己評価

【指定期間中の状況】

(単位:円)

指定管理業務の 収支状況	収入	支出	収支
年度			
年度			
年度			
年度			
計			

(単位:円)

自主事業の収支状況	収入	支出	収支
年度			
年度			
年度			
年度			
計			

## 【一般管理費（本社経費）、租税公課の算定根拠】

--

※本社経費、租税公課の科目内訳も記載すること。

## 【記入例】

当該施設経費	20,000,000 円
他施設 1 経費	18,000,000 円
他施設 2 経費	24,000,000 円
他施設 3 経費	24,000,000 円
他施設 4 経費	14,000,000 円
本社経費	<u>5,000,000 円</u>

総額 105,000,000 円

(内訳) 人件費、採用費、研修費、租税公課、減価償却費、広告費を計上。

(算定)

- ・ 按分率：当該施設経費 20,000,000 円 / (総額 105,000,000 円 - 本社経費 5,000,000 円) = 0.2
- ・ 当該施設の当社経費：5,000,000 円 × 0.2 = 1,000,000 円

## 指定管理者評価実施基準

### 1 評価の目的

指定管理者の施設の管理運営状況等を評価することにより、指定管理者制度を導入している公の施設の適正な運営や市民サービスの向上を実現しているかを確認するものである。

### 2 基本的な考え方

- (1) 指定管理者の評価については、提出された事業計画書、事業報告書等を基に毎年度行うものとする。この場合、評価に必要な資料を別途、指定管理者から提出させることができるものとする。このことは、協定書に盛り込むこととする。
- (2) 評価は、主管課長による評価と、識見を有する者並びに第2順位副市長、政策経営部長、市民部長及び健康部長で構成する「指定管理者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）による評価により実施するものとする。

### 3 主管課長による評価基準

事業計画書、業務実績、主管課によるモニタリング結果、事業報告書、利用者アンケート調査結果等に基づき、次に掲げる判定基準をもって評価する。

(1) 評価項目は、次に掲げる各項目とする。

- ① 収支計画の適確性について
  - ア 収支計画に基づき適正に執行されたか
- ② 業務の履行状況について
  - ア 協定等に基づき業務が実施されていたか
  - イ 開館予定日数・開館時間は守られていたか
  - ウ 業務遂行に必要な従業員数が確保され、執行体制が明確になっていたか
  - エ 管理運営に必要な有資格者（防火管理者等）が確保されていたか
  - オ 書類は適正に保管され、必要な報告がされていたか
  - カ 施設全体が清潔に保たれていたか
  - キ 法定点検や検査等は確実に実施されていたか
- ③ サービスの質について
  - ア 利用者の満足度はどうであったか
  - イ 利用者の声を施設の運営やサービスの向上に反映しているか
  - ウ 担当者のマナー、言葉づかい、服装等は適切であったか
  - エ クレーム等に対して適切に対処していたか
  - オ 個人情報が適切に取り扱われていたか
  - カ 業務に必要な研修を実施していたか
  - キ 合理的配慮等、障害者への対応は適切であったか
- ④ 施設の特性に応じた水準の確認（募集要項や仕様書等で示したサービス水準等から設定）
- ⑤ 業務の改善について（上記以外で、評価委員会から改善の指摘事項があった場合のみ記載）
- ⑥ 選定時の提案内容の実施状況について（指定管理者の選定時に提案書において市の募集要項等を上回る水準の市主催事業の提案又は自主事業の提案があった場合に、総合評価への加点の参考とする）

(2) 主管課長は、指定管理者評価票を用い、上記の評価項目ごとの評価及び総合評価を行う。

#### ① 評価項目ごとの評価

評価項目ごとの評価は、5段階評価を行う。評価項目ごとに評価理由を具体的に記載するとともに、5段階評価で2又は1となった評価項目については、改善事項を記載する。

評価項目ごとの5段階評価は、次の表のとおりとする。

評 価	評 価 内 容
5	市の要求水準を大幅に上回っている
4	市の要求水準を上回っている

3	市の要求水準を満たしている
2	改善が必要である
1	抜本的見直しが必要である

② 総合評価

①の評価項目ごとの評価を総括し、総合評価について5段階評価を行う。評価全般についての評価理由を具体的に記載する。

総合評価における5段階評価は、次の表のとおりとする。

評 価	評 価 内 容
5	市の要求水準を大幅に上回っている
4	市の要求水準を上回っている
3	市の要求水準を満たしている
2	改善が必要である
1	抜本的見直しが必要である

4 評価委員会による評価基準

評価委員会は、事業報告書、利用者アンケート結果、主管課長の評価等を踏まえ、必要により主管課ヒアリングを実施し、5段階評価を行う。

評価委員会による評価の5段階評価は、次の表のとおりとする。

評 価	評 価 内 容
5	市の要求水準を大幅に上回っている
4	市の要求水準を上回っている
3	市の要求水準を満たしている
2	改善が必要である
1	抜本的見直しが必要である

5 評価の通知及び指示・指導

指定管理者に対する評価結果は、主管課長を通じて文書をもって指定管理者に通知する。最終評価結果に応じて、指示・指導を行うものとする。

6 評価結果の公表

評価結果については、市ホームページやオープナー等でこれを公表するものとする。

### 指定管理者評価票(評価対象年度： 年度)

施設名		所属名	
指定管理者名		指定期間	
施設の設置目的			
事業概要			

単位:円

	年度	年度	年度	累計
<b>収入</b>				
収入内訳	指定管理料			
	利用料金			
	その他			
<b>支出</b>				
<b>収支差額</b>				

※評価欄は、「5. 市の要求水準を大幅に上回っている」「4. 市の要求水準を上回っている」「3. 市の要求水準を満たしている」「2. 改善が必要である」「1. 抜本的見直しが必要である」のいずれかを記載すること。

指 標	評 価 項 目	評 価	理 由	前年度	前々年度
の収 適 確 計 画 性	収支計画に基づき適正に執行されたか				
	協定等に基づき業務が実施されていたか				
業 務 の 履 行 状 況 の 評 価	開館予定日数・開館時間は守られていたか				
	業務遂行に必要な従業員数が確保され、執行体制が明確になっていたか				
	管理運営に必要な有資格者(防火管理者等)が確保されていたか				
	書類は適正に保管され、必要な報告がされていたか				
	施設全体が清潔に保たれていたか				
	法定点検や検査等は確実に実施されていたか				

	年度	年度	年度	3箇年平均
利用者数 利用件数 利用率				
利用者満足度(%)				

※評価欄は、「5. 市の要求水準を大幅に上回っている」「4. 市の要求水準を上回っている」「3. 市の要求水準を満たしている」「2. 改善が必要である」「1. 抜本的見直しが必要である」のいずれかを記載すること。

指標	評価項目	評価	理由	前年度	前々年度
サービスの質に関する評価	利用者の満足度はどうであったか				
	利用者の声を施設の運営やサービスの向上に反映しているか				
	担当者のマナー、言葉づかい、服装等は適切であったか				
	クレーム等に対して適切に対処していたか				
	個人情報適切に取り扱われていたか				
	業務に必要な研修を実施していたか				
	合理的配慮等、障害者への対応は適切であったか				
施設の特性に応じた水準の評価					
その他	業務の改善が図られていたか (上記以外で、評価委員会から改善の指摘事項があった場合のみ記載)				

※指定管理者の選定時に、提案書において市の募集要項等を上回る水準の市主催事業の提案又は自主事業の提案があった場合の実施状況について、総合評価への加点の参考とすること(提案内容と実施状況の詳細は別紙確認票に記載すること)。

指標	評価項目	有無	実施状況	有無	前年度	前々年度
選定時の提案内容の実施状況に関する評価	指定管理者の選定時に、提案書において市の募集要項等を上回る水準の市主催事業の提案があったか		当該年度において、提案内容の実施があったか(一部実施及び内容を見直して実施した場合を含む)		提案 有無	提案 有無
	指定管理者の選定時に、提案書において自主事業の提案があったか		当該年度において、提案内容の実施があったか(一部実施及び内容を見直して実施した場合を含む)		実施 有無	実施 有無

#### 主管課長の評価

総合評価	評価の理由等	前年度	前々年度
主管課長： 氏名：			

#### 指定管理者評価委員会の評価

総合評価	評価の理由等	前年度	前々年度

# 選定時の提案内容と実施状況の確認票

年度  
実施状況

施設名		所属名	
指定管理者名		指定期間	年 月 日～ 年 月 日

## 1. 市主催事業の実施状況

現指定管理者の選定時に、提案書において市の募集要項等を上回る水準の市主催事業の提案があったか	なかった	年度		
	選定時の提案内容	1 実施した →	実施状況	実施結果と効果
		2 実施しなかった	→ 実施しなかった理由	
あった				

市主催事業：市があらかじめ仕様書で示した事業を指定管理費内にて必ず実施するもの

※選定時の提案内容は、市が示した要求水準を超えて提案された内容であるため、評価の参考とする場合は提案内容が未実施であることをもって減点せず、実施した内容を加点評価のみとして反映することとします（提案された水準の実施がなかったとしても、市が募集要項等で示した管理運営の基準を満たしているはずであるため、マイナス評価とはしない）。

2. 指定管理者による自主事業の実施状況

現指定管理者の選定時に、提案書において自主事業の提案があったか	なかつた			
	あつた	選定時の提案内容	年度	
			1 実施した →	実施状況 1 提案内容どおり実施 → 2 提案内容を見直して実施
		2 実施しなかつた	→ 実施しなかつた理由	

自主事業：施設の設置目的に合致し、本来業務を妨げない範囲内で指定管理者の責任と費用により独自に企画し行う事業（実施には市の承諾が必要）

## 指定管理者制度の概要

区 分	管理委託制度	指定管理者制度
性 質	委託契約に基づき、具体的な管理業務の執行を行わせるもの	管理に関する権限を委任して代行させるもの
管理主体	「管理委託者」 公共団体、公共的団体、出資法人等に限定	「指定管理者」 指定管理者の範囲に制限なし 民間業者を含む法人その他団体（法人格は不要・個人不可）
管理主体の選定・指定	入札又は随意契約により選定	指定管理者候補者選定委員会において指定管理者候補者を選定後、議会の議決を経て、期間を定めて指定
管理主体の権限と業務の範囲	施設の設置者たる地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 施設の管理権限及び責任は、設置者である地方公共団体が有しており、施設の使用許可権限は管理受託者に委託できない。	施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可を行うことができる。（施設の設置者である地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示などを行う）
条例で規定する内容	委託の条件、相手方等を規定	指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を規定
契約の形態	委託契約	「指定」という行政処分であり、「入札」の対象ではない。

指定管理者制度導入日一覧（令和8年4月1日現在）

施設名	条例名	指定管理者制度導入日
いきいきセンター	国分寺市いきいきセンター条例	平成18年4月1日
プレイステーション	国分寺市プレイステーション条例	平成18年4月1日
有料自転車等駐車場	国分寺市有料自転車等駐車場条例	平成18年4月1日
障害者センター	国分寺市障害者センター条例	平成18年9月1日
介護老人保健施設すこやか	国分寺市介護老人保健施設条例	平成18年9月1日
学童保育所	国分寺市立学童保育所条例	平成19年11月1日
いずみホール	国分寺市立いずみホール条例	平成20年4月1日
スポーツセンター	国分寺市民スポーツセンター条例	平成20年4月1日
ひかりスポーツセンター	国分寺市民スポーツセンター条例	平成20年4月1日
けやき運動場	国分寺市体育施設条例	平成20年4月1日
本多武道館	国分寺市体育施設条例	平成20年4月1日
戸倉第一テニスコート	国分寺市体育施設条例	平成20年4月1日
戸倉第二テニスコート	国分寺市体育施設条例	平成20年4月1日
室内プール	国分寺市体育施設条例	平成20年4月1日
生きがいセンター	国分寺市生きがいセンター設置条例	平成21年4月1日
児童館	国分寺市立児童館条例	平成21年4月1日
地域センター	国分寺市立地域センター条例	平成26年4月1日
福祉センター	国分寺市立福祉センター条例	平成26年4月1日
c o c o b u n j i プラザ	国分寺市立c o c o b u n j i プラザ条例	令和3年4月1日
教育センター	国分寺市立教育センター条例	令和8年4月1日

### ○地方自治法(抜粋)

#### (公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

#### (公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

(指定公金事務取扱者)

第二百四十三条の二 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務(以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第二百四十三条の二の六までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

3 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。

4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

5 指定公金事務取扱者は、第一項の規定により委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

6 前項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託をした指定公金事務取扱者の許諾を得た場合であつて、かつ、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に対してするときに限り、その一部の再委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

7 前項の規定により公金事務の一部の再委託を受けた者は、当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。

8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。

- 9 会計管理者は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 10 監査委員は、第八項の規定による検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

(指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務)

第二百四十三条の二の二 指定公金事務取扱者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定公金事務取扱者の指定の取消し)

第二百四十三条の二の三 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百四十三条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。
  - 二 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
  - 三 前条第二項又は第二百四十三条の二の六第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(公金の徴収の委託)

第二百四十三条の二の四 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその徴収に関する事務を委託することができる歳入は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

- 2 指定公金事務取扱者（歳入の徴収に関する事務の委託を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、現金の納付その他総務省令で定める方法により納入義務者から歳入の納付を受けるものとする。
- 3 前項の場合において、普通地方公共団体の歳入の納入義務は、納入義務者が指定公金事務取扱者に当該歳入を納付したときに履行されたものとする。
- 4 指定公金事務取扱者は、政令の定めるところにより、その徴収した歳入を普通地方公共団体に払い込まなければならない。

（公金の収納の委託）

第二百四十三条の二の五 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次の各号のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるものとする。

- 一 指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの
  - 二 その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして総務省令で定めるもの以外のもの
- 2 指定公金事務取扱者（歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）は、第二百三十一条の規定による納入の通知（その性質上納入の通知を必要としない歳入等にあつては、普通地方公共団体の長が定める方法）に基づかなければ、歳入等の収納をすることができない。
  - 3 前条第二項から第四項までの規定は、指定公金事務取扱者が歳入等の収納をする場合について準用する。

### ○国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2(公の施設の設置、管理及び廃止)第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設(法第244条(公の施設)第1項に規定するものをいう。以下同じ。)の管理を行わせる指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手続等について必要な事項を定めるものとする。

（候補者の募集）

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(次条第2項を除き、以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 公の施設の名称、所在地、設置目的、規模その他の概要
- (2) 指定管理者が管理する業務の範囲
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)

- (5) 指定を受けるために必要な資格
  - (6) 申請に必要な書類
  - (7) 申請を受け付ける期間(次条において「申請期間」という。)
  - (8) その他市長等が必要と認める事項
- (指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長等に申請しなければならない。

- (1) 公の施設の管理に係る企画提案書、事業計画書及び収支計算書
- (2) 公の施設の管理に係る人員配置計画書
- (3) 経営の状況等当該団体の概要を説明する書類
- (4) その他市長等が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長、副市長及び教育委員会教育長並びに市議会議員(以下「特別職等」という。)が役員をしている継続的に一定の収益事業を行っている法人(一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会を除く。)その他の団体(個人が経営し、又は運営するものを含む。以下「法人等」という。)並びに特別職等が実質的に経営又は運営に携わっている法人等は、指定管理者の指定の申請をすることができない。

3 前項に規定する「実質的に経営又は運営に携わっている法人等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 特別職等が資本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している法人等
- (2) 特別職等が年額3,000,000円以上の報酬(顧問料等その名目を問わない。)を受領している法人等
- (3) 特別職等がその経営方針に関与している法人等

4 特別職等の配偶者、2親等以内又は同居の親族が役員をしている法人等は、指定管理者の指定の申請を行わないよう努めるものとする。

(候補者の選定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請を受けたときは、次に掲げる基準により総合的に審査し、最も適当と認められる団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。この場合において、市長等は、申請をした団体に対し、順位を付して、選定の結果を通知するものとする。

- (1) 公の施設について市民の平等な利用が確保されていること。
- (2) 前条第1項第1号及び第2号に定める書類(以下「企画提案書等」という。)の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 企画提案書等に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。
- (4) 公の施設の管理について安全性が確保され、環境に配慮されていること。
- (5) 障害者の雇用及び地域の雇用が配慮されていること。
- (6) 個人情報保護対策その他法令等(法令又は他の条例をいう。以下同じ。)が遵守されていること。
- (7) その他市長等が公の施設の性格又は目的に応じて別に定める基準

2 市長は、別に定める期間において、前項の規定により選定した団体を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、前項の規定により付した順位により候補者を選定することができる。

(公募によらない選定等)

第5条 市長等は、公の施設の性格、事業の内容、規模等により、その管理を行わせることにより設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われる団体で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、第2条の規定にかかわらず、当該団体を指定管理者の候補者として選定することができる。指定期間が満了した後再指定しようとする場合についても、同様とする。

- (1) 公の施設の管理を行わせることを目的として市が設立した団体
- (2) 市民活動団体のうち公の施設の開設に向けてその管理を行わせることを前提として市がその構成員の募集等を行っている団体
- (3) 現に委託による管理又は指定管理者による管理を行っている公の施設について、当該公の施設の事業の継続性及び当該委託を受けた団体又は指定管理者の実績等から、当該公の施設を最も適切に管理することができると思われる客観的に認められる団体

2 前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、市長等は、あらかじめ事業計画等について当該団体と協議し、第3条の規定による申請を行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、第4条又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者を法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、指定管理者に指定したときは、当該指定管理者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の議会の議決を経る場合においては、市長等は、当該指定管理者の候補者との協定書の案その他の関係資料を議会に提出するものとする。

3 市長等は、指定管理者を指定したときは、その旨を公表しなければならない。

(協定の締結)

第7条 市長等は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と公の施設の管理に関する次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 管理の基準に関する事項
- (4) 管理の業務の範囲に関する事項
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 指定管理者に支出する管理に係る費用に関する事項
- (7) 施設の安全対策に関する事項
- (8) 苦情対応に関する事項
- (9) 法令等の遵守に関する事項
- (10) 法第244条の2第7項の規定による事業報告書の作成及び提出に関する事項
- (11) 法第244条の2第10項の規定による業務報告の聴取等に関する事項
- (12) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び業務の停止命令に関する事項

- (13) 原状回復に関する事項
  - (14) 損害賠償に関する事項
  - (15) 前各号に掲げるもののほか、公の施設の管理を適正に行わせるために市長等が必要と認める事項
- (管理の基準)

第8条 指定管理者は、その管理する公の施設に関する条例、協定書、事業計画書その他の基準により、公の施設を管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、国分寺市情報公開条例(平成11年条例第33号)第22条(指定管理者の情報公開)第1項の規定により、その管理する公の施設に係る管理の業務に関する情報公開を行うため同条例と同様の措置を講ずるものとする。

(業務の範囲)

第9条 指定管理者が行う管理の業務は、次に掲げる業務のうち、公の施設の設置の目的、性質等に応じて市長等が定める範囲とする。

- (1) 公の施設で行う事業の運営に関する業務
- (2) 公の施設の使用の承認等に関する業務
- (3) 施設及び附帯設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の管理に関する業務

(業務報告の聴取等)

第10条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 第6条第3項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して60日以内に当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務等の体制及び実施状況
- (2) 決算状況等及び施設の利用実績
- (3) 従事者育成に係る研修実施状況
- (4) 利用者意見及び自己評価
- (5) 苦情対応に関する記録
- (6) 事業計画書に掲載した計画の実施状況
- (7) その他管理の実態を把握するために必要な事項

(指定管理者の評価)

第13条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、前条に規定する事業報告書が提出された後、指定管理者の管理運営に関する評価を行い、その結果を公表するものとする。

(原状回復の義務)

第14条 指定管理者は、指定期間が満了したときは、速やかに当該公の施設及び附帯設備を原状に回復しなければならない。第11条の規定により指定を取り消され、又は管理の業務の停止を命ぜられたときも同様とする。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償等)

第15条 指定管理者は、公の施設の管理の業務において自らの責めに帰すべき事由により市に損害を生ぜしめたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 指定管理者は、公の施設の管理の業務において自らの責めに帰すべき事由により第三者に損害を生ぜしめたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 市は、指定管理者の責めに帰すべき事由による損害についてその損害を賠償した場合は、当該指定管理者に対して当該賠償した金額及び当該賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

## ○国分寺市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第31号。以下「条例」という。)第16条(委任)の規定に基づき、市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 条例第3条(指定の申請)第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第1号)による。

(指定管理者選定委員会の設置)

第3条 市長は、条例第4条(候補者の選定)第1項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、別に定める国分寺市指定管理者候補者選定委員会において審査させ、その意見を聴くものとする。

(選定結果の通知)

第4条 市長は、条例第4条第1項の規定による選定の結果を指定管理者候補者選定結果通知書(様式第2号)により、条例第3条第1項の規定により申請を行った法人その他の団体に通知するものとする。

(順位選定の期間)

第5条 条例第4条第2項に規定する別に定める期間は、前条の規定による通知を行った後から、原則、仮協定締結までとする。

(指定の通知)

第6条 条例第6条(指定管理者の指定)第1項の規定による通知は、指定管理者指定決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(指定の公表)

第7条 条例第6条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者として指定をした法人その他の団体の名称及び所在地
- (2) 当該指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 当該指定管理者の指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第8条 市長は、条例第11条(指定の取消し等)第1項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命ずるときは、指定の取消しについては指定取消通知書(様式第4号)により、管理の業務の停止の命令については業務停止命令書(様式第5号)により当該指定管理者に通知するものとする。

2 市長は、条例第11条第1項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 当該指定管理者の名称及び所在地
- (2) 当該指定の取消し又は管理の業務の停止命令の対象となる公の施設の名称
- (3) 指定の取消しをした日
- (4) 管理の業務の停止の期間(当該業務の全部又は一部の停止を命じたときに限る。)
- (5) 停止を命じた管理の業務の範囲(当該業務の一部の停止を命じたときに限る。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定管理者評価委員会の設置)

第9条 市長は、条例第13条(指定管理者の評価)の規定により指定管理者の管理運営に関する評価を行うときは、別に定める国分寺市指定管理者評価委員会において評価させ、その意見を聴くものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

国分寺市長 殿

申請者  
所在地  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により下記のとおり申請します。なお、同条第2項に規定する指定管理者の指定の申請をすることができない法人等でないことを誓約します。

記

1 管理を行おうとする公の施設の名称

2 添付書類

- 公の施設の管理に係る企画提案書、事業計画書及び収支計算書
- 公の施設の管理に係る人員配置計画書
- 経営の状況等当該団体の概要を説明する書類
- その他市長等が必要と認める書類

殿

国分寺市長

指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定について、国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）第4条第1項の規定による選定の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 選定を行った公の施設の名称

2 選定の結果

- 選定の結果、最も高い評価を得たことから第一候補者として選定いたしました。  
従って、今後、貴団体を指定管理者候補者として協定締結等について協議を行います。
- 選定の結果、次に高い評価を得たことから第二候補者として選定いたしました。  
今後、第一候補者が仮協定締結までに辞退等を行った場合、条例第4条第2項の規定により、貴団体を指定管理者候補者として協議を行いますので、その際は改めて御連絡します。
- 選定の結果、指定管理者候補者として選定しないことといたしました。

様式第3号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

殿

国分寺市長

指定管理者指定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定について、国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり指定管理者として指定することに決定したので通知します。

記

- 1 管理を行う公の施設の名称
- 2 指定の期間

殿

国分寺市長

指定取消通知書

年 月 日付け による指定管理者の指定について、  
国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第11条第1項の規定  
により、下記のとおり指定を取り消すので通知します。

記

- 1 指定を取り消す施設の名称
- 2 指定を取り消す日
- 3 指定を取り消す理由

※この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として(訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

殿

国分寺市長

業務停止命令書

年 月 日付け による指定管理者の指定により行っている管理の業務について、国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第11条第1項の規定により、下記のとおり業務の(全部・一部)の停止を命じます。

記

- 1 業務の停止を命じる施設の名称
- 2 業務の停止の期間
- 3 業務の一部の停止命令に係る当該停止を命じる業務の範囲
- 4 業務の停止を命じる理由

※この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として(訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。

## ○国分寺市指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第31号)第4条(候補者の選定)及び第5条(公募によらない選定等)の規定による指定管理者の候補者(以下「指定管理者候補者」という。)の選定を行うため、国分寺市指定管理者候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

(1) 指定管理者候補者の選定に関する事。

(2) その他市長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員7人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 識見を有する者 3人以内

(2) 国分寺市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成20年規則第108号）に規定する第1順位副市長

(3) 総務部長

(4) 子ども家庭部長

(5) 建設環境部長

(任期)

第4条 前条第1号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝礼)

第5条 市長は、第3条第1号の委員に対し、1回の会議につき、13,700円の謝礼を支払う。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第9条 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹に関する事項については、その選定に加わることができない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

## ○国分寺市指定管理者評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第31号）第13条（指定管理者の評価）の規定による指定管理者の評価を行うため、国分寺市指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 指定管理者が行う公の施設の管理運営の評価に関すること。
- (2) その他市長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員7人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 識見を有する者 3人以内
- (2) 国分寺市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成20年規則第108号）に規定する第2順位副市長
- (3) 政策経営部長
- (4) 市民部長
- (5) 健康部長

(任期)

第4条 前条第1号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝礼)

第5条 市長は、第3条第1号の委員に対し、1回の会議につき、13,700円の謝礼を支払う。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）第5条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(意見の聴取等)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第10条 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹に関する事項については、その評価に加わることができない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

## ○国分寺市行政手続条例（抜粋）

(処分の基準)

第12条 市長等は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 市長等は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって市長等が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等の規定上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の高納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 市長等は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 市長等は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

(聴聞の通知の方式)

第15条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 市長等は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を市長等に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条、第24条(聴聞調書及び聴聞報告書)第3項及び第37条(写しの交付)において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時までの間、市長等に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、市長等は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 市長等は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、市長等が指名する職員が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
- (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
- (4) 前3号に規定する者であつたことのある者
- (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人又は保佐人
- (6) 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、市長等の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て市長等の職員に対し質問を發することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を發し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は市長等の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭できないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、市長等が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。  
(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第15条(聴聞の通知の方式)第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び聴聞報告書)

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書(以下「聴聞調書」という。)を作成し、当該聴聞調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 聴聞調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後、速やかに、作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後、速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書(以下「聴聞報告書」という。)を作成し、聴聞調書とともに市長等に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、聴聞調書及び聴聞報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第25条 市長等は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ、必要があると認めるときは、主宰者に対し、聴聞報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分決定)

第26条 市長等は、不利益処分決定をするときは、聴聞調書の内容及び聴聞報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

(弁明の機会の付与の方式)

第27条 弁明は、市長等が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 市長等は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条(聴聞の通知の方式)第3項及び第16条(代理人)の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

## 指定管理者制度を適用するに当たっての国の通知

「総行第87号・平成15年7月17日」（抜粋）

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

### 地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）は、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いいたします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成15年7月17日付け総行第86号、総行公第39号、総財公第61号、総財務第71号、15文科高第275号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

### 記

#### 第1 地方公共団体の内部組織に関する事項

（省略）

#### 第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

##### 1 指定管理者に関する事項

(1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は、民間事業者等が幅広く含まれるものであること。（第244条の2第3項関係）

- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第231条の3）、不服申し立てに対する決定（第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第244条の2第3項関係）
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。（第244条の2第6項関係）

## 2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。（第244条の2第4項関係）
- ① 「指定の手続き」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。
    - ア 住民の平等利用が確保されていること。
    - イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
    - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
  - ② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取り扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。
  - ③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。
- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていくこと。（第244条の2第8項及び第9項関係）
- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

## 3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実績を把握するために必要な事項が記載されているものであること。

- (2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨に鑑みれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。
- (3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取り扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年6月16日付け総行情第91号総務省政策統括官通知）の内容を十分踏まえて対応されたいこと。

#### 4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

#### 第3 施行期日等

- 1 この法律は公布の日から起算して3月を越えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (改正法附則第1条関係)
- 2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。 (改正法附則第2条関係)

#### 「事務連絡・平成15年9月17日」

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）において導入された公の施設の指定管理者制度の経過措置（附則第2条）につきましては、下記のように解釈していただくよう、よろしく申し上げます。

#### 記

「この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設」について、その設置管理条例が存続している間は、当該条例に基づく管理委託契約が経過措置期間の途中で終了しても、契約の更新等により、従前の管理委託契約が存続するときは、改めて指定管理者制度に移行することは要しない。なお、指定管理者制度に移行する準備が整った地方公共団体については、経過措置期間中であっても速やかに当該制度に移行されたい。

- ・地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）
- ・地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）
- ・指定管理者の運用について



平成 24 年 7 月 4 日 庁議決定  
平成 26 年 6 月 16 日 庁議決定  
平成 27 年 3 月 31 日 庁議決定  
平成 29 年 4 月 24 日 庁議決定  
平成 30 年 5 月 10 日 市長決裁  
令和 元年 6 月 24 日 市長決裁  
令和 3 年 2 月 1 日 市長決裁  
令和 4 年 3 月 30 日 市長決裁  
令和 5 年 3 月 31 日 市長決裁（4 月 1 日 施行）  
令和 6 年 4 月 4 日 市長決裁  
令和 8 年 2 月 24 日 市長決裁（4 月 1 日 施行）



## 指定管理者制度の運用指針

平成 24 年 7 月 策定  
平成 26 年 6 月 改定  
平成 27 年 3 月 改定  
平成 29 年 5 月 改定  
平成 30 年 5 月 改定  
令和 元年 6 月 改定  
令和 3 年 2 月 改定  
令和 4 年 3 月 改定  
令和 5 年 4 月 改定  
令和 6 年 4 月 改定  
令和 8 年 4 月 改定

編集・発行 国分寺市 総務部 契約管財課

国分寺市泉町二丁目 2 番 18 号 電話 042-325-0111 内線 4208

F A X 042-325-1380

令和8年第1回国分寺市教育委員会臨時会について（令和8年2月5日（木））

議案番号	議案	提案理由	主管課	審議結果
6	令和8年度市立小中学校校長の異動について	■秘密会で審議 令和8年4月1日付けで行われる市立小中学校校長の異動について、東京都教育委員会に内申するための審議	学校指導課	可決
7	令和8年度市立小中学校副校長の異動について	■秘密会で審議 令和8年4月1日付けで行われる市立小中学校副校長の異動について、東京都教育委員会に内申するための審議	学校指導課	可決
8	市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく事務の補助執行に関する規程の一部改正について、市長に意見を述べるための審議	教育総務課	可決
9	第3次国分寺市教育ビジョン策定検討委員会設置規程を廃止する訓令について	第3次国分寺市教育ビジョンを策定したため、廃止するための審議	教育総務課	可決

報告		主管課
1	令和7年第4回定例会の一般質問について	教育総務課
2	国分寺市立第六小学校の増築棟整備の方向性について	教育総務課
3	国分寺市次世代教育系システムの本稼働に向けた今後のスケジュール等について	教育総務課
4	国分寺市立第五小学校給食調理業務委託による調理業務検証委員会の報告について	学務課

令和8年第2回国分寺市教育委員会定例会について（令和8年2月26日（木））

議案番号	議案	提案理由	主管課	審議結果
10	市長の権限に属する事務の一部委任に関する規則の一部改正について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく事務の一部委任に関する規則の一部改正について、市長に意見を述べるための審議	教育総務課	可決
11	第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）の策定について	第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）について、教育委員会で決定するための審議	学校指導課	可決

報告		主管課
1	令和7年度国分寺市教育委員会児童生徒表彰被表彰者の決定について	教育総務課
2	令和7年度卒業式・令和8年度入学式の出席について	学校指導課
3	国分寺市立中学校部活動地域連携・地域展開推進計画について	社会教育課
4	寄附の受領について	図書館課

## 第5次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)(案)パブリックコメントの意見反映状況

### 1 意見の数

・意見をお寄せいただいた方の数:11(個人10・団体1)  
 ・お寄せいただいた意見の数:74件  
 ・計画に反映する意見の数:4件  
 ・計画に反映済みの意見の数:24件

### 2 意見の概要及び市教育委員会の回答

番号	項目	意見概要	回答内容	反映の有無
1	全体	当事者である子どもたちや保護者からの意見をもっと聞いてほしい。	特別支援教育推進委員会では、6名の保護者委員に参加いただきました。また、計画書の段階では、子どもからの意見聴取を実施いたしました。	無
2	全体	諸外国で原則となっているLRE(最も制限の少ない環境)の視点に立ち、分離を前提とした施策ではなく、通常の学級で合理的配慮を完結させる体制を整えてほしい。	国分寺市は、子どもが居住する学区の学校に行くことを基本としており、その方針は、市内すべての子どもに当てはまります。また、いただいた御意見の内容を踏まえ、計画P6、P7のとおり、インクルーシブ教育の視点に基づいた共生社会の実現に向けて取組を進めてまいります。	済
3	全体	学校を「多様性が当たり前の小さな社会」として再定義し、共に学ぶことそのものを教育の価値として据えてほしい。	いただいた御意見の内容を踏まえ、計画P6、P7のとおり、取組を進めてまいります。	済
4	P10 (2)義務教育時の支援体制	親の負担や子どもの我慢に依存しなければ通常学級にいられない現状を「環境の不備」として認識してほしい。	P10(2)「義務教育時の支援体制」にあるように学校内の支援体制を、支援員の配置を含め整えています。また、計画P25「ウ. 支援員等の効果的な活用」にあるよう実態に応じて支援員等を適切に配置します。	無
5	P17 子どもからの意見募集	今回の計画策定にあたり、特別支援学級在籍の中学3年生には、アンケートをされなかったようですが何か理由はあるのでしょうか。	特別支援学級に在籍している全児童・生徒には、教育委員会事務局の職員が学校を訪問し、本計画案に基づいて、直接ヒアリング調査を実施しました。	無
6	P17 子どもからの意見募集	希望する全ての当事者(児童生徒・保護者)が意見を表明できるオープンなアンケート形式を導入してほしい。	本計画の作成に当たっては、国分寺市特別支援教育推進委員会を設置し、5回に渡る協議の上、報告書を提出いただきました。また、子どもからの意見募集も実施いたしました。推進委員会では、通常の学級、特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者や特別支援教室を利用している児童・生徒の保護者にも委員として参加いただいております。そのため、当事者の評価も、代表者からいただいていると認識しております。	無
7	P20 ア. 障害者理解の取組の充実	「発達障害のために差別され、いじめ等を受けることがないように、また合理的配慮を含む必要な支援を受けることについて周囲の理解が得られるように、尊厳を保持するための対策を推進します。」と、内容を追加してほしい。	差別やいじめによって、個人の尊厳が傷つくことのないよう、対策を推進することとしています。合理的配慮を含む必要な支援を受けることについて周囲の理解が得られないことにより、差別的な感情が生じることが考えられます。いただいた御意見については、計画P20「発達障害のために差別され、いじめ等を受けることがないように」の内容に包含されていると考えます。	済
8	P.20 ア. 障害者理解の取組の充実	発達障害にも様々なタイプがあり、読み書き計算の困難さをもつ「学習障害」も含まれていることについて、明記してほしい。	本計画では、学習障害を発達障害の一つとして捉えており、個々の障害種については記載しておりません。	無
9	P21 ウ. 副籍制度に関する理解・啓発の推進	通常の学級、特別支援学級、特別支援学校の分け隔てなく、地域で育つ子どもたちが参加できるような合同の行事を行ってほしい。	通常の学級、特別支援学級、特別支援学校のそれぞれの日程を調整することは難しい状況です。地域で生活する子どもたち同士が関わり合える副籍制度等の推進に努めてまいります。	無
10	P21 エ. 特別支援教育に関する研修の充実	介助員も含めた、より専門的な特別支援教育を特別支援学級でも受けられるよう、さらに研修を充実させてほしい。	介助員等がより効果的に機能するために、校内での研修に加え、校外での研修を設定し、充実を図ってまいります。	済
11	P21 エ. 特別支援教育に関する研修の充実	研修内容に「学習障害への理解と支援・対応方法」に関する項目を含めていただきたい。	既に、学習障害に係る内容についても、研修で取り扱っております。具体的な内容については、今後の運用の中で進めていきます。	済
12	P21 エ. 特別支援教育に関する研修の充実	研修の対象を全教員に周知していただきたい。特に、P21L19については「すべての教員(副教科担任も含む)が対象になるよう研修内容を幅広く設定し」としていただきたい。	P21「エ. 特別支援教育に関する研修の充実」にあるように、研修は全ての教員を対象とするとともに、クラスアシスタント等支援員も対象とする研修を実施いたします。	済

番号	項目	意見概要	回答内容	反映の有無
13	P22 カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進	理解の促進と啓発の内容として、「学習障害などの児童生徒が有していてもおかしな事ではないこと」、「学習障害のために合理的配慮を含む支援を受けることは必要不可欠であること」、「自分に合った学び方の習得と合理的配慮を含む支援がなければ学びの機会が奪われてしまう可能性があること」を含めていただきたい。	具体的な啓発内容に関しましては、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
14	P22 カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進	日頃、障害者や障害児に接することのない市民に向けて、知らないからこそ生じる偏見を除くために障害への理解の啓発をイベントとしてもっと積極的に発信してほしい。	教育委員会では、市民の方を対象に特別支援教育説明会を実施しています。また、各学校においても、特別支援教育の理解・啓発として、学校だより等での周知に取り組んでいます。今後も、計画に基づいて、保護者や地域住民への理解・啓発を推進していきます。	済
15	P22 カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進	「特別支援教育に係る啓発リーフレット」に、「学習障害(LD)」、「発達性協調運動障害(DCD)」、「感覚過敏」などの学習の困難につながる可能性のある障害についての情報資料を含めて配布してほしい。	御意見として承り、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
16	P22 カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進	不登校傾向にある児童・生徒及び保護者への支援の「見える化」と「質の保証」から、「かがやき」のサポート教室の掲載内容を充実させてほしい。	「かがやき」の掲載内容に関して、市民の特別支援教育に関する理解・啓発を図る観点から、学校の実態の理解が促進されるよう掲載内容の改善を図ることを追記いたします。	有
17	P23 取組項目：指導・支援の充実	各学校において読み書きに困難を抱える児童・生徒への学習支援を強化していくことを盛り込んでほしい。	読み書きに困難を抱える児童・生徒への支援は、特別支援教室で行っており、巡回指導教員が指導内容や支援方法について、具体的かつ実践的な助言を行える体制を整えてまいります。	無
18	P23 ア. 通常の学級における指導・支援の充実	巡回型特別支援教室の利点を生かし、巡回指導教員が在籍学級の担任等に対して、指導内容や支援方法について具体的かつ実践的な助言を行える体制を整えます」については、巡回指導教員のほかに、巡回相談員として言語聴覚士と作業療法士を加えてほしい。	言語聴覚士と作業療法士の教員への支援は、各学校への巡回、集合研修の実施等、様々な方法が考えられます。いただいた御意見は、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
19	P23 ア. 通常の学級における指導・支援の充実	巡回指導教員と学級担任との間で定期的に情報交換や協議を行い、連携協力しながら指導の実施に当たることを明記してほしい。	各学校で、月一回以上実施している校内委員会を基本としながら、各学校が実態に応じて、適切に情報交換や協議ができるよう教育相談・コーディネート推進委員会等で取組事例を共有し、進めていきます。	無
20	P23 ア. 通常の学級における指導・支援の充実	巡回指導教員が、指導に当たる学級担任以外の専科・教科担当教員とも連携協力・協議する体制を整えてほしい。	「在籍学級の担任、専科教員、教科を担当する教員等」に変更します。	有
21	P23 イ. 学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用	保護者、学級担任、特別支援教室担当、外部支援者等の中で情報を効果的に共有できるよう、ICTの活用も視野に入れたシステムの導入について検討を進めます。」とあるが、続けて「さらに、学級担任や特別支援教室担当だけでなく、副教科担当教員など、当該児童にかかわるすべての教員に情報共有し、活用していきます。」の一文を付記してほしい。	いただいた御意見に関しては、「保護者、学級担任、特別支援教室担当、外部支援者等」に、児童・生徒に関わる全ての教員を含んでおります。	済
22	P23 イ. 学校生活支援シート	小学校と中学校との間での引き継ぎ・連携・協議等の具体的な体制を整えてほしい。	小学校から中学校卒業まで一貫性のある支援を行うことが重要です。そのため、P23にあるように、学校生活支援シートを活用していきます。活用方法に関しては、教育相談・コーディネート推進委員会で協議し、連携する仕組みを改善していきます。	済
23	P23 ウ. デジタルを活用した特別支援教育の充実	「各学校の活用事例を共有します」については、「各学校の活用事例を共有し、促進していきます」に修正のうえ、学校による格差が出ないように活用を促進してほしい。	本計画は、市内全小・中学校においても推進していくものです。各学校が計画の内容を踏まえ、実態に応じて工夫を取り組んでまいります。	無
24	P24 エ. 特別支援教室の円滑な運営	特別支援教室の教室を確保してほしい。	学校施設環境については、上位計画の第3次国分寺市教育ビジョンの主要施策としても掲げています。いただいた御意見は、今後の施設環境整備の中で、参考にさせていただきます。	無
25	P24 エ. 特別支援教室の円滑な運営	特別支援教室に通う交通費の金銭的な助成だけでなく、親が送迎に立ち会わなくても済むシステムの構築をしてほしい。	御意見として承り、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
26	P24 オ. サポート教室の運営方法の充実	サポート教室支援員が学級担任・通級担当と連携協力・協議できる実質的な仕組みと勤務条件を整えてほしい。	教育相談・コーディネート推進委員会等において、効果的な運営方法の活用方法の工夫を研究していきます。	無
27	P24 カ. 特別支援学級および特別支援教室における指導・支援の充実	「サポート教室」と「特別支援学級及び特別支援教室」において、学習障害に関する専門家である言語聴覚士と作業療法士を相談員として配置してほしい。	御意見として承り、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無

番号	項目	意見概要	回答内容	反映の有無
28	P25 取組項目:ユニバーサルデザインの視点に基づいた学習環境の整備	通常の学級も含め、教室が不足しています。整備を進めてほしい。	学校施設環境については、上位計画の第3次国分寺市教育ビジョンの主要施策としても掲げています。いただいた御意見は、今後の施設環境整備の中で、参考にさせていただきます。	無
29	P25 ウ. 支援員等の効果的な活用	支援員の役割を、単なる「特定の子に張り付く介助係」に留めないでほしい。	特別支援教育クラスアシスタントは、通常の学級において、障害等のある児童・生徒の介助や支援を行い、学校生活への適応を促し、学級運営の充実を図るため、必要に応じて当該の学級を対象として配置しています。 なお、P10の「本市における特別支援教育の支援内容」に記載しています。	無
30	P25 ウ. 支援員等の効果的な活用	児童を別室へ出すのではなく、専門の支援員が通常の学級の中に「入り込んで」サポートする「プッシュイン型支援」のための人的増員を最優先してほしい。	P25「ウ. 支援員等の効果的な活用」にあるよう、学校現場からのニーズを丁寧に把握しながら、実態に応じて支援員等を適切に配置します。	無
31	P25 ウ. 支援員等の効果的な活用	数値化できない困難を抱える児童も含め、診断や数値の枠を超えた「実態ベース」の柔軟な支援体制を明記してほしい。	市内全小学校に特別支援教育クラスアシスタントを配置し、通常の学級において、障害等のある児童・生徒の支援を行う体制を整えています。また、令和6年度から、必要に応じて特別支援教育支援員を配置しています。今後も、学校現場のニーズを丁寧に把握しながら、支援の充実を図っていきます。	無
32	P25 ウ. 支援員等の効果的な活用	教育支援員の常駐化や増員に予算を転換してほしい。	P10「(2)義務教育時の支援体制」にあるように学校内の支援体制を、支援員の配置を含め整えています。令和6年度から特別支援教育支援員、令和7年度から全小学校に担任補佐を配置し、充実を図っています。	無
33	P25 ウ. 支援員等の効果的な活用	クラスアシスタントに向けた市開催の任用前一括研修の設定を行ってほしい。	学校の実態に応じて申請の時期が、学校ごとに異なるため、任用前に一括で研修を設定していません。勤務開始の際に所属校の管理職が研修を実施するとともに、職場での実践を通じて業務知識を身に付けるOJTを基本としています。また、専門性をより一層高めるために、校内での研修に加え、校外での研修を設定しています。	済
34	P26 取組項目:知的障害特別支援学級(小学校)の新設	ノーマライゼーションを進め、全ての小中学校に、知的障害特別支援学級を常設してほしい。	P7に記載しているように、児童・生徒が適切な学びの場を選択できるようにすることは重要です。御意見として承り、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
35	P26 取組項目:特別な支援を必要とする児童・生徒の学びの場の確保	「登校」を支援の条件とせず、不登校の状態でも特別支援学級の専門的な指導を継続する体制を、自治体の「責務」として明記してほしい。	在籍している学校(学級)が、特別支援学級における指導も含めて組織的に不登校児童・生徒を支援してまいります。	済
36	P26 取組項目:特別な支援を必要とする児童・生徒の学びの場の確保	中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級について、生徒数の状況に注視し、設置を検討するのではなく、クラスを増室、または他の学校にも設置してほしい。	市内児童・生徒数が増加傾向にあるとともに、自閉症・自閉症情緒障害特別支援学級の児童・生徒も増加傾向にあります。P26「ア. 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数の増加への対応」にあるよう、中学校においても、今後の生徒数の推計を注視し、設置の検討を進めてまいります。	済
37	P26 取組項目:特別な支援を必要とする児童・生徒の学びの場の確保	LD(学習障害)の生徒に必要な支援を適切に行ってほしい。	学習障害の児童・生徒へは、P25「ユニバーサルデザインの学習環境への整備」の視点で、支援を行ってまいります。	無
38	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実について	ことばの相談が一定数あることからありますが、国分寺市の場合、具体的な数の把握と、現状の相談内容について、できるだけ早めに把握して言語障害通級学級の設置を進めてほしい。	現状の相談内容や他市の取組状況を参考にしながら、設置に向けて準備を進めていきます。	済
39	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	構音や吃音以外の発達性言語障害についても相談だけでなくトレーニングにつながるような支援を充実させてほしい。	教育相談室では、基本的に言語障害に係る相談や訓練を行っています。このほか、相談者が抱える課題に対して、相談を受け、必要に応じて、適切な支援機関を案内するなどしています。	済
40	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	読み書き困難や学習障害について言語相談・支援できる体制を整えてほしい。	学習障害については、特別支援教室での指導が主となり、特別支援教育コーディネーターと巡回指導教員等が相談を受け付ける体制を整えています。	無
41	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	小中学校への言語聴覚士の巡回により、ことばの学習困難を抱える児童生徒や、気がかりを持っている教員・保護者が学校現場で相談できる窓口を設けてほしい。	学校では、ことばに困難を抱える児童・生徒も含め、在籍学級で学習を進めていく上での困難にかかる保護者からの相談を、教育的視点から特別支援教育コーディネーターや巡回指導教員が受け付けており、必要に応じて、言語聴覚士と連携し、専門的な助言を踏まえ支援策を検討できる体制を整えています。	無
42	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	ことばと聴こえの通級の対象を難聴、構音障害、吃音に限定せず、言語障害に対応するものとして設計してほしい。	言語障害通級指導学級については、指導の対象となる障害種と程度について、国が「口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもので」と示しており、こちらに準じて対応してまいります。	無
43	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	「言語障害通級指導学級」を設置した場合、読み書き計算に困難を抱える児童生徒に関する相談・検査・支援を内容に含めてほしい。	言語障害通級指導学級については、指導の対象となる障害種と程度について、国が「口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者で、通常の学級での学習での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもので」と示しており、こちらに準じて指導してまいります。	無

番号	項目	意見概要	回答内容	反映の有無
44	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	P40の令和6年度教育相談主訴分類においては、学習障害の有無に関する調査を行うとともに不登校や学習不振にも学習障害が関係していないかについて調査・分析してほしい。	学習障害に係る相談に関しては、「発達障害・同疑い」に分類しています。児童・生徒を支援するためには、総合的な観点から実態把握と支援を検討していく必要があり、在籍学級と連携を図りながら専門家と交えて協議を行い、児童・生徒が抱える課題解決に取り組みます。今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
45	P26 ア. 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数の増加への対応	何よりも実態の把握と新たに小・中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級の設置を早急に進めてほしい。	本計画に基づき、設置に向けて準備を進めていきます。	済
46	P26 ア. 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数の増加への対応	自閉症・情緒障害特別支援学級の新規開設を早急に進めてほしい。	自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童が増加していることから、関係課等と連携し、新たに小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に向けて準備を進めていきます。	済
47	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	言語障害通級指導学級の設置に向けた審議の方向性について、今後の検討になると思うが、LDの児童について、特別支援教室と通級の併用は可能となりますか。	御意見として承り、設置の準備の参考にさせていただきます。	無
48	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	学級担任が変わる毎に難聴児への関わり方についての研修を必須にしてください。	御意見として承り、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
49	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	国分寺の教育相談に聴覚障害がわかる専門家配置してほしい。	教育相談室では、言語相談を受け付けており、言語聴覚士の資格をもった専門家を配置しています。	済
50	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	ことばときこえの教室は、需要がどれくらいあるかをよく検討して、設置していく必要があると思います。	状況やニーズを踏まえ、設置の準備を進めてまいります。	無
51	P27 ア. 教育相談室と学校の連携の充実	「教育相談室に必要なアセスメントや検査を行い、効果的な支援につなげる」の一文を追記してほしい。	現在、教育相談室では必要に応じて検査を実施しています。また、必要に応じて、検査の受けられる民間医療機関等を紹介し、効果的な支援につなげております。本計画としては、課題解決のために「学校との連携」を課題解決のために重要としており、「教育相談室と学校の連携の充実」として記載しています。いただいた御意見は今後の運用の中で参考とさせていただきます。	無
52	P28 取組項目：適切な支援や教育につながる就学相談の充実	就学先を、もっと自由に選べるようにしてほしい。 また、不応を起した場合、年度途中でであっても、就学先の変更などをもっと柔軟にほしい。	P28「イ. 就学相談の機能の充実」にありますように、就学先の変更を含めた支援の在り方を柔軟に見直していきます。	済
53	P28 取組項目：適切な支援や教育につながる就学相談の充実	教育相談室と学校が、対象となる児童について事前に情報共有するなど、連携して就学相談をすすめてほしい。	御意見のとおり、P28「ア. 学校、関係機関、教育相談室の連携の充実」に基づき、今後の運用の中で進めていきます。	済
54	P28 イ. 就学相談の機能の充実	就学時健康診断、就学後において、読み書き計算に関するスクリーニング検査を実施してほしい。	子どもが抱える読み書き計算に係る課題については、就学時健康診断の他、就学後、校内委員会で支援を検討するなど、教育相談室とも連携を図り、適切に対応していきます。	無
55	P28 イ. 就学相談の機能の充実	学校生活支援シートには実施された具体的な支援内容を詳細に記述してほしい。	学校生活支援シートは、指導や支援の成果、児童・生徒の変化、有効であった支援等を保護者と確認し、確実に引き継ぐためのものでもあり、本シートの意義について、研修等において改めて取り上げ、効果的に活用していきます。	済
56	P28 イ. 就学相談の機能の充実	中学校への就学において、小学校での支援・配慮の内容が中学校に実質的に引き継がれるよう小・中学校間で連携・協議を行う仕組みをつくってほしい。	小学校から中学校卒業後まで一貫性のある支援を行うことが重要です。そのため、P23にあるように、学校生活支援シートを活用していきます。活用方法に関しては、教育相談・コーディネート推進委員会と協議し、連携する仕組みを改善していきます。	済
57	P29 ア. 多様性に関わる学習や取組の推進	LGBTQ+を学ぶ機会を増やすのであれば、予算確保をしてほしい。また、繊細な内容であることや、学校現場をよく知る方に講師をお願いしてほしい。	各学校では、これまで多様性を学ぶ機会を設定し、取り組んでいます。本計画ではさらに充実させることを示しており、既に予算確保されている中で実施することを基本とし、具体的な指導方法については各学校が考えています。	済
58	P29 イ. 日本語指導の充実について	記載されている関係課が連携したり、日本語教育推進委員会を作成するなどしたりし、国ごとの指差し意思表示カードを作成してデータ保管してほしい。	御意見として承り、P29「イ. 日本語指導の充実」に基づき、今後の運用の中で参考にさせていただきます。	無
59	P30 (5) 学びの多様化への対応	「教育的ニーズ」を重視するということから、学校につながっていない不登校生徒への聴取の仕組みを整えてほしい。	不登校児童・生徒等への支援は、本計画の上位計画である、第3次国分寺市教育ビジョンの主要施策としても掲げております。不登校の要因は、児童・生徒一人ひとり異なっており、丁寧な対応が必要です。学級担任だけでなく、スクールソーシャルワーカーや不登校対応巡回教員が、家庭を訪問し、児童・生徒及びその保護者と関係性を作る取組を行っており、具体的なニーズを把握するよう努めています。	無
60	P30 取組項目：不登校児童・生徒の教育環境の整備	既存のSSW や不登校巡回教員の配置を前提としつつも、多様な複数の支援者によるチーム型対応支援者の変更・併用が可能な柔軟な中長期的な関わりを前提とした支援設計を位置づけてほしい。	令和5年度から、不登校巡回指導教員を配置しています。また、令和7年度にスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、中学校区の小学校を巡回する仕組みとしました。不登校児童・生徒等への支援は、本計画の上位計画である、第3次国分寺市教育ビジョンの主要施策としても掲げております。今後、これらの取組の充実を図ってまいります。	無

番号	項目	意見概要	回答内容	反映の有無
61	P30 取組項目：不登校児童・生徒の教育環境の整備	給食が登校のきっかけになる児童が一定数いることから、近隣の市のように提供期間を延ばしてほしい。(始業式翌日から提供開始、終業式前日が提供終了)	年間を通した給食の喫食回数は決めており、その回数の中で、開始と終了の次期を学校ごとに設定しています。御意見として承り、今後の参考にさせていただきます。	無
62	P30 ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進	「不登校の要因は様々考えられ、コミュニケーションの苦手さなど個々の特性が関係している場合や周囲の音やにおいの環境の要因が影響している場合、さらに学習障害などにより学習に困難を抱えている場合など、またそれらが複合的に関連している場合」と内容を追記してほしい。	P30のように、不登校の要因は様々考えられ、不登校の要因は複合的に関連していることから、考えられる要因をすべて記載しておりません。	無
63	P30 ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進	学習障害の児童・生徒が不登校になる可能性があることについて理解していただけるよう、保護者、児童生徒、教員に対して予防的な啓発活動を推進してほしい。	P20取組項目「特別支援教育の理解・啓発」に基づいて、いただいた意見を含めて取組を進めてまいります。	済
64	P30 ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進	教育委員会主導による全市統一のオンライン授業システムの構築してほしい。	これまでもオンライン授業の実施は可能な環境にありました。次年度から稼働する次世代教育システムでは、より機能が充実しており、今後、この環境を活用した授業の実施について、各校の個別の実態に応じた対応を研究してまいります。	無
65	P30 ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進	「誰一人取り残さない教育」を実現するためには、学校外の施設で学ぶ子どもたちも特別支援教育の対象として捉え、組織的な連携強化を明記してほしい。	不登校児童・生徒等への支援は、本計画の上位計画である、第3次国分寺市教育ビジョンの主要施策としても掲げており、御意見をいただいた内容も含め、充実に努めてまいります。	無
66	P31 ウ. サポート教室を活用した校内支援センターとしての効果的な運用	不登校傾向にある生徒のためのサポート教室について、「特別支援教室との共用」を解消し、年間を通じて同一の教室で毎日開室できる体制を計画内に明記してほしい。	児童・生徒数が増加傾向であることや35人学級の開始など、各学校において、教室数の確保が課題となっており、実態に応じて適切に対応しているところです。いただいた御意見は、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
67	P31 ウ. サポート教室を活用した校内支援センターとしての効果的な運用	サポート教室の設置場所の選定にあたっては、単に「空いている場所」ではなく、「他の生徒の視線が気にならない動線」や「静穏な環境」など、不登校生徒の特性に配慮した設置基準をガイドラインとして策定してほしい。	サポート教室の運営に関しては、不登校対応担当者連絡会で、先進的に取り組んでいる学校の事例を共有し、各学校の取組に生かせるようにしています。児童・生徒の実態や学校の環境に応じて、柔軟に対応することが重要であることから、ガイドラインで画一的に規定するようなことは考えておりません。	無
68	P31 ウ. サポート教室を活用した校内支援センターとしての効果的な運用	サポート教室の支援員の人員の確保を市で進めてほしい。	サポート教室の支援員は、学校からの推薦、または担当課において、教育関係の人材を募集し、勤務条件が可能な方にサポート教室支援員として勤務いただいております。現在、支援員が不足しているということはありません。今後も適切な人材配置を進めていきます。	無
69	P32 取組：関係諸機関等との連携の強化	学童は教育委員会、放課後デイサービスは福祉課などと分けるのではなく、子育て支援課やこども家庭センターなど、課を超えて協力して取り組んでいただきたいです。	御意見として承り、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
70	P32 ア. スクールソーシャルワーカーの活用推進	スクールソーシャルワーカー(SSW)の活動事例集の作成と公表本計画におけるSSWの活用推進に関連し、「具体的かつ多角的な活動事例集(ケーススタディ)」を作成し、広く公表してほしい。	個別の状況に特化した対応を細やかに実施していきます。そのため、具体的な活動事例集を作成するのではなく、スクールソーシャルワーカーの役割等の周知を進めてまいります。	無
71	P32 ア. スクールソーシャルワーカーの活用推進	スクールソーシャルワーカーを、会計年度職員ではなく、正規の職員としてほしい。	御意見として承り、今後の参考にさせていただきます。	無
72	P33 エ. 医療的ケア児への支援の充実	てんかんのある子どもについては、クラスアシスタントなどの支援員の業務内容になるのか、記載してほしい。	クラスアシスタントの支援の内容は、通常の学級の児童・生徒への介助や支援としており、てんかんのある子どもを含め、困難を抱えている子どもへの支援としています。	済
73	P35 学校生活支援シートの活用	「(3)学期ごとに面談を行う」ではなく、「学期ごとに保護者と連絡をとり、現状を確認したり支援の方向性を確認したりする」に変更してほしい。	学校と保護者が、指導や支援の成果、児童・生徒の変化、有効であった支援等を保護者と確認することは重要であることから、対面での面談を原則としながらも電話等を活用して保護者との確認を学期ごとに確実に実施することを追記します。	有
74	P43 語注一覧	語注一覧には「合理的配慮」の文言があるにもかかわらず、計画書本文中のどこにも「合理的配慮」の記載がないことについて、改めていただきたい。	P5、P36に「合理的配慮」を記載していますが、P23「ウ. デジタルを活用した特別支援教育の充実」に、「合理的配慮」の文言を追記します。	有

令和8年3月17日  
庁議報告資料 No.2  
学 校 指 導 課

# 第5次国分寺市特別支援教育基本計画

## (義務教育時)

令和8年2月26日

国分寺市教育委員会



## はじめに

国分寺市教育委員会は、特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指す教育環境の一層の充実のために、国分寺市における特別支援教育推進の基本的な方向を示すものとして、平成20年5月に「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を策定しました。その後、計画の見直しを図りながら、特別支援教育推進体制の整備と充実を図ってきました。

令和4年2月に策定した第4次計画の計画期間である4年間では、特別支援教育の体制の充実を図るため、小学校知的障害特別支援学級の設置の検討、就学相談の充実等を進めるとともに、特別支援教育の理解に向けた取組の充実にも努めてまいりました。

一方、国においては、令和6年12月に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方」について、中央教育審議会に諮問されました。そこでは特別支援教育の対象となる児童・生徒への支援の充実とともに、多様性を包摂し、一人ひとりの意欲を高め可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題であるとされています。さらに、質の高い特別支援教育をどのように考えるか、今後の検討課題となっています。令和7年9月には、中央教育審議会から次期学習指導要領の策定に向けた論点整理が示され、通級指導学級の在り方についての具体的な検討が始まりました。

また、令和5年4月には「こども基本法」が施行、同年12月には「こども大綱」や「こども未来戦略」が閣議決定されるなど、国や自治体が子どもの立場に立って取り組みを進め、すべての子どもを権利の主体とする体制づくりが着実に進められています。

このような社会情勢の変化を踏まえながら、第4次計画に基づき実施してきた取組をさらに推進・充実していくため、令和7年5月に国分寺市特別支援教育推進委員会を設置しました。国分寺市特別支援教育推進委員会では、5月から10月までの5回にわたり、令和8年度以降の取組について協議し、共生社会の形成、特別支援教育の充実や環境・整備、多様性を尊重する教育の推進等について検討してまいりました。

このたび、その検討結果を基に、「第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を策定し、今後8年間の取組の方向を示しました。これまでの計画を継承しながら、子どもたちが自分自身を大切にするとともに、他者も同じように大切に、一人ひとりが共に生きる共生社会への形成につながる「すべての子どもたちが輝く教育の充実」を目指し、一人ひとりの学びの権利を保障してまいります。

本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見をいただきました委員及び関係の皆様へ深く感謝いたします。また、策定にあたり、子どもからの意見募集を実施しました。計画（案）に意見を寄せてくれた子どもたちに感謝いたします。子どもたちの意見と関連付けて、取組内容を推進してまいります。

今後、国分寺市教育委員会は、小・中学校、関係機関等と連携を深め、本計画に基づき、特別支援教育を推進してまいります。計画のより一層の推進を目指し、保護者及び市民の皆様と協働して取り組んでいけるよう、御理解と御協力をお願いいたします。

令和8年2月

国分寺市教育委員会

# 目次

1	計画名及び計画期間.....	3
2	特別支援教育の理念と国及び東京都の動向.....	4
	■特別支援教育の理念.....	4
	■国及び東京都の動向.....	4
3	共生社会の形成に向けて.....	5
4	国分寺市の目指す学びのまちの姿.....	6
5	国分寺市の特別支援教育の実施状況.....	8
	(1) 市立小・中学校における特別支援学級等の設置状況.....	8
	(2) 義務教育時の支援体制.....	10
6	第4次国分寺市特別支援教育基本計画における成果と課題.....	12
7	令和8年度以降の特別支援教育を推進するために検討した課題.....	16
	●「子どもからの意見募集」 紹介ページ.....	17
8	令和8年度以降の特別支援教育の方向性.....	18
9	第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）の取組項目.....	20
	附属資料.....	34

本文中、用語解説にある用語については、単語の末尾に\*印をつけています。

## 計画名及び計画期間

### (1) 計画名について

前計画の「第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を踏まえ、「第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を本計画名とします。

### (2) 計画の期間について

前計画は、4年間を期間としていましたが、本計画については、以下の理由により、8年間（令和8年間から令和15年間まで）を計画期間とします。

#### 【理由】

「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」は、「国分寺市教育ビジョン」の具体的な施策を定める個別計画という位置付けとなっています。また、「国分寺市教育ビジョン」は、市の最上位計画である「国分寺総合ビジョン」をはじめ、関係計画とも整合性を図りながら推進することが定められています。

以下の表にあるとおり、「国分寺総合ビジョン」と「国分寺市教育ビジョン」の現行の期間は令和14年度までとなっています。両者の次期ビジョンの内容を「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」に適時的に反映させるには、令和15年度までの計画としていくことが妥当と考えました。

また、国分寺市教育ビジョンは、令和10年度に中間評価を実施し、ビジョンの見直しを検討としています。このことから、「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」においても、令和11年度中に計画の中間評価を行い、国分寺市教育ビジョンの内容を反映させながら、見直しを検討します。

計画名	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
国分寺市総合ビジョン	前期実行計画			後期実行計画				次期総合ビジョン		
国分寺市教育ビジョン	第3次教育ビジョン ※令和10年度に中間評価を実施								次期教育ビジョン	
特別支援教育基本計画	第4次計画	第5次計画（案） ※令和11年度に中間評価を実施							次期計画	

## 2 特別支援教育の理念と国及び東京都の動向

### ■特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

平成19年4月1日付19文科初第125号「特別支援教育の推進について(通知)」より

### ■国及び東京都の動向

年	国	東京都
平成16年		・東京都特別支援教育推進計画 第一次実施計画の策定
平成17年	・特別支援教育を推進するための制度の 在り方について(答申)	
平成19年	・特別支援教育の推進について(通知)	・東京都特別支援教育推進計画 第二次実施計画の策定
平成22年	・特別支援教育の本格的実施	・東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画の策定
平成23年	・障害者基本法の一部改正	
平成24年	・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育 システム構築のための特別支援教育の 推進(報告)	
平成26年	・障害者権利条約批准	
平成28年	・障害を理由とする差別の解消の推進に 関する法律の施行	・東京都発達障害教育推進計画の策定
平成29年	・発達障害者支援法の一部改正	
平成30年	・ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の 策定	・東京都特別支援教育推進計画(第二期) 第一次実施計画の策定
平成31年	・学校における交流及び共同学習の推進に ついて(報告)	
令和4年	・学校における医療的ケアの今後の対応に ついて(通知)	・東京都教育ビジョン(第四次)の策定
令和5年	・特別支援教育を担う教師の養成のあり方 等に関する検討会議(報告)	・東京都手話言語条例施行 ・東京2025デフリンピック大会開催決定
令和6年	・国際連合の障害者権利委員会における日 本政府報告に関する総括所見	
令和7年	・通常級の学級に在籍する障害のある児童生 徒への支援の在り方に関する検討会議 (報告)	
令和7年	初等中等教育における教育課程の基準等 の在り方について(諮問)	・東京都教育ビジョン(第五次)の策定
令和7年	教育課程企画特別部会 論点整理(公表)	

### 3 共生社会の形成に向けて

#### <インクルーシブ教育について>

「共生社会」は、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、インクルーシブ教育は、人間の多様性の尊重、障害者の社会参加を可能にするという目的のもと、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みです。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる、柔軟な仕組みを整備することが重要です。

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて必要不可欠なものです。特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、良い効果をもたらすことができるものと考えられます。

- ① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等と連携し、社会全体の機能を活用して、教育の充実を図ること
- ② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々との交流を通して、地域での生活基盤を形成するよう配慮すること
- ③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、社会の構成員としての基礎を作ること

次代を担う子どもに対し、これらのことを率先して進めていくことは、共生社会の構築につながるものと考えます。それぞれの子どもが、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるよう、環境整備を図ります。

(H24.7.23 中央教育審議会 初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」より抜粋

すべての人が自分らしく、また、健康に暮らせるまちをつくるためには、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、国籍や性別を超えて、お互いを尊重し、一人一人の個性を認め合うことが重要です。国分寺に暮らす人たちが様々な価値観に触れることで、人もまちも更に輝いていきます。

国分寺市では、共生社会の実現に向けて、人と人がつながり互いに支え合い、みんなが自分らしくいきいきと暮らせるまちを目指しています。

そのため、令和7年3月に策定した「国分寺市総合ビジョン」に基づき、「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」の理念の下、多様性の尊重と相互理解を促進し、すべての人が生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、「共生社会」を推進しています。具体的な取組の一つが、「障害のある人の社会参加を妨げる偏見や差別の解消」です。誰もが住み慣れた地域で、自分らしく暮らす地域共生社会の実現のため、お互いに支え合う地域づくりが必要です。障害や障害のある人についての正しい理解の促進と、社会における障害への認識の向上が求められています。

誰もが、お互いを尊重し、支え合いながら、住み慣れた地域の中で自分らしくいきいきと暮らしていくことができるよう、障害を理由とする差別の解消の推進や障害のある人への合理的配慮\*の提供について普及啓発に努めています。

7つの施策と、25 の取組方針に基づき、「みんなが自分らしくいきいきと暮らせるまち」の実現に取り組んでいます。

<第2次国分寺市総合ビジョンより>

## 4 国分寺市の目指す学びのまちの姿

### 目指す学びのまちの姿

『誰もが幸せな未来を描くまち、  
人と人がつながるまち、  
学びが循環するまち 国分寺』

### 「目指す学びのまちの姿」を実現するための方向性

方向性Ⅱ すべての子どもたちが輝く教育の充実

Ⅱ―Ⅰ すべての子どもたちを大切にす教育を進めます

- 教育のどの場においても、子ども一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実が図られています。
- 特別支援教室運営マニュアルが徹底され、子ども及び学校の実態にあった運営が図られています。
- SSW\*が中学校区を巡回し、子ども及び保護者が抱える課題の解決に向けて、学校と関係機関をつなぐなど、連携強化が図られています。
- 教育委員会は関係機関と連携し、多様な支援を整え、不登校の子どもは自身に合った学びを選択して学習に取り組んでいます。

第3次国分寺市教育ビジョン(令和7年2月国分寺市教育委員会)より

2、3の内容を踏まえ、国分寺市教育委員会では、「第3次国分寺市教育ビジョン」の施策の方向性Ⅱに、「すべての子どもたちが輝く教育の充実」を位置付けました。

子どもたちは、集団の中で生活し、他者と関わり合うことで、様々な障害、言語などの壁を乗り越えて、共に学ぶことが当たり前であることを理解します。他者と関わり合う環境の中で、自分とは異なることに気付き、まず自分自身を理解します。それぞれが様々な特性や背景があることを前提として、相互に理解を深め、すべての人を大切にすることを意識が醸成され、共に成長していきます。

子どもたちが抱える課題は様々ですが、個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、性的指向、国籍及び障害などに関わらず、また、不登校や家庭の状況など多様な背景をもつすべての子どもが、適切な場を選択して学ぶことができるようにしていくことが大切です。国分寺市は、子どもが居住する学区域の学校に行くことを基本としており、その方針は、市内すべての子どもに当てはまります。そのため、市内すべての小・中学校で子どもが抱える課題を解決できるよう、教員は研修に努めるとともに、教育委員会では学校と連携して、子どもの学びの環境を整えています。

しかしながら、子どもが抱える課題を解決するには、学区域の学校の学びの環境だけでは解決することが難しいことがあります。

例えば、子どもと保護者は、子どもの就学時等の実態に応じて、都立特別支援学校\*や特別支援学級を設置している学校への進学を選択することができます。子どもの9年間の義務教育での成長と、義務教育後の進学・就労等の将来を考えたとき、子どもにとって適切な学びの場を選択することは大変重要です。

子ども本人やその保護者の意思を尊重した上で学びの場を選択し、子どもたちが地域社会の中で共生していくために、副籍制度や交流及び共同学習などの既存の制度の充実が求められています。また、教員だけで支援するのではなく、様々な機関と連携し、子どもが必要とする支援を提供できる専門家と一緒に支援方針を協議していくことが大切です。すべての子どもたちが地域で学び、共に育つことが当たり前であるとの認識のもと、インクルーシブ教育の視点に基づいた共生社会への実現に向けた教育を実践するなど、これまでの知見を活かして、充実を図っていく必要があります。

このような背景から、すべての子どもが自分にあつた場所で仲間として一緒に学び、自分たちのことを自分たちで決め、年齢、性別、国籍、障害などに関わらず、他者と自分との違いにより目に見えない壁をつくることなく、他人との比較で優劣をつけるのではなく、誰もが自分らしく学校生活を送ることのできる教育を実現することが重要です。子ども一人ひとりのニーズに応じた質の高い教育を行うため、子どもたち一人ひとりの理解や学習の進度に応じた学びが提供され、誰一人として取り残さない学校教育を展開し、子どもたちの可能性を引き出す教育環境づくりを進めます。

教員や学校に関係する大人も、子どもの自主性を育み、成長を支える立場として適切な支援と教育に取り組んでいきます。そのために、教育委員会と学校は、すべての差別を取り除き、自分が住む地域社会の中で子どもたち一人ひとりに応じた学びによって、子どもたちの可能性を伸ばすことができるよう体制づくりや環境整備を進めていきます。そして、本市の教育を常に発展させていき、子どもたちが自分自身を大切にするとともに、他者も同じように大切に、一人ひとりが共に生きる共生社会への形成につながる「すべての子どもたちが輝く教育の充実」を目指して、一人ひとりの学びの権利を保障していきます。

## 5 国分寺市の特別支援教育の実施状況

### (1) 市立小・中学校における特別支援学級等の設置状況

国分寺市では、第1次から第4次の国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）に基づき、特別支援教室や特別支援学級の設置を進めてきました。下の表は、令和6年度における市立小・中学校特別支援学級及び特別支援教室、サポート教室の設置状況を示したものです。

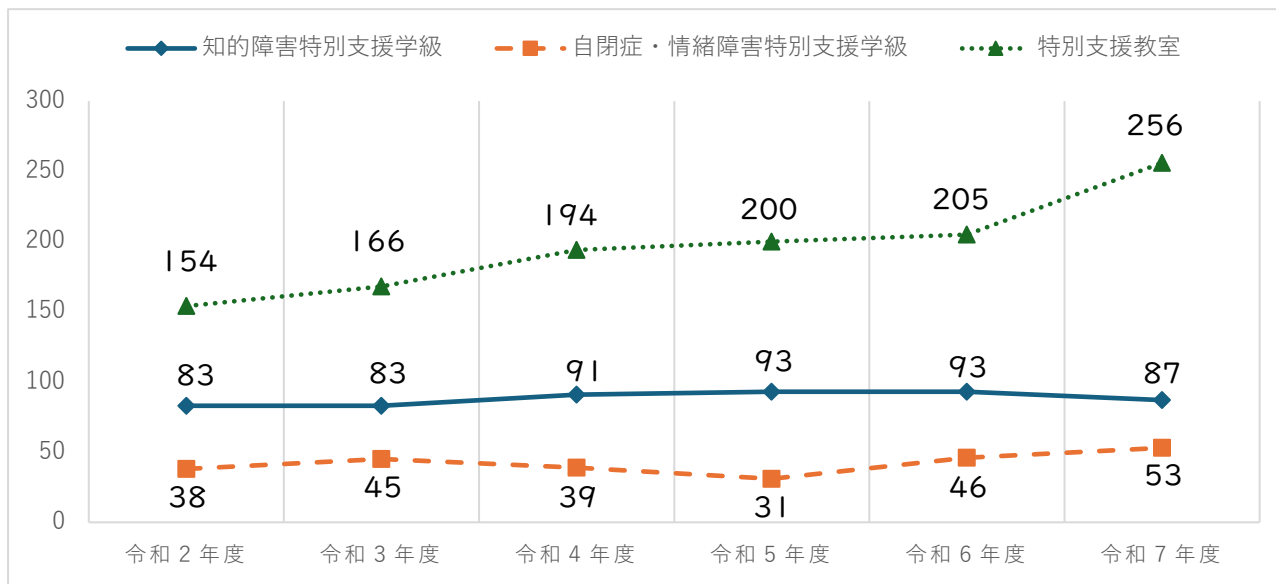
【市立小・中学校における特別支援学級等の設置状況（表中の年度は設置年度）】

	知的障害 特別支援学級	自閉症・情緒障害 特別支援学級	特別支援教室	サポート教室
第一小学校			平成30年度	拠点校
第二小学校	昭和 63 年度			巡回校
第三小学校				巡回校
第四小学校	昭和 33 年度	昭和 53 年度		巡回校
第五小学校				拠点校
第六小学校				巡回校
第七小学校	昭和 55 年度			拠点校
第八小学校				拠点校
第九小学校				巡回校
第十小学校				巡回校
第一中学校			令和3年度	巡回校
第二中学校	昭和 33 年度	平成 27 年度		巡回校
第三中学校	平成 23 年度			巡回校
第四中学校				巡回校
第五中学校				拠点校

下のグラフは、令和2年度から令和7年度までの国分寺市における特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移について示したものです。

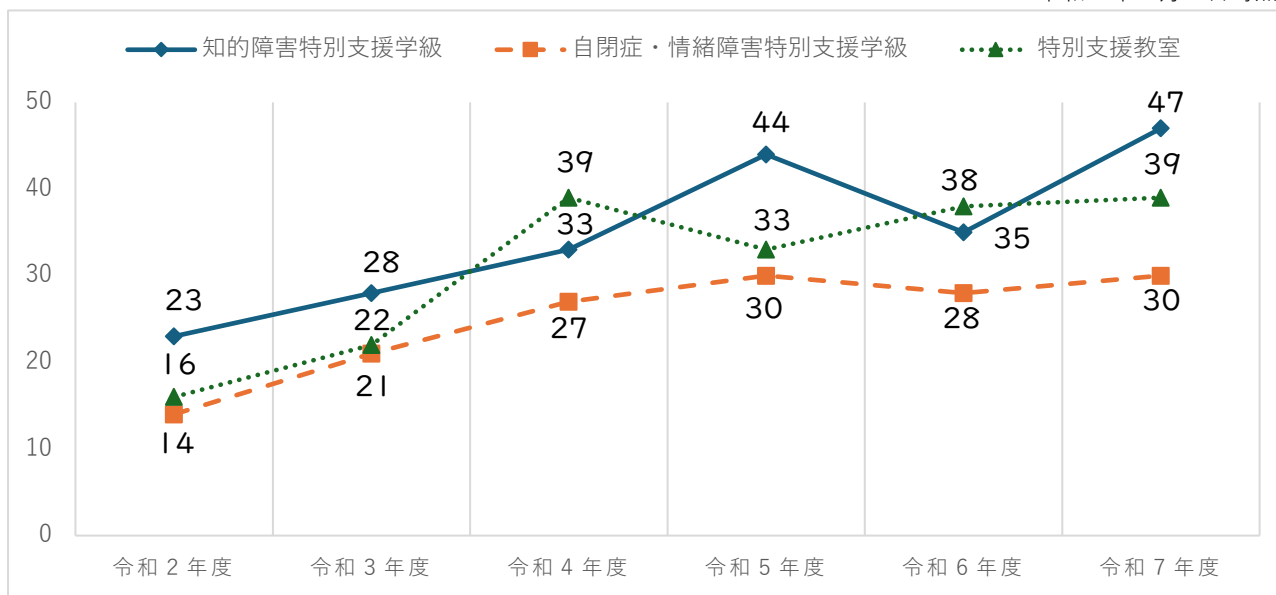
■特別支援学級及び特別支援教室に在籍及び通室する児童数（小学校）

令和7年5月1日時点



■特別支援学級及び特別支援教室に在籍及び通室する生徒数（中学校）

令和7年5月1日時点

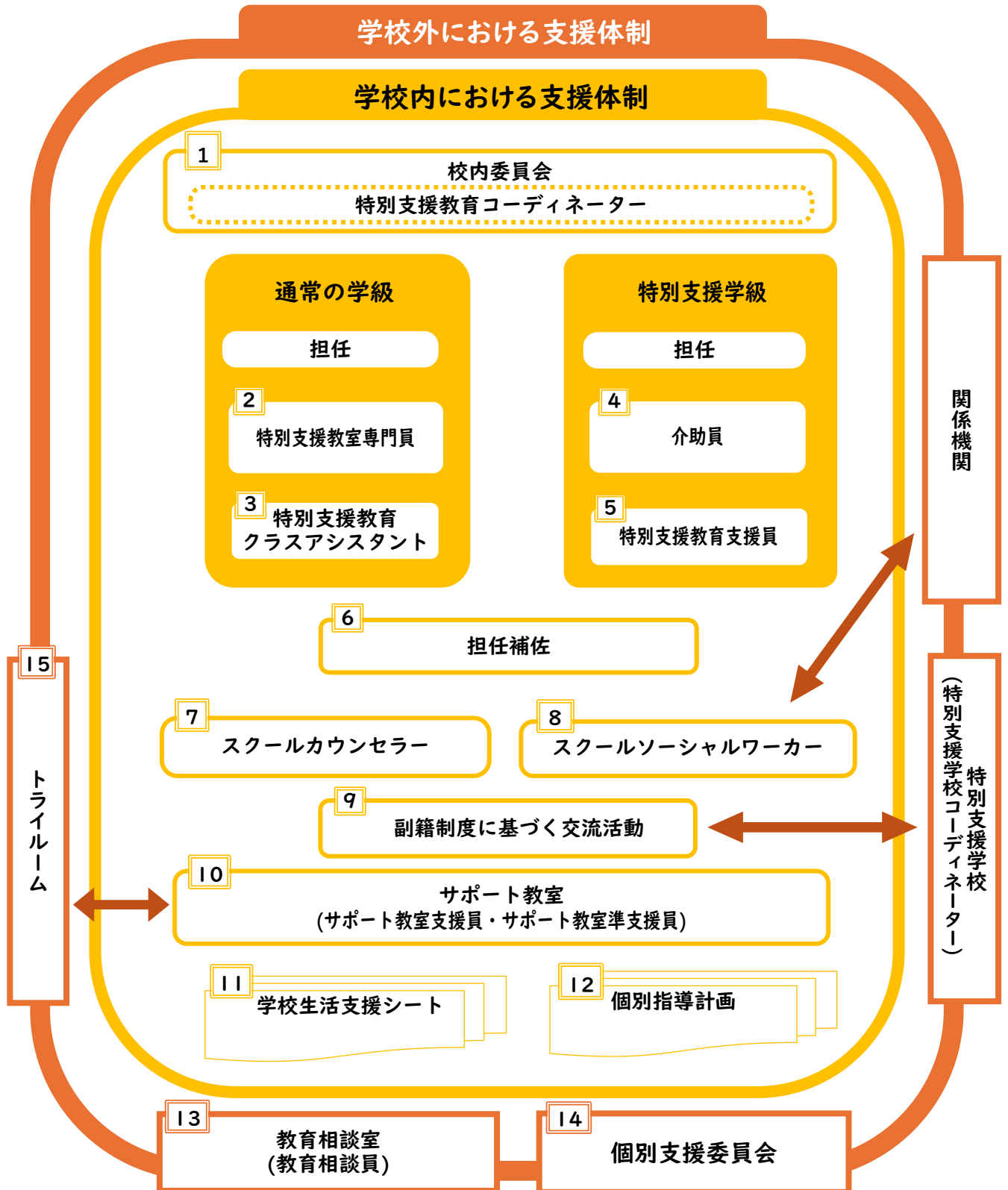


小学校においては、知的障害特別支援学級において、例年90名前後を推移している状況にあります。自閉症・情緒障害支援学級においては、令和2年度から令和7年度にかけて増加傾向にあります。特別支援教室においても、令和2年度から令和7年度にかけて増加傾向にあります。

中学校においては、令和2年度から令和7年度にかけて、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、特別支援教室の3つとも、増加傾向にあります。

## (2) 義務教育時の支援体制

国分寺市では、第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）を基に、サポート教室支援員やスクールソーシャルワーカーの配置、さらには、個別支援委員会や校内委員会の設置等をとおして、下の図に示す体制で、特別支援教育を推進してきました。また、次ページの表は、本市における特別支援教育の支援内容についてまとめたものです。



【本市における特別支援教育の支援内容】

	支 援	内 容
1	校内委員会 (特別支援教育 コーディネーター)	各学校で指名された特別支援教育コーディネーターが中心となって、市内全小・中学校で、月1回の割合で開催し、特別な支援が必要な児童・生徒への支援の方針について検討している。 特別支援教育コーディネーターは、障害のある児童・生徒の発達や障害全般に関する知識を持ち、保護者や関係機関等との連絡調整役を担当する教職員である。
2	特別支援教室専門員	通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒を対象として、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導している。特別支援教室には、教材の作成等を担う特別支援教室専門員が配置されている。
3	特別支援教育 クラスアシスタント	通常の学級において、障害等のある児童・生徒の介助や支援を行い、学校生活への適応を促し、学級運営の充実を図るため、必要に応じて当該の学級を対象として配置している。
4	介助員	校長の指導のもと、固定学級において、対象児童・生徒の障害の程度に応じた身の介助を行っている。
5	特別支援教育 支援員	学校教育法施行令第22条の3に該当し、特別支援学校への就学が適当であると判定されたものの、総合的な判断により小・中学校へ就学した児童・生徒の日常生活上の介助又は学習上の援助を行う。
6	担任補佐	きめ細かな対応が必要な、小学校の低学年において、学級担任を補佐し、児童の学校生活をサポートする。
7	スクールカウンセラー	臨床心理士や公認心理師等の資格を有し、教職員と連携しながら、子ども・保護者の抱える問題の解決を支援する心理の専門性の高い者。東京都教育委員会から、小・中学校に原則週1日配置され、児童・生徒や保護者及び教員の相談に応じている。
8	スクールソーシャルワーカー	社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有し、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者。教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技能を有し、子どもが抱える課題に対して、関係機関等へつないで解決を図るなど、子どもの置かれた環境を整えるよう取り組んでいる。
9	副籍制度に基づく 交流活動	都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のこと。
10	サポート教室 (サポート教室支援員) (サポート教室準支援員)	通常の学級の児童・生徒への教科指導の補充の役割と、学校に通いづらい児童・生徒の居場所の役割として、市内全小・中学校に設置している。サポート教室には、教員免許を有するサポート教室支援員あるいはサポート教室準支援員を配置している。
11	学校生活支援 シート	障害のある児童・生徒について、各学校が長期的な視点に立って「学校生活支援シート」を作成している。作成に当たっては、関係機関と連携しつつ、保護者の参画や意見を反映し、その了解のもと作成している。
12	個別指導計画	児童・生徒の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んで作成している。学校生活支援シートに基づき、各学校できめ細かく計画している。
13	教育相談室 (教育相談員)	教育相談室の教育相談員は、定期的に各学校の巡回相談を行っている。また、個別支援委員会の運営も担っており、保護者と相談しながら、発達検査も踏まえて固定学級及び特別支援教室への入・退級(室)に関わっている。
14	個別支援委員会	障害がある児童・生徒への適切な支援及び就学について検討し、特別支援学級や特別支援教室への入退級(室)の判定を行っている。
15	トライルーム (教育支援センター)	学校に通いづらい児童・生徒に対して、外出の機会や学習機会、人とのふれあいの機会を提供し、温かい雰囲気の中で社会性や自立心を養うとともに、集団生活への適応力を高め、学校復帰や社会的自立等を目指している。

## 6 第4次国分寺市特別支援教育基本計画における成果と課題

項目	内容	主な達成状況
(1) 特別支援教育体制の充実 ① 特別支援教育の充実	ア. 通常の学級における指導・支援の充実	全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業、いわゆるユニバーサルデザインを意識した指導・支援に係る研修会を開催した。
	イ. 特別支援学級及び特別支援教室における指導・支援の充実	特別支援学級連絡会を開催し、特別支援学級教員と巡回指導教員が出席し、指導方法や教材の活用等について、共有を図った。
	ウ. 学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用	小・中学校全校で、特別な支援が必要な全児童・生徒の学校生活支援シートを作成した。
	エ. ICTの効果的な活用の推進	児童・生徒の実態に応じて、GIGA端末を活用し、指導・支援の充実を図った。
	オ. 特別支援教室の運営方法の充実	令和3年に作成した「特別支援教室運営マニュアル改訂版」の見直しを行い、充実を図った。
	カ. サポート教室の運営方法の充実	サポート教室支援員の配置時数を増やし、開室曜日、開室時間を小・中学校ともに拡充した。
② 特別支援教育に関する環境整備の推進	ア. 特別支援学級の環境の充実	令和5年度に小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会を設置し、報告書をまとめた。
	イ. 特別支援教育に関わる支援の充実	特別支援教育支援員やエデュケーションアシスタントを配置し、支援の充実を図った。
(2) 特別支援教育の理解推進 ① 特別支援教育の理解啓発の充実	ア. 障害者理解の取組の充実	各学校において、各教科等で障害者理解に関する授業を行ったり、講師を招聘して校内研修を実施したり、教職員の理解を深めるなど、取組を進めた。
	イ. 交流及び共同学習の推進	特別支援学級設置校において、交流及び共同学習を、児童・生徒の実態に応じて工夫して実施した。

### 学校アンケートからの成果と課題

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の学級の教員が巡回指導教員から、具体的な指導内容、方法に関する助言が得られた。</li> <li>・板書のめあてと学習内容のまとめの色、教室に置く物や掲示物の位置を校内で確認するなど、ユニバーサルデザインの取組ができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学入学時に情報が十分でなく、校内委員会での支援の検討に遅れてしまうことがある。校種間の連携をより深めていくことが必要である。</li> <li>・学年、学級により教室環境の整え方や配慮の仕方に違いがあるため、どの生徒にとっても授業に取り組みやすい環境整備を行うことが重要である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの実態把握や指導計画の作成を担当と保護者で面談等を行うことで、指導・支援の充実を図ることができた。</li> <li>・市内の研修会に積極的に参加し、子どもの実態に応じた指導方法や教材等について学んだことを指導に生かすことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別指導の活動で、ねらいを明確化し、子どもに課題意識をもたせることが必要である。</li> <li>・少人数での巡回、利用者数の増加等により、より効果的な指導方法や教材開発等の時間の確保が難しい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活支援シートや個別支援計画を作成した児童については、年度末に指導の効果をきちんと評価し、次の指導に結び付けることができた。</li> <li>・子どもと保護者と面談を行う中で、両者の思いを受け止め、学校生活支援シート及び個別指導計画を作成し、生徒指導の基礎資料となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成時より子どもの成長は早いので、その都度、情報の更新が必要になる。</li> <li>・通常の学級に在籍する困難さを抱える子どもへの学校生活支援シート等の作成が中々進んでいない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を聞くだけでは理解が難しい子どもに対し、プロジェクターや大型テレビを活用することで視覚的に分かるよう支援ができた。</li> <li>・書字困難生徒は積極的にタブレットのカメラ機能を活用している。また、電卓やカメラ機能の活用について生徒同士の理解を得られるようにしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識字や書字に課題のある子どもへの支援に、GIGA端末をより活用していくことが必要である。</li> <li>・子ども一人ひとりの障害の状況を把握し、個別最適な活用方法ができるルールの設定や環境整備が課題である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特別支援教室運営マニュアル」を活用し、スムーズな流れて運営できている。</li> <li>・巡回型の指導が定着し、子どもへの効果的な指導が行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入退室等の基準を保護者、生徒、教職員にしっかり理解してもらうことが課題である。</li> <li>・特別支援教室を利用することで、成果が上がるであろう子どもを利用につなげることが必要である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポート教室支援員が一人ひとりの子どもに寄り添って細やかに丁寧な学習支援を行うことで、子どもの基礎学力の向上につながった。</li> <li>・教室への復帰などサポート教室の充実が成果として現れている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の増加もあり、支援員が対応できる時間の確保、また支援員の人材の確保が必要である。</li> <li>・利用者増に伴い多様な対応が求められるようになってきた。そのため、支援員の研修や環境の整備が重要である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模改修により、特別支援学級の教室環境がかなり整えられた。</li> <li>・子どもが増加傾向にあり、教室の確保は必要不可欠である。そのような中、教室の分割工事などを実施し、環境整備が行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの人数が増え、1教室を2学年で工夫して使用しているが、指示が交差する場面が生じている。</li> <li>・自閉症・情緒障害特別支援学級については、少人数の指導が必要な場面が多く、現在は人数が多い。現状では、市内2校程度が必要である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の体制を教育委員会が構築している。</li> <li>・特別支援教育支援員の配置が行われ、人的な支援として大変効果的であった。</li> <li>・一人ひとりに応じた支援のために、様々な立場の人材が配置されていることはよかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の効果的な活用方法の共有、介助員等への研修が必要である。</li> <li>・支援を必要とする子どもが増えていること、支援の内容が多様化していることから、人材の確保が必要である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1～3年生では、巡回指導教員と担任が、4～6年生では、それぞれの学年の実態に応じて道徳や総合で多様性理解教育を実施している。</li> <li>・年度初めに教職員に向けての理解教育を行うことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者理解の体験授業を教育活動の中でさらに展開していく必要がある。</li> <li>・障害者理解は、コミュニティ・スクールの取組としても推進していくことが重要である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事に関しては、運動会や学習発表会で、特別支援学級に在籍している児童は全員、通常の学級の交流学級に入って実施した。</li> <li>・様々な場面で交流及び共同学習を行えたことで、多くの子どもが当たり前としてとらえている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの実態に合わせて、教科交流を増やしていくことが課題である。</li> <li>・通常の学級と特別支援学級間の教員の連携を密にする必要がある。</li> </ul>

項目	内容	主な達成状況
	ウ. 副籍制度に関する理解啓発の推進	副籍制度の利用を希望する全ての児童・生徒が、間接的な交流または直接的な交流を実施できた。
	エ. 特別支援教育に関する研修の充実	年4回以上、市主催の特別支援教育に関する研修会を開催し、教員の資質・能力の向上に努めた。
	オ. 教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会の充実	特別支援教育の一貫した取組を進めるために、年5回、担当者が集まり、情報の共有や課題の検討を行った。
	カ. 保護者や地域住民への理解啓発の推進	市ホームページに、特別支援教育に係る資料を掲載し、市の取組や就学相談の情報発信の充実を図った。
②就学相談の充実	ア. 就学相談に関するシステムの見直し	就学相談の申込期限を早め、保護者がゆとりをもって相談することができるよう工夫した。
(3) 教育相談体制の強化 ① 教育相談活動の充実	ア. 教育相談室と学校の連携の充実	教育相談室が、学校での様子を聞き取るとともに、教育相談室からも相談の状況を情報共有し、支援に生かした。
② 不登校児童・生徒等への支援の推進	ア. 不登校児童・生徒等への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進	令和6年度に、3D空間のバーチャル・トライルームを開設し、支援の充実を図った。
	イ. トライルームの充実	生徒本人の思いを受け止めながら、学校と連携して進路指導を行い、3月末に通室生徒全員の進路を決定することができた。
③ 関係機関等との連携強化	ア. 福祉等との連携の強化	関係課と連携し、就学支援シートを市ホームページに掲載し、就学前から小学校入学への引継ぎの充実を図った。
	イ. スクールソーシャルワーカー※の活用の推進 ※「SSW」とする	令和7年度から5人のSSWを中学校に配置し、原則中学校区の学校を担当して機動的に巡回できるようにした。

学校アンケートからの成果と課題

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・副籍制度を活用して、直接交流を実施している学年の子どもは副籍制度の理解が進んだ。</li> <li>・校内研修で、副籍交流の流れや実践例を共有した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童が地域で暮らしていくには、更なる理解啓発が必要である。</li> <li>・交流を実施するための打ち合わせの時間の確保が難しい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年に2回、講師を招聘し、保護者、教員向けに研修会を開催した。</li> <li>・担当の教員は、特別支援教育に関する様々な研修に参加し、専門性を高めることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間的な制約があるので、日常的に校内での OJT が行われるのが望ましい。</li> <li>・専門性のある教員が校内研修等を開き、支援の仕方について指導する必要がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談・特別支援教育コーディネーター推進委員会の委員は教育相談等に対する理解が深まった。</li> <li>・委員会を通して、各学校の取り組みや制度の在り方について確認し、理解を深めることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ市内であっても、特別支援教育コーディネーターの業務内容等が異なり、全体的な質の向上が必要である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年1回保護者学習会を企画し、講師を招聘し、講演会を開催した。</li> <li>・ブログや学校だより、学校公開における理解教育の実施等を通じて、情報の発信を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教室利用では「原則1年間」の意味を6年間で1年間しか利用できないと捉えているケースがあったので、正確な情報を伝える必要がある。</li> <li>・特別支援教育の推進について、発信の機会を増やし、理解を進めていくことが重要である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援委員会での審議がスムーズに行われるようになった。</li> <li>・個別支援委員会の柔軟な対応により、スムーズな支援につながっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の特別支援教育や発達障害への理解が進んでいくことを含め、変化に対応できるようにシステムを適宜改善していく必要がある。</li> <li>・相談件数が増加傾向にある中、スムーズな審議になるよう、校内での正確な実態把握等が課題である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職を中心に教育相談室の方々と連絡を取り合えた。</li> <li>・スクールソーシャルワーカーを交え家庭との連携についても話し合い、教育相談室としての見解も共有することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用した情報共有の方法は、より一層進めていくことが必要である。</li> <li>・学校から気軽に相談できる連携体制の構築が重要である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月、校内委員会で不登校児童の状況確認と支援方針を確認した。定期的に管理職面談や教育支援コーディネーター同席の面談を実施し、保護者と連携しながら支援にあたることができた。</li> <li>・集団の中での学習が苦手な生徒や学習についていけない生徒への対応として、サポート教室の充実を図ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校の子どものための支援として、サポート教室を活用する方法を研究することが必要である。</li> <li>・発達障害が起因である不登校傾向児童について、特別支援教室の体験が可能になったが、「発達障害が起因である」の判断基準を設けるとよい。</li> <li>・支援が必要な子どものケース会議を継続的に行い、よりよい支援方法を協議していくことが重要である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・トライルーム「ほんだ」の設置やバーチャル・トライルームの運用が進み、支援が充実した。</li> <li>・トライルームの連絡会の実施により、校内委員会で情報共有することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の送迎が必要なことなど、利用するまでに保護者にとってハードルが高いので運用方法を改善する必要がある。</li> <li>・不登校児の居場所の充実が求められる。自学自習が難しい低学年への支援が必要である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども家庭支援センターとは、副校長を通して円滑な連携を図ることができている。</li> <li>・病院や福祉機関とケース会議を開き、子どもにとって学びの環境が充実したケースがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達支援センター以外の関係機関との連携がまだ十分ではない。</li> <li>・関係機関との連携で、定期的な情報共有を行うことができなかったため、改善する必要がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・来校する頻度が増え、校内の状況の共有がしやすくなった。</li> <li>・SSWが関わった対応件数が増え、教員にも保護者にも理解が広がりつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者のSSWへの理解が不十分なところがある。</li> <li>・家庭の問題はその生徒だけの問題に留まらず、小学校在籍の兄弟等の課題にも繋がるため、小中の連携や情報共有が課題である。</li> </ul>

## 7 令和8年度以降の特別支援教育を推進するために検討した課題

国分寺市特別支援教育推進委員会では、本計画の上位計画にあたる「第3次国分寺市教育ビジョン」との整合性を図りながら、以下のスケジュールで検討を進めてきました。

回	協議内容
第1回 (5/30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画名及び計画の期間について</li> <li>○第4次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)の成果と課題について</li> </ul>
第2回 (6/27)	<p>【国分寺市の目指す学びのまちの姿について】 【令和8年度以降の特別支援教育の方向性の検討】 【検討事項1】(1)特別支援教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育の理解・啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 障害者理解の取組の充実</li> <li>イ. 交流及び共同学習の推進</li> <li>ウ. 副籍制度に関する理解啓発の推進</li> <li>エ. 特別支援教育に関する研修の充実</li> <li>オ. 教育相談・特別支援教育コーディネイト推進委員会の充実</li> <li>カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進</li> </ul> </li> <li>○指導・支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 通常の学級における指導・支援の充実</li> <li>イ. 学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用</li> <li>ウ. デジタルを活用した特別支援教育の充実</li> <li>エ. 特別支援教室の円滑な運営</li> <li>オ. サポート教室の運営方法の充実</li> <li>カ. 特別支援学級及び特別支援教室における指導・支援の充実</li> </ul> </li> </ul>
第3回 (8/1)	<p>【検討事項2】(2)特別支援教育に関する環境整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ユニバーサルデザインの視点に基づいた学習環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. ユニバーサルデザインの視点に基づいた指導の工夫</li> <li>イ. ユニバーサルデザインの視点に基づいた教室環境の工夫</li> <li>ウ. 支援員等の効果的な活用</li> </ul> </li> <li>○知的障害特別支援学級(小学校)の新設 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 報告書に基づいた知的障害特別支援学級(小学校)の設置</li> </ul> </li> <li>○特別な支援を必要とする児童・生徒の学びの場の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数の増加への対応</li> <li>イ. ことばや聴こえの相談の充実</li> </ul> </li> </ul> <p>【検討事項3】(3)教育相談、就学相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校や関係機関と連携した教育相談の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 教育相談室と学校の連携の充実</li> <li>イ. 課題解決に向けた取組</li> </ul> </li> <li>○適切な支援や教育につながる就学相談の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 学校、関係機関、教育相談室の連携の充実</li> <li>イ. 就学相談の機能の充実</li> </ul> </li> </ul>
第4回 (9/26)	<p>【検討事項4】(4)多様性を尊重する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多様性を認め合う学びの機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 多様性に関わる学習や取組の実施</li> <li>イ. 日本語指導の充実</li> </ul> </li> </ul> <p>【検討事項5】(5)学びの多様化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不登校児童・生徒の教育環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進</li> <li>イ. トライルームの充実</li> <li>ウ. サポート教室を活用した校内支援センターとしての効果的な運用</li> </ul> </li> </ul> <p>【検討事項6】(6)関係機関等との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関等との連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. ケース会議等の充実</li> <li>イ. 福祉等との連携</li> <li>ウ. スクールソーシャルワーカーの活用の推進</li> <li>エ. 医療的ケア児への支援の充実</li> </ul> </li> </ul>
第5回 (10/27)	<p>【検討のまとめ】 【子どもからの意見募集】</p>

## 「子どもからの意見募集」 紹介ページ

令和5年4月に施行された「こども基本法」を踏まえ、子どものニーズをよりの確に捉えるとともに、子どもの意見と計画を関連させ、実効性のあるものとする、そして、子どもにとって、自らの意見が十分に聴かれ、社会に何らかの影響を与えたり、変化をもたらしたりする体験を通して、社会の一員としての主体性を高めることを目的として、「子どもからの意見募集」を実施しました。

寄せられた子どもからのいくつかの意見を、本計画で紹介しています。

### 概要

令和7年12月に、次の二つの方法で実施

- 市立小・中学校の知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍するすべての児童・生徒を対象に、教育委員会事務局職員によるヒアリング調査を実施
- 通常の学級に在籍する小学6年生及び中学3年生を対象に、GIGA 端末によるアンケート調査を実施（※各学校2学級を抽出）



みなでどのような学校にしたいですか。



他の学級と気安く関わ  
れる学校にしたいです。

特別支援学級在籍児童

たとえ性別や国籍などが  
違っていても、助けあい、支  
えあって平等に教育を受け  
られる学校にしたい。

通常の学級在籍児童

通常の学級と特別支援  
学級が違うとか、差別やい  
じめがない学校にしたい  
です。

特別支援学級在籍生徒

特別支援学級に対して、  
特別扱いされてほしくな  
い気持ちがあります。

特別支援学級在籍生徒

互いの違いを認め合える  
ような、共生社会が実現で  
きている学校にしたい。

通常の学級在籍生徒

みんなで明るく楽しく  
過ごせるようにしたいで  
す。

特別支援学級在籍児童

障害のある人や、その親御  
さん、障害のある人をサポ  
ートしている人(特別支援学級や  
武蔵台学園の先生方なども含  
めて)全員が笑えるような学校  
生活をつくりたい。

通常の学級在籍児童



学年を越えて協力し、学  
校の学習・イベントに全力  
で取り組み、困っている人  
がいたら当たり前のように  
支え合う笑顔の絶えない学  
校にしたい。

通常の学級在籍生徒

## 8 令和8年度以降の特別支援教育の方向性

国分寺市特別支援教育推進委員会で検討された内容を踏まえ、令和8年度以降の方向性を構造化しました。個々の項目について、次項「9 第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」以降で示します。

### 一人ひとりに応じたきめ細かな対応の充実

#### (1) 特別支援教育の充実

取組項目	特別支援教育の理解・啓発
取組内容	学校だよりやブログで、特別支援教育に関する学校の取組を紹介するなど、積極的に発信するとともに、教員研修を開催するなど、教員・子ども・保護者・地域に向け、引き続き理解・啓発を図ります。
具体的な取組	ア. 障害者理解の取組の充実 イ. 交流及び共同学習の推進 ウ. 副籍制度に関する理解啓発の推進 エ. 特別支援教育に関する研修の充実 オ. 教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会の充実 カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進
取組項目	指導・支援の充実
取組内容	学校は、定期的に校内委員会を実施し、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に捉えながら、指導・支援の充実を図ります。
具体的な取組	ア. 通常の学級における指導・支援の充実 イ. 学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用 ウ. デジタルを活用した特別支援教育の充実 エ. 特別支援教室の円滑な運営 オ. サポート教室の運営方法の充実 カ. 特別支援学級及び特別支援教室における指導・支援の充実

#### (2) 特別支援教育に関する環境整備の推進

取組項目	ユニバーサルデザインの視点に基づいた学習環境の整備
取組内容	すべての子どもが集中して学習できる、ユニバーサルデザインの視点に基づいた学習環境を整備していきます。
具体的な取組	ア. ユニバーサルデザインの視点に基づいた指導の工夫 イ. ユニバーサルデザインの視点に基づいた教室環境の工夫 ウ. 支援員等の効果的な活用
取組項目	知的障害特別支援学級（小学校）の新設
取組内容	検討委員会の報告書に基づき、児童数の動向を注視して、学級の設置を推進していきます。
具体的な取組	ア. 報告書に基づいた知的障害特別支援学級（小学校）の設置
取組項目	特別な支援を必要とする児童・生徒の学びの場の確保
取組内容	特別な支援を必要とする子ども一人ひとりに、適切な支援や教育の場を提供します。
具体的な取組	ア. 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数の増加への対応 イ. ことばや聴こえの相談の充実

### (3) 教育相談、就学相談の充実

取組項目	学校や関係機関と連携した教育相談の充実
取組内容	学校や関係機関と連携し、相談者に寄り添い、課題の解決に向けて、引き続き取り組みます。
具体的な取組	ア. 教育相談室と学校の連携の充実 イ. 課題解決に向けた取組
取組項目	適切な支援や教育につながる就学相談の充実
取組内容	特別な支援を必要とする子ども一人ひとりに、適切な支援や教育が提供されるよう、学校、関係機関と連携して、引き続き丁寧な就学相談を行っていきます。
具体的な取組	ア. 学校、関係機関、教育相談室の連携の充実 イ. 就学相談の機能の充実

### (4) 多様性を尊重する教育の推進

取組項目	多様性を認め合う学びの機会の確保
取組内容	「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」を踏まえ、外国にルーツを持つ子どもへの支援や、LGBTQの方などの人権課題に係る学習など、多様性を認め合う指導を引き続き進めます。
具体的な取組	ア. 多様性に関わる学習や取組の実施 イ. 日本語指導の充実

### (5) 学びの多様化への対応

取組項目	不登校児童・生徒の教育環境の整備
取組内容	学校と教育委員会等が連携し、不登校児童・生徒の状況を丁寧に把握するとともに、教育機会の確保に向け、サポート教室やトライルーム、オンライン授業やバーチャル・トライルーム等を活用しながら、それぞれの状況に応じた必要な支援を行います。
具体的な取組	ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進 イ. トライルームの充実 ウ. サポート教室を活用した校内支援センターとしての効果的な運用

### (6) 関係諸機関等との連携の強化

取組項目	関係諸機関等との連携の強化
取組内容	学校は、子どもの支援を行っている様々な関係諸機関とケース会議等を通じて情報共有を図り、課題解決に取り組みます。
具体的な取組	ア. スクールソーシャルワーカーの活用の推進 イ. ケース会議等の充実 ウ. 福祉等との連携 エ. 医療的ケア児への支援の充実

## 9 第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）の取組項目

### (1) 特別支援教育の充実

#### 目標指標

指標内容	基準値 (令和5年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
学校だよりやブログでの発信などで、特別支援教育の理解・啓発を行った学校数	15校	15校	15校
学校生活支援シートの作成を必要とする児童・生徒のうち、実際に作成・活用されている児童・生徒の割合	100.0%	100.0%	100.0%

「第3次国分寺市教育ビジョン」より

#### 取組項目 特別支援教育の理解・啓発

特別な支援やニーズに合わせた指導を必要とする児童・生徒が増加傾向であることから、教員、子ども、保護者、地域住民が特別支援教育についての理解を一層深める必要があります。そのため、学校だよりやブログ\*で、特別支援教育に関する学校の取組を紹介するなど、積極的に発信するとともに、教員研修の開催や保護者・地域向け講演会の開催など、教員・子ども・保護者・地域に向け、引き続き理解・啓発を図ります。

#### 【具体的な取組】

##### ア. 障害者理解の取組の充実

- ・各学校において、人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、教育課程に位置付け、人権教育の充実を図ります。
- ・各学校において、発達障害に係る理解教育を教育課程に位置付け、障害者理解の取組の充実を図るとともに、発達障害のために差別され、いじめ等を受けることがないよう、尊厳を保持するための対策を推進します。
- ・教育相談・特別支援教育コーディネーター推進委員会等において、各学校の障害者理解の取組を共有し、自校の取組の改善・充実を図ります。
- ・各学校において、社会福祉協議会による「ふくし体験プログラム」を活用するなど、授業において福祉体験活動等に取り組みます。

##### イ. 交流及び共同学習の推進

- ・各学校は、交流及び共同学習を効果的に実施するため、児童・生徒及び保護者と意義や実施方法について話し合い、合意形成を図ったうえで、実施します。
- ・市内や他自治体の好事例を共有するなどして、各学校の環境や特色に応じた柔軟な取組を、計画的・継続的に実施できるようにします。特に交流及び共同学習を進めるにあたって、日常的に交流できる場を増やすための「交流計画」を個別指導計画に位置付けるなど、計画的に実施します。

- ・教科等の学習に加え、休み時間や給食、清掃など、生活場面における交流を検討し、特にスポーツや遊びは、相互理解を深める有効な手段として、児童・生徒の希望を踏まえた交流を積極的に支援します。
- ・特別支援学級の児童・生徒が通常の学級の児童・生徒と一緒に校外学習に出掛けたり、通常の学級の児童・生徒が、特別支援学級を訪問し、給食と一緒に食べたりするなど、双方向の交流を目指す観点から、特別支援教育コーディネーター\*等も関わりながら組織として支援体制を検討していく必要があり、校内委員会等を活用しながら学校全体で状況を共有し、実施方法を検討します。
- ・年3回開催する特別支援学級・特別支援教室連絡会及び教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会において、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級のそれぞれの実施の目的を踏まえ、交流及び共同学習の実施状況、課題や成果等を共有し、各学校での取組を推進します。
- ・交流及び共同学習を推進するために、研究校を指定するなど、実践的な取組を積み重ね、市内各学校にその取組を還元します。

#### **ウ. 副籍制度に関する理解・啓発の推進(附属資料 P35参照)**

- ・センター的機能をもつ都立特別支援学校と連携を図り、教職員への副籍制度の理解・啓発に努めます。
- ・教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会等において、センター的機能をもつ特別支援学校による研修の実施や、各学校の現状の課題、取組事例等について情報共有を行い、改善を図ります。
- ・各学校において、学校だよりやブログ等での発信、保護者会等の機会を生かし、副籍制度の説明をするなどして、理解・啓発に努めます。

#### **エ. 特別支援教育に関する研修の充実(附属資料 P34参照)**

- ・知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、特別支援教室(巡回指導教員)の専門性を一層高める観点から個別の研修内容を設定し、校外における研修会の充実を図ります。
- ・すべての教員が対象となるよう研修内容を幅広く設定し、特別支援教育に係る資質・能力の向上に努めます。
- ・各学校においては、校内研修会を開き、特別支援学級や特別支援教室の担当教員、特別支援教育コーディネーター等の教員を中心として、児童・生徒の実態把握の方法や発達に応じた支援の在り方など特別支援教育に関する研修を充実させます。
- ・特別支援学級設置校においては、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを招聘し、障害のある児童・生徒への指導・支援の工夫等に関する特別支援学校のセンター的機能を活用した研修を実施します。
- ・各種支援員等については、職場での実践を通じて業務知識を身に付ける、いわゆる「OJT(On-the-Job Training)」を基本としながら、各学校が行う校内研修への参加や校外における研修への参加など、幅広い方法を検討し、育成を図ります。

#### **オ. 教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会の充実**

- ・教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会を、研修会も含めて年5回開催し、特別支援教育に係る校内体制の在り方等について理解・啓発に努めます。
- ・各学校の実態に基づいた課題について、市内における取組や体制を共有したり、協議をしたりすることを通して、各学校における教育相談・特別支援教育の充実を図ります。

## カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進

- ・各学校は、学校だよりや学級だより、ホームページ、ブログ等を通じて、特別支援教育に係る取組を周知します。
- ・各学校は、学校公開や道徳授業地区公開講座等に合わせて、障害者理解に関する授業等を公開したり、保護者や地域住民を対象とした講演会等を行ったり、学校の実情に合わせて理解・啓発の取組に努めます。
- ・教育委員会は、小学校の就学を迎える保護者等を対象として、ニーズを踏まえて、特別支援教育説明会を開催します。
- ・教育委員会は、ホームページにおいて、特別支援教育に係る情報を発信し、保護者や市民への理解の促進と啓発に努めます。
- ・就学相談のしおりや特別支援教育に係る啓発リーフレットを、幼稚園、こども園、保育所、小中学校に在籍する保護者等に配布し、就学相談や特別支援教育の取組の理解・啓発に取り組みます。
- ・例年作成している市内小中学校の特別支援学級や特別支援教室を紹介する冊子「かがやき」において、児童・生徒への多様な支援の実態の理解が促進されるよう内容を工夫し、ホームページへの掲載を通して、市民等への理解・啓発を図ります。
- ・教育委員会は、デジタルを活用した情報発信の在り方についても、研究を進めます。

**特別支援学級、武蔵台学園、立川学園、小平特別支援学校などの友達と交流したことで嬉しかったことや、よかったことを教えてください。**

### 【通常の学級に在籍する児童・生徒へのアンケート調査結果より】

- ・近所の子がいて、遊ぶときにその子なりの意見を頑張ってくれたので、とてもうれしかったです。これからも交流していきたいと思いました。(小学生)
- ・相手の気持ちや立場が分かった(小学生)
- ・交流をすることによってお互いを知って、新しい気づきが生まれると思う。(中学生)

**他の学校や学級の友達と、どのような交流をしたいと思いますか。**

### 【特別支援学級に在籍する児童・生徒へのヒアリング結果より】

- ・ドッジボールやサッカー、野球などの体育がしたいです。(小学生)
- ・友達づくりができるようなイベントがあるといいです。(小学生)
- ・理科や美術の勉強がしたいです。(中学生)
- ・通常の学級と給食や体育の交流をしたいと思います。(中学生)



## 取組項目 指導・支援の充実

市内の児童・生徒数が増加傾向であるとともに、様々な課題を抱える児童・生徒も増えている状況です。教育のどの場においても、子ども一人ひとりのニーズに応じた対応の充実を図る必要があります。学校は、定期的に校内委員会を実施し、教職員等の協議を通して、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に捉えながら、指導・支援の充実を図ります。

また、次期学習指導要領に向けた国や東京都の動向を注視し、状況に応じて柔軟に対応する必要があります。

### 【具体的な取組】

#### ア. 通常の学級における指導・支援の充実

- ・国分寺市の全小・中学校に設置されている巡回型特別支援教室の利点を生かし、巡回指導教員が在籍学級の担任、専科教員、教科等を担当する教員等に対して、指導内容や支援方法について具体的かつ実践的な助言を行える体制を整えます。
- ・特別支援教育に関する校内外の研修会を実施するとともに、特別支援学校が有するセンター的機能を活用することで、すべての教職員が特別支援教育への理解を深め、支援の質の向上を図っていきます。

#### イ. 学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用の推進(附属資料 P35~P38参照)

- ・児童・生徒の希望を踏まえるとともに、関係諸機関と連携しながら、児童・生徒の実態に応じて、学校生活支援シート及び個別指導計画を適切に作成・活用していきます。
- ・特別支援学級及び特別支援教室に在籍するすべての児童・生徒について作成するほか、通常の学級に在籍しながら配慮や支援を必要とする児童・生徒に対しても、必要に応じて活用を進めます。
- ・保護者、学級担任、特別支援教室担当、外部支援者等の間で情報を効果的に共有できるよう、ICT\*の活用も視野に入れたシステムの導入について検討を進めます。
- ・特別支援学校や地域の関係機関との連携のもと、進学・就職等を見据えた、児童・生徒の将来につながる学校生活支援シートの活用を検討していきます。

#### ウ. デジタルを活用した特別支援教育の充実

- ・子どもを中心においた学びを実現し、児童・生徒一人ひとりの障害の状態等に応じた利用が図られるよう、GIGA 端末の効果的な活用を推進します。
- ・東京都教育委員会が作成する知的障害のある児童・生徒向け学習者用デジタル教材等を活用し、具体的な操作を通じて思考や判断、表現ができるようにすることで、GIGA 端末を活用した効果的・効率的に学習内容を習得できるようにします。
- ・書字や読字に困難さのある児童・生徒が、GIGA 端末による写真撮影やキーボード入力などを代替手段として利用し、学習上の困難を補う合理的配慮のツールとして GIGA 端末を活用していきます。
- ・児童・生徒が学習の目的を達成するためのツールとして GIGA 端末の活用が進むように、特別支援学級・特別支援教室連絡会等で、各学校の活用事例を共有します。

## エ. 特別支援教室の円滑な運営

- ・学校全体で特別支援教室の目的や役割に対する理解を深めるとともに、保護者会や個別面談等の機会を通じて、児童・生徒及び保護者にも分かりやすく説明を行います。
- ・児童・生徒、保護者、学級担任、巡回指導教員等が共通理解を図りながら個別指導計画の目標を確認することで、児童・生徒自身が課題意識をもって学習に臨むことができるようにし、保護者・在籍学級担任・特別支援教室巡回指導教員による支援の一貫性を確保します。
- ・市立学校における特別支援教室の運営については、「特別支援教室運営マニュアル」に基づき実施していますが、小・中学校ともに利用者数が増加傾向にあることを踏まえ、今後も利用の推移を注視しながら、必要に応じて運営方法の定期的な見直しを行います。

## オ. サポート教室の運営方法の充実

- ・学習に困難を抱えている児童・生徒においては、校内委員会等でサポート教室の効果的な活用を協議し、在籍学級担任とサポート教室支援員の連携のもと、児童・生徒が持てる力を高められるよう支援します。
- ・児童・生徒の実態に応じて特別支援教室と併用して活用し、サポート教室と特別支援教室での指導が在籍学級での学習に結び付くよう重層的な支援を行います。
- ・特別支援教室（巡回指導教員）からの児童・生徒への支援に関する助言を、校内委員会等を通して、サポート教室支援員とも共有していきます。

## カ. 特別支援学級及び特別支援教室における指導・支援の充実

- ・特別支援学級・特別支援教室連絡会を通して、効果的な指導方法等を共有し、指導・支援の充実に努めます。
- ・センター的機能をもつ都立特別支援学校による巡回相談などを活用し、指導方法や教材等について、研修を進め、指導・支援の充実に努めます。
- ・巡回指導教員の専門性向上を推進するため、市教育委員会の研修に加え、国や都の研修への積極的な受講や指導教諭の模範授業等への積極的な参加を案内します。
- ・指導主事が各学校を定期的に訪問し、指導内容について、授業観察等を通じた指導・助言を実施するとともに、学校からの要望による特別支援教育に係る相談にも対応します。

学校で学習や生活をする上で、先生に特に気にしてほしいことがありますか。

### 【通常の学級に在籍する児童・生徒へのアンケート調査結果より】

- ・書くのが遅いから、たくさん書かれるとその授業の時間に書き終わらない。（小学生）
- ・まとめることが苦手で、話し合いをするときに上手く話せない。（小学生）
- ・書くことが多すぎて、時間内に書き終わらない。（中学生）
- ・光が反射して黒板が見えにくい。（中学生）

自分が『とくいなこと』や『にがてなこと』は何だとおもいますか。

### 【特別支援学級に在籍する児童・生徒へのヒアリング結果より】

- ・意見を出すのは得意だけど、コミュニケーションをとるのが苦手です。（小学生）
- ・みんなと協力できること、初対面だと緊張してしまうことです。（中学生）



## (2) 特別支援教育に関する環境整備の推進

### 目標指標

指標内容	基準値 (令和5年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
ユニバーサルデザインの視点に基づいた学習環境の整備が行われている学校数	15校	15校	15校
知的障害特別支援学級(小学校)を設置している学校数	3校	4校	4校

「第3次国分寺市教育ビジョン」より

### 取組項目

#### ユニバーサルデザイン\*の視点に基づいた学習環境の整備

平成19年度の「学校教育法」の一部改正により、特別支援教育制度がスタートし、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズをより丁寧に把握して対応することが一層求められています。また、障害のある児童・生徒への支援だけでなく、様々な実態の児童・生徒が在籍する学級での支援の必要性が高まっています。

そのため、ユニバーサルデザインの「年齢や性別、国籍、身体的な能力、障害の有無などにかかわらず、全ての人にとって分かりやすい」という視点を学校教育の中に取り入れ、すべての子どもが集中して学習できる、ユニバーサルデザインの視点に基づいた学習環境を整備していきます。

#### 【具体的な取組】

##### ア. ユニバーサルデザインの視点に基づいた指導の工夫(附属資料 P39参照)

- ・教材や教具の工夫、視覚的な情報の提示、課題提示の明確化、板書時間の配慮、説明の明確化、デジタルの活用など、指導方法や学習形態を工夫し、全ての児童・生徒が自らの理解の仕方に応じて学ぶことができる授業に努めます。
- ・児童・生徒の多様な教育的ニーズに応じた「段階的な支援」の考え方を踏まえ、通常の学級と特別支援学級・特別支援教室による指導との連携・接続を図ります。

##### イ. ユニバーサルデザインの視点に基づいた教室環境の工夫(附属資料 P39参照)

- ・日常的に点検や見直しを行い、座席の配置、動線の明確化、整理整頓された空間の確保など、児童・生徒の特性に応じた柔軟な対応ができるような環境づくりに努めます。

##### ウ. 支援員等の効果的な活用(附属資料 P39参照)

- ・支援員等の配置状況や学校現場からのニーズを丁寧に把握しながら、実態に応じて支援員等を適切に配置します。
- ・支援員等がより効果的に機能するために、校内での研修に加え、校外での研修を設定し、全ての児童・生徒が安心して学びに取り組める教育環境の実現を目指します。
- ・コミュニティ・スクールにおける学校運営への支援の仕組みを活用し、地域人材等を活用した支援を検討します。

## 取組項目

### 知的障害特別支援学級（小学校）の新設

令和5年度に「国分寺市立小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会」を設置し、知的障害特別支援学級在籍児童の増加が見込まれることから、必要に応じて新たな学級の設置や学区の変更等について検討を進めました。本委員会の報告書に基づき、児童数の動向を注視して、学級の設置を推進していきます。

#### 【具体的な取組】

##### ア. 報告書に基づいた知的障害特別支援学級（小学校）の設置

- ・市内全体の児童数の動向に注視し、設置計画の検討を進めた結果、令和8年4月に第六小学校に開設することとし、就学相談、保護者説明会、教育課程等の準備を進め、市内4校目となる知的障害特別支援学級を開級します。

## 取組項目

### 特別な支援を必要とする児童・生徒の学びの場の確保

自閉症・情緒障害支援学級においては、令和2年度から令和6年度にかけて増加傾向にあり、市内唯一の設置校である第四小学校さつき学級では、令和7年4月当初時点で、53名の児童が在籍している状況です。これは、他自治体の自閉症・情緒障害特別支援学級と比較しても、多い状況となっています。本委員会において、交流及び共同学習の実施、安全面への配慮、通学における課題などの協議があり、早急な対応が求められています。

ことばや聴こえの相談については、本市教育相談室で相談を受け付けるとともに、近隣市等とも連携し、支援を行っています。しかしながら、構音や吃音の相談について、例年一定数の相談があることから、より一層の充実を図る必要があります。

#### 【具体的な取組】

##### ア. 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数の増加への対応

- ・今後も市内小学校の児童数の増加が予想されており、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童も増加していることから、新たに小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に向けて準備を進めていきます。
- ・中学校においても、自閉症・情緒障害特別支援学級の生徒数の状況に注視し、設置について検討していきます。

##### イ. ことばや聴こえの相談の充実

- ・教育相談室で相談を受けた後、必要に応じて、ことばの訓練を行ったり、連携している近隣市の通級指導学級を紹介し、つなげたりするなど、今後も支援の充実を図ります。
- ・ことばの相談が一定数あることから、現状の相談内容や件数を分析し、近隣市等の取組について研究を進め、言語障害通級指導学級の設置について、準備を進めていきます。（附属資料 P40参照）

### (3) 教育相談、就学相談の充実

#### 目標指標

指標内容	基準値 (令和5年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
【全国学力・学習状況調査】「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」に肯定的な回答をした児童・生徒の割合	児童 64.3% 生徒 63.5%	児童 67.0% 生徒 66.0%	児童 70.0% 生徒 68.0%

「第3次国分寺市教育ビジョン」より

#### 取組項目

#### 学校や関係機関と連携した教育相談の充実

本市では、児童・生徒の様々な悩みや問題に対し、個別に相談に応じ、その健全な育成を助成するために教育相談室を設置し、教育相談を実施しています。

教育相談室では、児童・生徒や保護者の悩みや思いを丁寧に聞き取り、その背景や改善の方策と一緒に整理し、解決の方向を検討しています。児童・生徒の活動範囲は様々ですが、やはり学校が占める割合は大きく、学校においてどのように活動し、困難さを抱えているかは、教育相談の重要なポイントになっています。そのため、教育相談室では、児童・生徒及びその保護者に学校と連携することの承諾をいただいた上で、学校の管理職や担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等と情報の共有、支援方法の検討などを行っています。

現在の教育相談件数の増加や複雑化・多様化する課題に対応するため、これまでの取組の改善を図るとともに、学校や関係機関とより一層連携し、相談者に寄り添いながら、課題の解決に向けて取り組むことが重要です。

#### 【具体的な取組】

##### ア. 教育相談室と学校の連携の充実

- ・相談員と学校の教職員が、児童・生徒や保護者が抱える課題について協議し、課題の解決に取り組みます。
- ・継続的な相談が必要なケースでは、相談員が学校を訪問し、授業観察や教職員と協議を行う巡回相談を実施し、支援の充実を図ります。
- ・デジタルを活用した市内小・中学校等との情報共有の手法などについて、具体的な改善策の検討を進めます。

##### イ. 課題解決に向けた取組

- ・児童・生徒や保護者が抱える課題に対して、教育相談室では、ケース会議を実施し、学校との連携をとおして、課題の解決に取り組みます。
- ・言語能力や自己認識能力が発達途上で、言語による面接（言語による自己表現）が難しい児童に対して、プレイセラピーを通して、情緒的な課題に対する支援を行います。
- ・児童・生徒や保護者が抱える課題を明らかにし、解決の方向性を共有し、年度内の解決を目指します。解決が図られない場合は、ケース会議等を開催し、継続して相談を行うことや適切な関係機関へ引き継ぎます。

## 取組項目

## 適切な支援や教育につながる就学相談の充実

就学相談の件数が増加傾向にあり、特別支援教育や発達障害への理解が進んだことなど要因は様々考えられますが、障害のある子どもたち一人ひとりに応じた適切な教育を検討する機会が増えていることは望むべき傾向と捉えています。しかしながら、件数の増加に伴い、相談時間の確保や個別支援委員会における審議件数の調整等の課題が生じてきています。

また、就学を迎える子どもやその保護者にとって、自分にあった学びの場を選択することは容易ではありません。特に保護者は就学相談を進めるにあたって、学びの場の選択、就学後の学校生活、さらに進学などに不安や悩みが生じてきます。これらに対して、思いを受け止め、丁寧に相談を進めていくことが重要です。

以上のことから、就学相談システムの改善を図りながら、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりに、適切な支援や教育が提供されるよう、学校、関係機関と連携して、引き続き丁寧な就学相談を行っていきます。

### 【具体的な取組】

#### ア. 学校、関係機関、教育相談室の連携の充実

- ・教育相談室を中心に、児童発達支援センターつくしんぼとの定期的な連絡会を実施します。
- ・園や医療などの関係機関との連携を密にしながら、保護者との就学相談における情報共有と方針の検討を丁寧に進めます。
- ・子どもの実態を的確に捉え、教育的支援に繋げるために、就学前施設での観察や行動観察会を実施します。

#### イ. 就学相談の機能の充実

- ・個別支援委員会での審議件数の増加に対応するため、ICT を活用した運営方法や審議の在り方等を検討します。
- ・各学校においては、学校生活支援シートを活用しながら、校内委員会等の相談体制を整備し、児童・生徒の適応状況や障害特性の変化を継続的に把握するとともに、保護者との信頼関係を大切にしながら、就学先の変更も含めた支援の在り方を柔軟に見直していきます。
- ・教育相談室では、個別支援委員会の審議を通じて継続的な検討が必要と判断された児童・生徒について、次年度の巡回相談の対象として状況の観察や支援の在り方の確認を行います。
- ・学校においては、個別支援委員会の結果や校内委員会の記録を基に、保護者と個人面談等で情報を共有しながら今後の方針を協議し、必要に応じて個別支援委員会の再審議を申請することができるよう、柔軟で丁寧な相談活動を継続します。
- ・教育委員会では、子どもが就学を迎える保護者を対象とした特別支援教育説明会を2月頃に設定し、就学相談の円滑な実施を図ります。
- ・就学相談等の申込み希望数を早期に把握し、個別支援委員会の審議を計画的に実施していくため、各種相談の申込期限の目安を設定します。(附属資料 P40参照)

## (4) 多様性を尊重する教育の推進

### 目標指標

指標内容	基準値 (令和5年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
多様性にかかわる学習や取組を教育課程に位置付け、実施している学校数	13校	15校	15校

「第3次国分寺市教育ビジョン」より

### 取組項目 多様性を認め合う学びの機会の確保

グローバルが進んだ社会においては、多様性を尊重する意識や態度、豊かな国際感覚を身に付けることが求められています。特に、少子高齢化、人口減少社会においては、これまで以上に誰もが能力を発揮できる社会の実現を目指し、アンコンシャス・バイアス\*の解消、ジェンダー平等や男女共同参画の推進、多様な性を理解し尊重する意識を醸成する取組を通して、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会を形成することが必要です。また、『国分寺市すべての人を大切にするまち宣言\*』を踏まえ、外国にルーツを持つ子どもへの支援や、LGBTQ\*の方などの人権課題に係る学習など、障害のある児童・生徒への指導・支援にとどまらず、多様性を認め合う指導を引き続き進め、共生社会の形成に向けた素地を養います。

#### 【具体的な取組】

##### ア. 多様性に関わる学習や取組の実施

- ・各学校の人権教育の担当者で構成する人権教育推進委員会を開催し、LGBTQ などに係る学習について、取組の共有と研究を進め、指導の充実を図ります。
- ・特別支援学級における合同宿泊行事(小学校)や合同学習発表会(小・中学校)、特別支援学級交流会(知的)を通して、特別支援学級間の交流を進め、より多くの他者と出会い、学ぶ機会を設定します。
- ・児童会・生徒会フォーラムを開催し、市内小・中学校の児童・生徒が協議を通して、他者と関わり合い、多様性を認め合う機会を設定します。

##### イ. 日本語指導の充実(附属資料 P41 参照)

- ・日本語指導を必要とする児童・生徒の状況をより正確に把握するため、チェックリストを活用して実態を把握し、より早期に支援を得ることができるようになります。
- ・児童・生徒が学校において日常生活及び学習活動を営む上で最低限必要となる基礎的な日本語を指導するため、日本語指導員を配置します。
- ・日本語指導員による指導を終えた後、必要に応じて、人権平和課による「日本語支援サポーター」や「こいがくば国際教室」の利用など、関係課と連携し、日本語学習のサポート制度の充実を図っていきます。

## (5) 学びの多様化への対応

### 目標指標

指標内容	基準値 (令和5年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
不登校児童・生徒全員が学校内外の機関の指導や相談につながっている学校数	4校	10校	15校

「第3次国分寺市教育ビジョン」より

### 取組項目 不登校児童・生徒の教育環境の整備

不登校の要因は、発達の段階で生じる悩みや不安など様々あり、取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校を問題行動であると受け取られないよう配慮することが重要です。学校と教育委員会等が連携し、不登校児童・生徒の状況を丁寧に把握するとともに、外部の専門機関とも連携を図り、教育機会の確保に向け、サポート教室やトライルーム、オンライン授業、バーチャル・トライルーム\*等を活用しながら、それぞれの状況に応じた必要な支援を行い、社会的自立等へとつなげていきます。

#### 【具体的な取組】

##### ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進(附属資料 P41 参照)

- ・不登校の要因は様々考えられ、コミュニケーションの苦手さなど個々の特性が関係している場合や周囲の音やにおいなどの環境の要因が影響している場合など、またそれらが複合的に関連している場合などがあることから、児童・生徒一人ひとりの状況を踏まえた個別の対応をしていきます。
- ・学校では、校内委員会を開催し、特別支援教育コーディネーターや不登校対応担当教員が中心になって、環境調整や関係機関との連携等について検討を進めていきます。
- ・デジタルを活用した児童・生徒と教員の双方向のやり取りや学習コンテンツの活用、オンライン授業等を実施するなど GIGA 端末を積極的に活用し、児童・生徒の実態に合わせて実施していきます。
- ・自己のペースでの学習や人との関わりへの不安という視点から、3D メタバース空間を利用したオンラインコンテンツを活用するなど、GIGA 端末を活用した居場所づくりや学習支援を通じ、スモールステップでの自立を支援します。

##### イ. トライルームの充実(附属資料 P41 参照)

- ・学習の機会と人との触れ合いの機会、多様な体験の機会を提供していきます。
- ・児童・生徒の思いを尊重しながら学校復帰や社会的自立を目指していることから、デジタルを活用したトライルームと学校の連携の充実を図ります。
- ・「トライルームひかり」と「トライルームほんだ」を開設し、市の西側と東側に在住する児童・生徒が通室しやすい環境を整えていることに加えて、不登校児童・生徒数の増加に伴い、市内3か所の目となるトライルームの開設の検討を行います。

### ウ. サポート教室を活用した校内支援センターとしての効果的な運用

- ・校内委員会で対象となる児童・生徒への支援方法を検討し、児童・生徒一人ひとりの状況を踏まえた上で、サポート教室の運営を工夫します。
- ・教育相談・特別支援教育コーディネイト推進委員会等において、サポート教室の効果的な運営方法の共有を図り、活用方法の工夫を図ります。

**友達関係などの人との関係で、むずかしいと感じることはありますか。**

**【通常の学級に在籍する児童・生徒へのアンケート調査結果より】**

- ・自分の気持ちをうまく伝えられない。(小学生)
- ・自分と意見が違うけど、なかなかそのことを言えない(小学生)
- ・お互いの意見がずれてしまったときです。相手の意見をしっかりと分かった上で解決していきたいです。(小学生)
- ・自分の言葉が本来想定していない意味で相手に伝わってしまうことがあるから、自分の気持ちを正しく伝えられるように心がける。(中学生)
- ・複数人で過ごすときは、自分と誰かの関係だけでなく、誰かと誰かという他人同士の関係も考えて行動したり言葉を発したりしなければならないので難しい。他の人の気分を損ねないように発言に気を付けていきたい。(中学生)

**先生や友達に手伝ってもらってうれしかったことはありますか。**

**【特別支援学級に在籍する児童・生徒へのヒアリング結果より】**

- ・友達になぐさめてもらったのがうれしかったです。(小学生)
- ・相談に乗って解決できたら楽しいです。(小学生)
- ・部活動で分からないときに教えてくれたことです。(中学生)
- ・大変なことを手伝ってくれたり、黒板をきれいにするのを手伝ってくれたりしたのがうれしかったです。(中学生)
- ・たくさん物を持っているときに、手伝ってもらえてうれしかったです。(中学生)



## (6) 関係機関等との連携の強化

### 目標指標

指標内容	基準値 (令和5年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
ケース会議等の実施により関係諸機関との連携を 図っている学校数	15校	15校	15校

「第3次国分寺市教育ビジョン」より

### 取組項目 関係諸機関等との連携の強化

児童・生徒とその保護者へ必要な支援を進めていく上では、関係機関等の連携を欠かすことはできません。特にスクールソーシャルワーカー\*は、児童・生徒の様々な「困りごと」に応じて、環境へ働きかけ、関係機関と『つながり』ながら児童・生徒を中心とした支援のネットワークを作っていく役割を担っています。複雑化・多様化する課題を解決するために、スクールソーシャルワーカーが連携の中心となり、学校は児童・生徒の支援を行っている様々な関係諸機関とケース会議等を通じて情報共有を図り、課題解決に取り組めます。

また、令和3年9月施行の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の目的に基づいて、医療的ケアを必要とする児童・生徒（以下、「医療的ケア児」といいます。）が学校において適切な医療的ケアやその他の支援が受けられるように、学校・保護者・医療・福祉等関係機関と連携し、環境・体制の充実に向けた検討を進めます。

#### 【具体的な取組】

##### ア. スクールソーシャルワーカーの活用の推進(附属資料 P42参照)

- ・中学校にスクールソーシャルワーカーを配置して、原則中学校区の学校を巡回し、機動的なアウトリーチ\*型の支援を行います。
- ・各学校の SSW 担当者と密に連携を図り、担当校の校内支援委員会や教育相談部会等に出席した際は、児童・生徒が抱える課題に対する情報やアセスメントについて、情報共有を行うことで、福祉的視点から保護者及び教職員への助言を行います。
- ・教育委員会が作成したスクールソーシャルワーカー活用ガイドラインに基づき、学校が効果的にスクールソーシャルワーカーを活用できるように、生活指導主任会や教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会等で、取組の共有を図ります。
- ・月4回程度、スクールソーシャルワーカーが集合し、事例検討や教育資源の情報共有、関係機関等との協議を通して、課題の解決を目指します。

##### イ. ケース会議等の充実

- ・児童・生徒が抱える課題の解決には、学校だけでなく、関係機関等との連携が不可欠であることから、積極的にケース会議を開催し、具体的な解決策について、協議します。

- ・対象となる児童・生徒やその家庭に必要な支援を明らかにし、どのように実施するのか、決定することを目的としてケース会議を開催し、生活指導主任会や教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会等で開催方法の研究を進めていきます。
- ・ケース会議の開催にあたっては、必要に応じて、クラスアシスタント等の支援員も参加者とするとともに、保護者と情報共有し、一層の充実を図ります。

## ウ. 福祉等との連携

- ・こども家庭センターや児童発達支援センターつくしんぼ、児童相談所、障害児相談支援事業所、放課後等デイサービス、医療機関、少年センター、警察、保健所等、それぞれの児童・生徒に関わる様々な関係機関と連携し、切れ目のない支援体制の構築に向けた方策を検討します。
- ・福祉分野等の関係機関と連携を図り、小学校入学の際には、就学支援シート\*の内容を引き継ぐことや障害児支援利用計画と学校生活支援シートの活用に努めます。
- ・福祉部局と連携して放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業等の福祉制度について更なる周知を図り、活用する児童・生徒への支援が円滑に行われるよう、学校と事業所が連携し、児童・生徒への支援体制の充実を図ります。

## エ. 医療的ケア児への支援の充実

- ・医療的ケア児が学校において心身の状況に応じた適切な支援が受けられるように、国分寺市医療的ケア児支援関係者会議では、教育・保健・医療・福祉などの関係機関が相互に連携を図り、支援体制の充実に向けた検討を進めます。
- ・学校が安全に安心して医療的ケア児の受け入れができるようにするため、国分寺市立学校医療的ケア児看護師等派遣事業実施要綱に基づき、医療的ケアに係る看護師等を派遣し、適切な支援の充実に努めます。

学校生活において『もっと支援があったらいいな』と思うことはありますか。

### 【通常の学級に在籍する児童・生徒へのアンケート調査結果より】

- ・友達関係で困った時に相談できるところがあるとよい。(小学生)
- ・どんな人でも、自分のペースや能力に合った方法で勉強できる支援があるとよい。(小学生)
- ・先生との二者面談を積極的にやってほしい。(中学生)
- ・放課後、自習の時間をつくってほしい。(中学生)

困っているときに、誰かに相談できていますか。相談しやすくするにはどうするとよいですか。

### 【特別支援学級に在籍する児童・生徒へのヒアリング結果より】

- ・先生や兄弟、家の人に相談しています。(小学生)
- ・相談できることを教えることが大事だと思います。(小学生)
- ・信頼している人が周りにいるとよいと思います。(中学生)
- ・グループで相談すると相談しやすいです。(中学生)



# 附属資料

## ■特別支援教育を推進する上での研修体系

研修内容	管理職	コーディネーター	特別支援学級担任	巡回教員	通常の学級教員	若手教員	中堅教員	支援員等
特別な支援を必要とする児童・生徒への支援	○	◎	○	○	◎	○	○	○
知的障害特別支援学級における指導の充実	○	○	◎	○	○	○	○	○
自閉症・情緒障害特別支援学級における指導の充実	○	○	◎	○	○	○	○	○
自立活動の特質を踏まえた指導・支援の充実	○	○	○	◎	○	○	○	○
療育機関や福祉サービス等の社会資源の活用	○	○	○	○	○	○	◎	
特別支援教育の基礎・基本	○	○	○	○	○	◎	○	◎

◎…主たる対象者 ○対象者

## ■令和8年度以降の研修について(案)

研修会名	令和8年度以降		研修内容
夏季研修会	半日 × 4回		特別な支援を必要とする児童・生徒への支援
			知的障害特別支援学級における指導の充実
			自閉症・情緒障害特別支援学級における指導の充実
			自立活動の特質を踏まえた指導・支援の充実
若手教員育成研修	1年次	半日	特別支援教育の基礎・基本等
	2年次	半日	
	3年次	半日	
中堅教諭等資質向上研修Ⅰ	11年次	全日	療育機関や福祉サービス等の社会資源の活用

## ■副籍制度について

副籍制度は、特別支援学校に在籍する児童・生徒が、国分寺市立の地域指定校に副次的な籍を置き、交流を図ることで、同じ地域に生きる人間として、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶ重要な場になると考えます。

交流活動には、学校だよりや学級だよりの交換等を中心とした「間接的な交流」と、当該児童・生徒が地域指定校の授業や学校行事に参加する「直接的な交流」があります。

<b>【間接的な交流】</b>	お便りの交換の方法には、①郵送をする、②都立特別支援学校の児童・生徒が地域指定校に届ける、③地域指定校の児童・生徒が都立特別支援学校の児童・生徒の自宅を訪問して手渡しする等の方法が考えられます。
<b>【直接的な交流】</b>	各教科や道徳科、特別活動（学級活動、児童会又は生徒会、小学校のクラブ活動）、総合的な学習の時間、外国語活動（以下教科等という）において、交流及び共同学習を行うことが考えられます。教科等における交流及び共同学習は、障害のある児童・生徒の指導上の必要性だけでなく、地域指定校の状況等を踏まえ、地域指定校の児童・生徒にとっても教育効果が高まるように、地域指定校と在籍校が連携して組織的・計画的に実施する必要があります。

## ■学校生活支援シートの活用

学校生活支援シートは、児童・生徒や保護者の希望を踏まえるとともに、児童・生徒を中心に、保護者や関係機関がそれぞれの役割分担を確かめ、必要となる支援を行っていくためのものです。また、これまで行ってきた支援を整理するとともに、支援に関する必要な情報を記載し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫性のある支援を行っていくためのものでもあります。さらに、指導や支援の成果、児童・生徒の変化、有効であった支援等を保護者と確認し、確実に引き継ぐためのものでもあり、学校内における支援だけではなく、学校卒業後も適時・適切な支援を受けることができるよう、関係機関等と連携して学校生活を支えるという視点を持つことが大切です。

### 【学校生活支援シートの活用の流れ】

- (1)学校生活支援シートの作成が必要な児童・生徒を校内委員会で確認する。
- (2)年度当初の保護者会をはじめ、様々な機会を捉えて、学校生活支援シート作成の意義や活用方法等について説明する。
- (3)学校生活支援シートを基に、保護者との面談を原則としながら、電話やオンラインを活用するなど、柔軟に対応し、学期ごとに行う。
- (4)関係機関等と会議を行う際には、必要に応じて保護者の出席を促すなどして、共通理解を図るようにする。
- (5)進学または転学に当たっては、保護者に学校生活支援シートの引継ぎについての確認を得た上で、進学先または転学先の学校へ引継ぐ。

【参考様式】

## 学校生活支援シート

フリガナ		性別	学年・組
氏名			
学校		校長名	
		担任名	
備考			

1 学校生活への期待や成長への願い（こんな学校生活がしたい、こんな子供（大人）に育ってほしい、など）	
本人から	
保護者から	

2 現在のお子さんの様子（得意なこと・頑張っていること、不安なことなど）

3 支援の目標	
支援の具体化（合理的配慮）	
学校の指導・支援	家庭の支援
交流及び共同学習の実施に関して、本人及び保護者との合意の上、実施方針を記載する。	

4 支援機関の支援			
在籍校	年度	年 組	担任名:
	年度	年 組	担任名:
	年度	年 組	担任名:
	支援機関:	担当者:	連絡先:
	支援内容:		
	支援期間:	( ) ~ ( )	
	支援機関:	担当者:	連絡先:
	支援内容:		
	支援期間:	( ) ~ ( )	
	支援機関:	担当者:	連絡先:
	支援内容:		
	支援期間:	( ) ~ ( )	

5 校内委員会及び個別支援委員会の記録		
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等

6 成長の様子

7 来年度への引継ぎ

8 作成・更新の確認				
校長印	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
作成担当者印				
保護者 氏名・印	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

■個別指導計画の活用について

学校生活支援シートに示された「学校の指導・支援」の中でも、学習に関する支援を具体化したものが個別指導計画です。個別指導計画は、児童・生徒一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細やかな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定していきます。個別指導計画を作成するにあたっては、学校生活支援シートの内容を踏まえるとともに、学校における教育課程や指導計画等を考慮する必要があります。

【参考様式例】（小学校特別支援教室用）

令和 年度 個別指導計画

国分寺市立	小学校	年	組	氏名
在籍学級担任			特別支援教室担当	

◎指導目標（長期計画）

在籍学級での目標
特別支援教室での目標
(1)
(2)

◎短期目標と手立て及び評価

在籍学級	短期目標 (1) (2)	評価 ・ ・
	手立て (1) (2)	

特別支援教室	短期目標 (1) (2)	評価 ・ ・
	手立て (1) (2)	

校長印	担任印	担当印	時数	家庭での支援	保護者印

## ■ 学校教育におけるユニバーサルデザインの視点

### 【学習環境の整備】

#### 1 場の構造化

整理整頓を徹底し、常に同じ環境で安心でき、落ち着いて授業に向かえるようにする。



#### 2 刺激量の調整

掲示物の精選や余分な音の刺激を減らすことで、必要な情報に集中できるようにする。



#### 3 ルールの明確化

必要な場所に文字や絵でルールを示し、自らルールに気付き、守れるようにする。

#### 4 互いを認め合う工夫

様々な個性を理解し合い、互いのよさを認め合えるような関わりを大事にする。



#### 5 時間の構造化

授業をいくつかの活動に区切り、流れを明示し、見通しをもって参加できるようにする。

### 【指導方法の工夫】

#### 1 焦点化

授業内の情報量を減らして、ねらいに集中できるようにし、思考や活動場面を増やす。



#### 2 視覚化・情報伝達の工夫

大切な情報を視覚的に示し、再確認できるようにする。

#### 3 共有化・参加の促進

少人数での意見交換の活動などを取り入れ、全員に発言の機会を設ける。

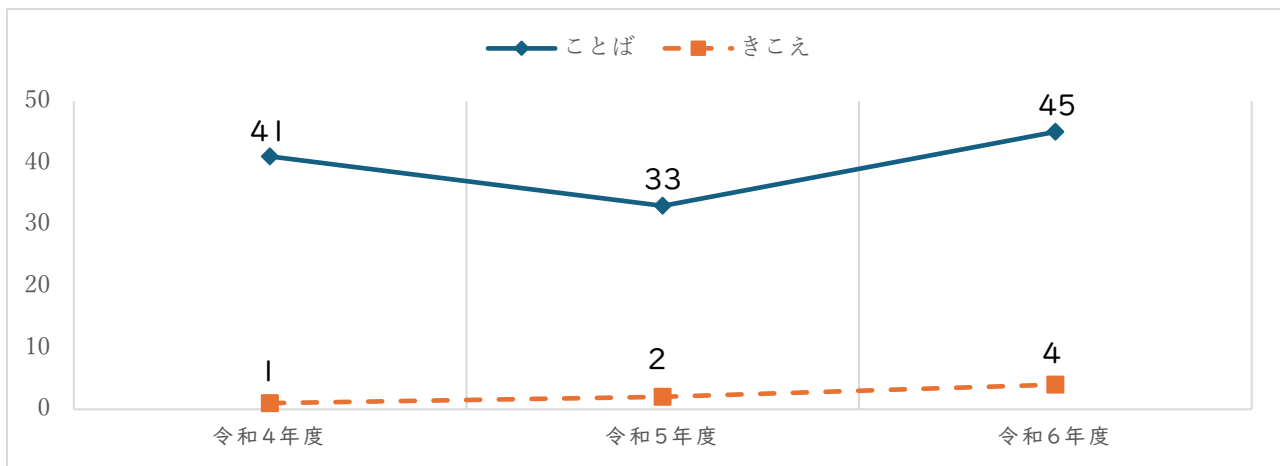
【参考】「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学校の教育活動の推進について」平成29年3月 東京都教育委員会

## ■ 支援員等の職務一覧

学校には多様な人材が配置されており、児童・生徒を支援する仕組みが整っています。学校は、次の人材を効果的に活用することが重要です。

人材	対象	職務の内容
担任補佐	通常の学級	きめ細かな対応が必要な、小学校の低学年において、学級担任を補佐し、児童の学校生活をサポートする。
特別支援教育 クラスアシスタント	通常の学級	通常の学級において、障害等のある児童・生徒の介助や支援を行い、学校生活への適応を促し、学級運営の充実を図る。
特別支援学級 介助員	特別支援学級	校長の指導のもと、特別支援学級において、対象児童・生徒の障害の程度に応じた身の介助を行う。
特別支援教育 支援員	特別支援学級 通常の学級	学校教育法施行令第22条の3に該当し、特別支援学校への就学が適当であると判定されたものの、総合的な判断により小・中学校へ就学した児童・生徒の日常生活上の介助又は学習上の援助を行う。
サポート教室支援員 サポート教室準支援員	通常の学級 特別支援学級	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、校内に設置したサポート教室において個別指導等を行う。また、学校に通いづらい児童・生徒への個別支援を行う。

## ■ことばや聴こえの相談件数



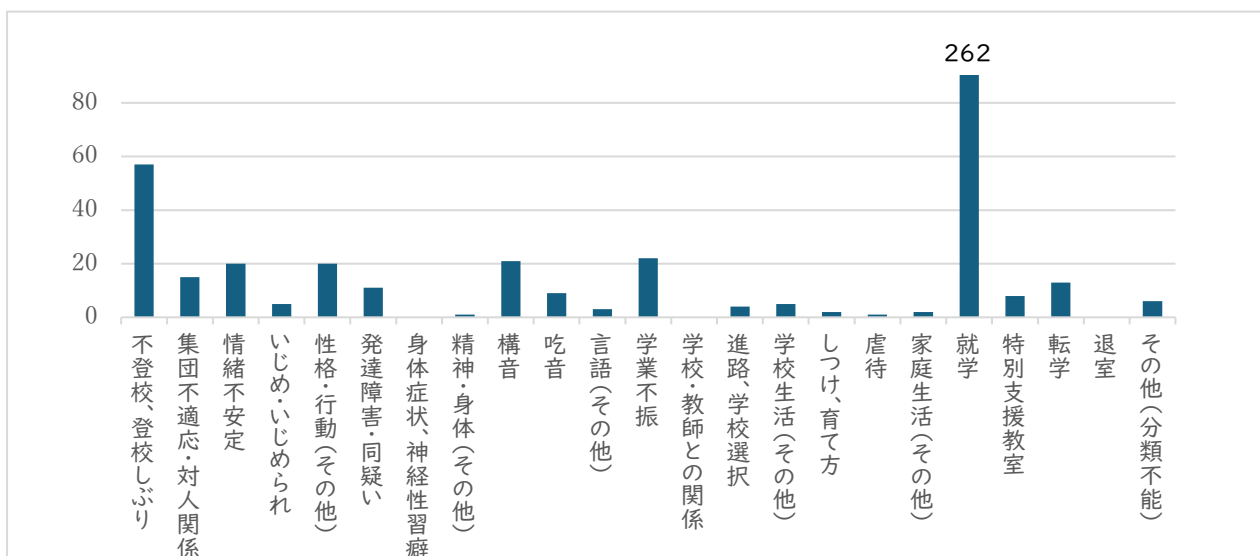
※相談及び訓練を実施した子どもの人数

## ■就学相談等における申込期限の目安（小学校及び中学校共通）

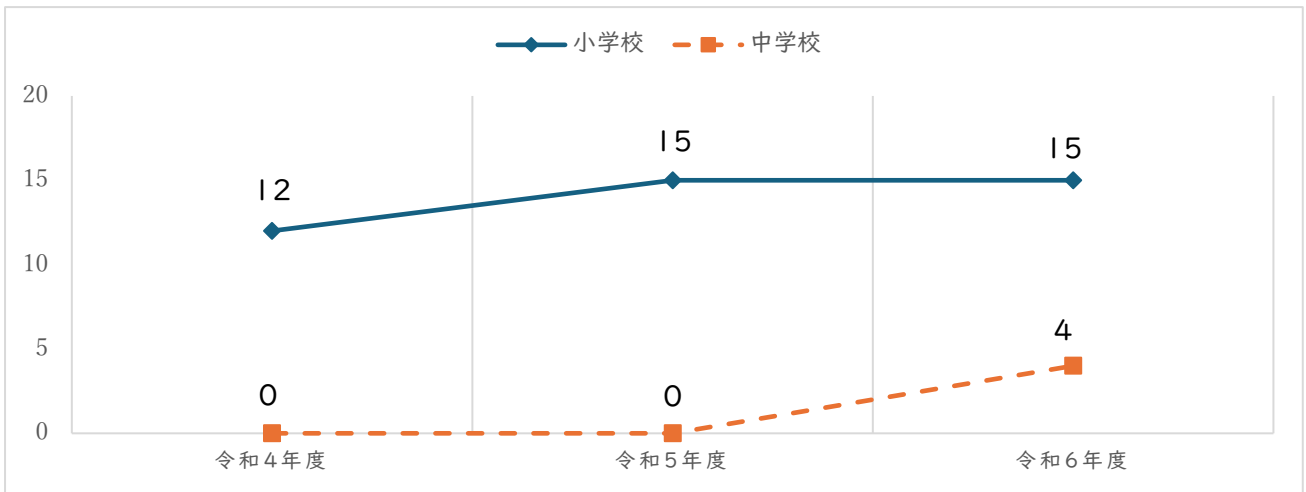
相談内容	対象	申込期限
就学相談	次年度入学者	入学の前年度4月から7月末まで
特別支援教室の入退室	年度途中の入室 年度途中の退室	その都度申し込み
	次年度、1学期から入室 3学期までで退室	当該年度の1月中旬まで
特別支援学級・特別支援学校への転学等	転学等希望者	転学等を希望する前年度11月末まで

※上記の申込期限は目安であり、期限以降であっても、個別の状況によって対応する。

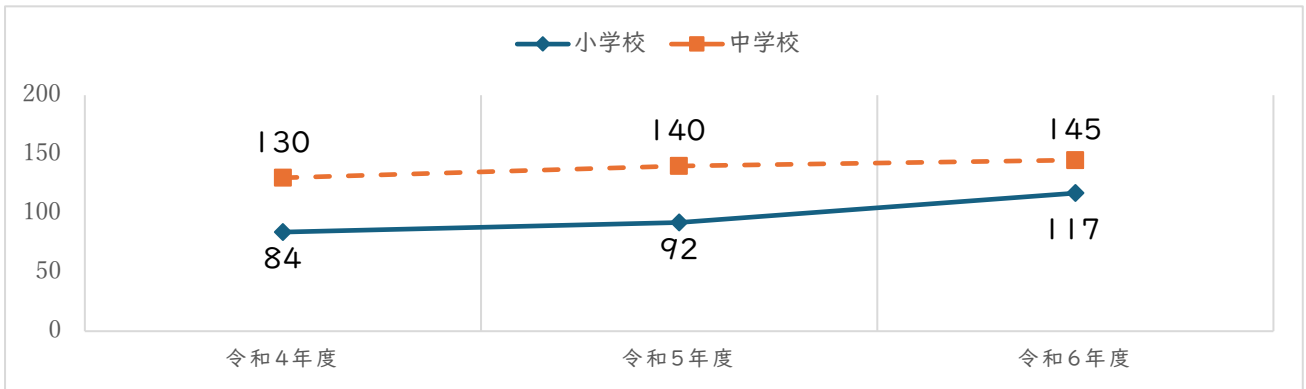
## ■令和6年度 教育相談主訴分類



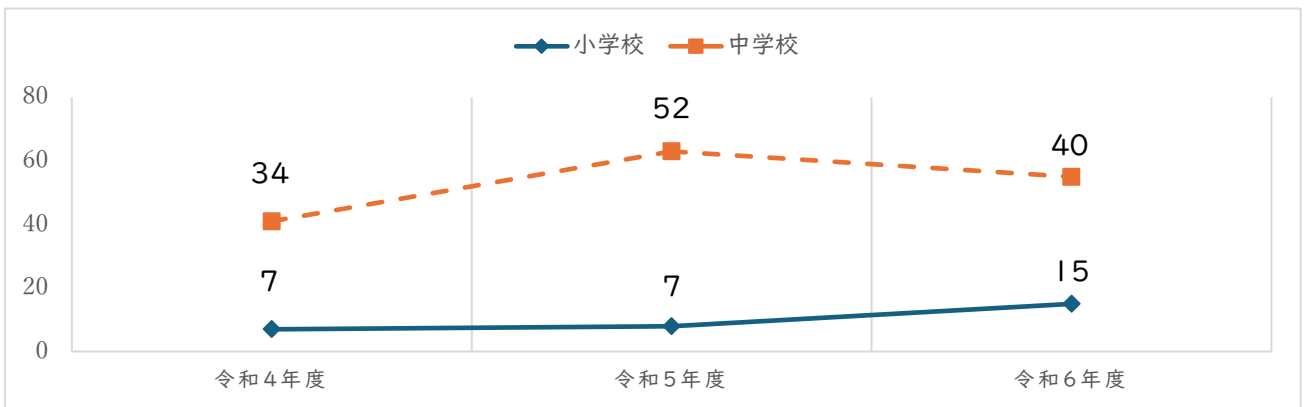
■日本語指導員による日本語指導を受けている児童・生徒数



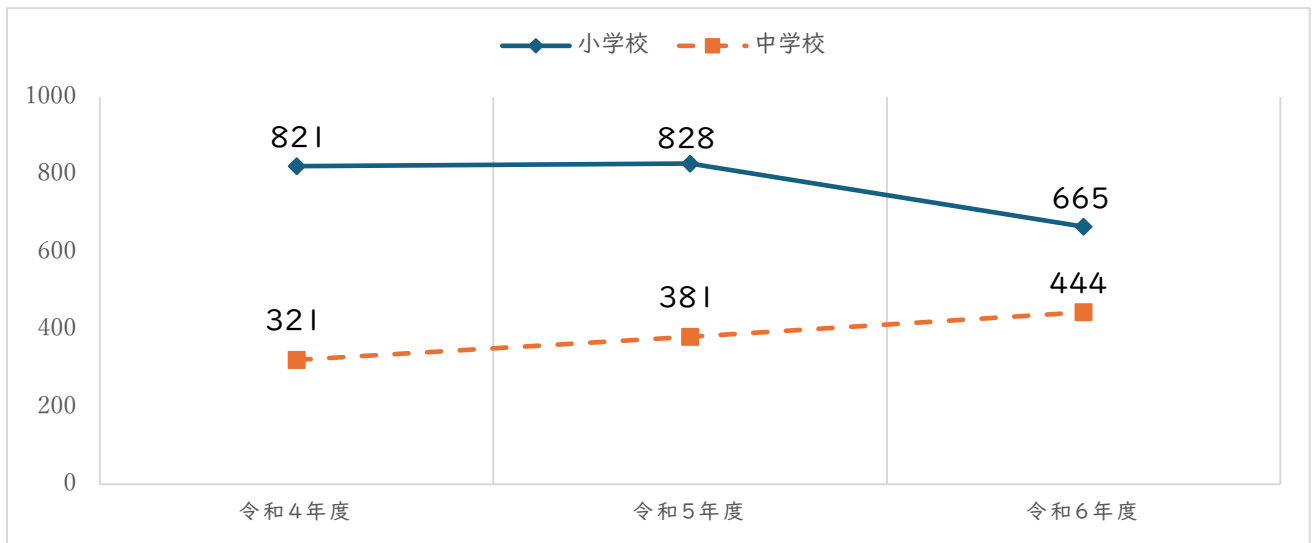
■国分寺市立小・中学校における不登校・児童生徒数



■トライルーム登録者数



■スクールソーシャルワーカーの支援の対象となった児童・生徒数



## 語注一覧

アウトリーチ	支援が必要な対象者のいる場所に、公的機関が出向いて積極的に働きかけること。
アンコンシャス・バイアス	無意識の偏見の意味で、自分自身では気付いていない「ものの見方や捉え方のゆがみや偏り」のこと。
合理的配慮	平成28年4月施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、示されたものです。障害のある児童・生徒が、平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するため、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある児童・生徒に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものを言います。学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないものを指します。
就学支援シート	幼稚園や保育園で個々の幼児について配慮していることについて、保護者と共に作成し、あらかじめ小学校に伝えることで、円滑な就学が迎えられることを目的としています。
特別支援学校(知的障害・肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・病弱)	特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、または病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を指導することを目的としている。
LGBTQ	Lesbian(レズビアン、性自認が女性で同性を好きになる人)、Gay(ゲイ、性自認が男性で同性を好きになる人)、Bisexual(バイセクシュアル、両性を好きになる人)、Transgender(トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、や Questioning(クイアやクエスチョニング、自らの性の在り方について、特定の枠に属さない、あるいは分からない人)の頭文字をとった言葉。セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)を表す総称の一つとしても使われることがある。
ICT	Information and Communication Technology の略。情報処理及び情報通信などのコンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称のこと。
ユニバーサルデザイン	障害の有無・性別・人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいようにあらかじめ生活環境等をデザインする考え方。
ブログ	web に Log するという言葉の略。日記や記事などが継続的に作成・管理されるウェブサイトのこと。
バーチャル・トライルーム	東京都が提供する『バーチャル・ラーニング・プラットフォーム』を活用し、令和6年度から運用を開始した居場所と学びの場。インターネット上の仮想空間において、1人1台端末を通してコミュニケーションをとることができる。また、学習スペースや教室スペースなどの区画や自学自習用のWEB教材、プログラミング学習などのコン

テンツを有しており、自分に合った学びを進めることができる。

特別支援教育コーディネーター

障害のある児童・生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識をもち、保護者や関係機関との連絡調整役を担当する教員

スクールソーシャルワーカー(SSW)

社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有し、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者。教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技能を有し、子どもが抱える課題に対して、関係機関等へつないで解決を図るなど、子どもの置かれた環境を整えるよう取り組んでいる。

令和3年12月10日に、すべての人の尊厳を守るために制定された宣言。以下全文。

すべての人はかけがえのない存在であり、すべての人の尊厳は守られるべきものです。

しかし、今もなお世界では尊厳が損なわれる事実が起きています。

国分寺市すべての人を大切にすまち宣言

いかなる理由による差別も受けることなく、すべての人が個人として尊重され、多様な生き方を相互に認め合える共生社会の実現のため、「国分寺市すべての人を大切にすまち」を宣言します。

Ⅰ 互いの立場を認め合う国分寺市

Ⅰ 互いの意見を認め合う国分寺市

Ⅰ 互いに助け合う国分寺市

令和3年12月10日 国分寺市

## 国分寺市特別支援教育推進委員会設置要綱

令和3年3月 25 日

要綱第1—2号

最近改正 令和7年3月 28 日

(設置)

第1条 第4次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)(令和4年2月策定)の成果と課題を踏まえ、令和8年度以降の特別支援教育の支援体制、年次計画等について検討するため、国分寺市特別支援教育推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を国分寺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

(1) 第4次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)の見直しに関すること。

(2) 特別支援教育の対象児童及び生徒への支援に関すること。

(3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員 21 人以内をもって組織し、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(1) 公募により選出された市民 2人以内

(2) 市立小中学校の保護者の代表者 6人以内

(3) 識見を有する者 1人以内

(4) 医師 1人以内

(5) 都立特別支援学校の教諭 1人以内

(6) 市立小中学校の校長 1人以内

(7) 市立小中学校の通常の学級担任教諭 1人以内

(8) 市立小中学校の特別支援学級担当教諭 2人以内

(9) 市立小中学校の特別支援教室担当教諭 1人以内

(10) 福祉部職員 1人以内

(11) 子ども家庭部職員 1人以内

(12) 教育部教育総務課長

(13) 教育部学務課長

(14) 教育部学校指導課長

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告をもって終了する。

(謝礼)

第5条 教育委員会は、第3条第3号及び第4号に掲げる委員に対し、謝礼を支払うものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部学校指導課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 委員会名簿

	職名等	氏名
学識経験者	東京家政大学家政学部児童教育学科教授	半澤 嘉博
医療関係者	むさしの小児発達クリニック児童精神科医	川崎 葉子
公募市民	公募市民	井出 怜奈
	公募市民	風岡奈穂子
保護者代表	国分寺市立第十小学校保護者(通常の学級代表)	吉岡 金時
	国分寺市立第二小学校保護者(固定学級代表)	谷村 良枝
	国分寺市立第四小学校保護者(固定学級代表)	高森 友香
	国分寺市立第二中学校保護者(固定学級代表)	古川 貴子
	国分寺市立第三中学校保護者(固定学級代表)	栗原 えみ
	国分寺市立第二小学校保護者(特別支援教室代表)	草野 美幸
教育関係者	都立武蔵台学園主幹教諭(特別支援学校代表)	田中美江子
	国分寺市立第三中学校長(設置校長会代表)	植木 淳
	国分寺市立第六小学校主任教諭(通常の学級代表)	杉本亜紀子
	国分寺市立第四小学校主任教諭(固定学級代表)	片桐多香子
	国分寺市立第二中学校主任教諭(固定学級代表)	水野 雄二
	国分寺市立第五中学校主幹教諭(特別支援教室代表)	小堀 太一
市長部局	福祉部障害福祉課長	宮外 智美
	子ども家庭部子ども発達支援担当課長	前田 典人
教育委員会	教育総務課長	廣瀬 喜朗
	学務課長	村上 航
	学校指導課長	馬場 一平
事務局	学校教育担当課長	關 友矩
	指導主事	渡辺 大輔
	指導主事	稲村 望
	指導主事	柴田 慈
	指導係長	山田 和啓